

# 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第10次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（平成26年9月）

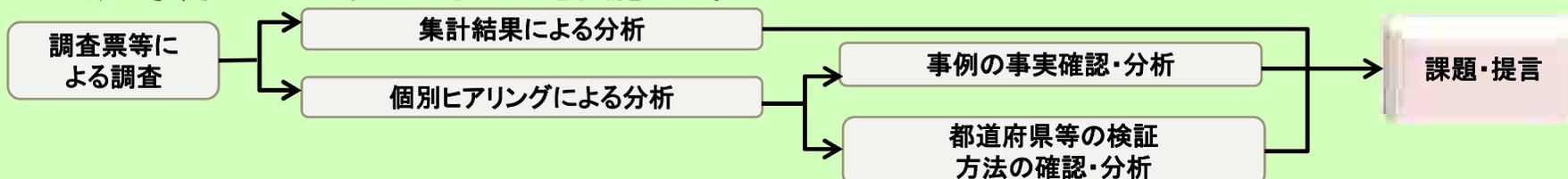
## 対 象

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの12か月間に発生し、又は表面化した児童虐待による死亡78事例（90人）を対象とした。

	第10次報告			（参考）第9次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死 （未遂を含む）	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死 （未遂を含む）	計
例数	49	29	78	56	29	85
人数	51	39	90	58	41	99

## 調査・分析方法

調査票による調査の後、関係都道府県等において検証が実施された事例の中で、関係機関の関与があった一部の事例について、ヒアリングを実施した。



# 事例の分析

## 集計結果による分析 - 「心中以外の虐待死」・「心中による虐待死」の事例-

### 1 心中以外の虐待死

- 死亡した子どもの年齢は、0歳が22人(43.1%)と最も多く、0歳から2歳を合わせると32人(62.7%)と大部分を占めた。
- 虐待の種類は、身体的虐待が32人(62.7%)、ネグレクトが14人(27.5%)。直接死因は、「出生後放置」や「低酸素症」等の「その他」11人(有効割合26.8%)を除き、「頭部外傷」8人(同19.5%)が最も多く、「胸部外傷」、「頸部絞扼による窒息」「頸部絞扼以外による窒息」「出血性ショック」「低栄養による衰弱」「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」が各3人(同7.3%)であった。
- 主たる加害者は、「実母」が38人(74.5%)と最も多く、次いで「実父」と「実母と実父」がそれぞれ3人(5.9%)であった。
- 実母の抱える問題(複数回答)として、「妊婦健康診査未受診」、「母子健康手帳の未発行」、「望まない妊娠」が多かった。
- 加害の動機としては、「保護を怠ったことによる死亡」と「泣きやまないことにいらだったため」が多かった。

### 2 心中による虐待死(未遂を含む)

- 死亡した子どもの年齢は、0歳から13歳までの各年齢に分散している傾向。
- 直接死因は、「頸部絞扼による窒息」が13人(有効割合38.2%)で最も多く、次いで「中毒(火災によるものを除く)」が10人(同29.4%)であった。
- 主たる加害者は、「実母」が24人(61.5%)と最も多く、次いで「実父」が6人(15.4%)であった。
- 加害の動機(複数回答)としては、「保護者自身の精神疾患、精神不安」、「経済的困窮」が各12人(30.8%)と多かった。

### 3 関係機関の関与

- 児童相談所の関与は、心中以外の虐待死事例が15例(30.6%)、心中による虐待死事例が10例(34.5%)であり、市町村(児童福祉担当部署)の関与は、心中以外の虐待死事例が13例(26.5%)、心中による虐待死事例が8例(27.6%)であった。
- 要保護児童対策地域協議会で取り扱われていた事例は、心中以外の虐待死事例で8例(16.3%)、心中による虐待死事例で5例(17.2%)であった。

## 個別ヒアリング調査結果の分析 - 4事例から -

- 1 乳幼児健康診査未受診等のリスクが高い家庭への対応**  
乳幼児健康診査未受診以外にも複数のリスク要因を有していた家庭に対して、関係機関が保有する情報の共有がなされず、虐待発生のリスクを認識していなかった
- 2 転居を繰り返す社会的に孤立しがちな家庭への対応**  
転居を繰り返すという事実を把握しながらも、これらの家庭に対する情報共有や協議を行うなどの対応がなされず支援が途切れていた
- 3 家庭全体に対するアセスメントの実施と適切な対応**  
子どもと家族全体を支援対象者として捉えた上でのアセスメントが不足していた
- 4 精神疾患のある養育者等の支援を必要としている家庭への対応**  
精神疾患があり希死念慮(自殺企図)を抱く実母からの相談に対して、育児困難や虐待を念頭に置いた上で、危機感をもった対応がなされなかった
- 5 児童相談所における組織的なアセスメント**  
児童相談所において、相談受理後の情報共有や援助方針等に関する組織的なアセスメントとチェック体制が不十分だった
- 6 市町村職員の専門性及び対応能力**  
子どもの健康状態等から予測可能な虐待のリスクについて、十分な認識が不足していた
- 7 市町村における関係部署間の情報共有**  
市町村内部の関係部署間において、情報共有に関する連携体制が構築されていなかった
- 8 関係機関間の連携体制**  
要保護児童対策地域協議会を活用せず、関係機関の連携に基づく支援が行われなかった
- 9 自治体における検証の実施**  
検証に必要な基本的な情報の収集が不足しており、効果的な手法や検証体制が確立されていなかった

# 第10次報告の特集における事例概要

## 0日・0か月児死亡事例

第1次から第10次報告までの心中以外の虐待死事例において、0日・0か月児事例が一定数含まれていたことから、今後の対策を考える上で重要な検証対象と捉え、蓄積されたデータの検証を行った。

### 1 対象

第1次から第10次報告までの心中以外の虐待死事例における0日・0か月児事例：111人

### 2 事例の概要

- 心中以外の死亡事例全体に占める0歳児の割合は4割以上
- 0歳児の虐待死に占める0日・0か月児の割合は4割
- 0日・0か月児事例の中では日齢0日児が8割以上

### 3 加害者の状況

- 加害者の約9割は実母
- 実母の年齢別内訳は19歳以下が約3割、35～39歳が約2割
- 親族と同居していた割合は8割（※）

### 4 妊娠・出産に係る問題

- 母子健康手帳の未発行、妊婦健康診査の未受診などが9割（※）
- 望まない妊娠が約7割、若年（10代）出産の経験ありが約4割
- 過去にも遺棄をしている事例が約1割
- トイレ、風呂場等の自宅出産の割合が約6割強、医療機関での出産は1割に満たない

（※）は第10次報告における調査結果のみの値

## 精神疾患のある養育者における事例

養育者の病状の変化が育児困難や子どもの虐待につながる可能性や、過去の死亡事例においても、一定の割合で精神疾患のある養育者による死亡事例が含まれていたことから、検証を行った。

### 1 対象

第5次から第10次報告までの実母による虐待死事例の中で、実母に精神疾患のあった事例：73例、79人

（心中以外の虐待死：31例、32人 心中による虐待死：42例、47人）

### 2 死亡時の子どもの年齢

- 0歳児が約2割であるが、17歳までの各年齢に分散

### 3 実母の診断名及び年齢

- 心中以外の事例では統合失調症（15例）、心中事例においてはうつ病（20例）が最多
- 実母の年齢は30歳以上が約8割

### 4 支援者の状況とその内訳

- いずれかの支援者がいた事例が約9割（内訳は配偶者や親、行政の相談担当課が多い）

### 5 関係機関の関わり

- 医療機関と市町村の母子保健担当部署が各6割、児童相談所及び市町村の児童福祉担当部署が約3～4割

### 【支援策】

- 妊娠から出産に至るまで、切れ目のない相談・支援が行える体制の整備と相談窓口に関する周知
- 妊婦が産科医療機関を受診した機会を捉え、切れ目なく行政サービスに結びつくよう医療機関と行政との連携を強化
- 妊婦やその家族に対して、行政サービスや相談の場、養子縁組や里親制度に関する適切な情報提供
- 思春期からの性に関する正確な情報提供

### 【支援策】

- 地域における保健・医療・福祉のネットワークを活用した支援（養育者の主治医と市町村職員や児童相談所等との連携による支援）
- 希死念慮（自殺企図）のある養育者の場合、家庭における養育の限界を丁寧に見極めた上での、適切かつ迅速な対応
- 親子の再統合を行う場合は、施設退所後の養育負担の増加や養育者自身の病状変化に配慮した地域における支援体制の整備

# 課題と提言

## 地方公共団体への提言

### 1 虐待の発生及び深刻化予防

- 望まない妊娠に係る相談体制の充実、相談窓口の周知
- 妊婦健康診査の受診に係る啓発の強化
- 妊娠期からの保健、医療、福祉分野における、それぞれの確実な対応と連携の強化
- 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化
- 虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等に関する広報・情報提供の着実な実施
- 児童虐待に係る通告義務・通告先・相談窓口等に関する広報及び啓発のより一層の強化

### 2 虐待の早期発見・早期の適切な対応と支援の充実

- 乳幼児健康診査及び就学時の健康診断未受診等の家庭の把握と対応
- 居住実態が把握できない児童・家庭に対する要保護児童対策地域協議会を活用したフォロー体制の整備

### 3 職員の専門性の確保と資質の向上

- 市町村職員の児童虐待に対する専門的な知識や相談援助技術の向上
- 市町村における虐待対応担当部署のコーディネート機能の強化

- 児童相談所における虐待対応の専門性及び中核的機関としての役割機能の強化

- 丁寧かつ迅速な相談体制の強化に向けた児童相談所及び市町村（虐待対応担当部署、母子保健担当部署）における人員体制の充実

### 4 虐待対応における関係機関の効果的な連携

- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における個別ケース検討会議の積極的な活用と効果的な実務者会議のあり方
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における入所措置解除時の支援体制整備
- 児童相談所と市町村における専門性を活かした役割分担と連携・協働の徹底

- 地域をまたがる転居事例に関する地方公共団体間での情報共有の徹底と支援を要する家庭への切れ目のない継続支援の実施

### 5 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

- 地方公共団体による検証の確実な実施
- 検証を実施するための効果的な手法
- 地域をまたがる転居事例における検証の地方公共団体間における協力
- 検証報告の積極的な活用による虐待死事例の再発防止

## 国への提言

### 1 虐待の発生及び深刻化予防

- 養育支援に関する妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の充実
- 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化
- 虐待の発生予防のための広報・啓発

### 2 虐待の早期発見・早期対応と支援の充実

- 虐待発生のリスクが高い家庭の早期発見・早期対応
- 居住実態が把握できない児童・家庭に対するフォロー体制の整備

### 3 職員の専門性の確保と資質・能力の向上

### 4 虐待対応における関係機関の効果的な連携

- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の活用の徹底と調整機関の機能強化
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関と各関係機関における連携体制の強化

### 5 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

- 地方公共団体による検証の確実な実施に向けた方策の検討
- 検証報告書の積極的な活用に向けた検討と周知

## 第1次から第10次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

### 養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 望まない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産した
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や強い抑うつ状態がある
- 過去に自殺企図がある
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

### 子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している
- きょうだいに虐待があった

### 生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

### 援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた情報を統合し虐待発生のリスクを認識できなかった
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における検討の対象事例になっていなかった
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄であった

※子どもが低年齢である場合や離婚等による一人親の場合であって、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

## 【調査結果の概要】

## 参考

番号	項目	心中以外		
		10次報告	1～10次報告	10次報告の傾向
1	子どもの年齢 (P59～60)	・0歳22人(43.1%)	・0歳240人(44.0%) ・1歳69人(12.6%)  ※1次からの合計人数546人	・0歳が最も多く、3次と4次を除いて全体の4割を超えているという例年と同様の傾向。
2	虐待類型 (P63)	・身体的虐待32人(62.7%) ・ネグレクト14人(27.5%)	・身体的虐待365人(66.8%) ・ネグレクト145人(26.6%)	・身体的虐待が6割以上、ネグレクトが2割以上という例年と同様の傾向。
3	主たる加害者 (P68)	・実母38人(74.5%)	・実母304人(55.7%)	・実母が全体の過半数以上を占めるという例年と同様の傾向。
4	加害の動機 (P73)	・保護の怠慢9人(17.6%) ・泣きやまないことにいらだったため8人(15.7%)	・保護の怠慢80人(15.4%) ・しつけのつもり68人(13.1%) ・泣きやまないことにいらだったため48人(9.2%)  ※2次以降の集計項目のため、合計人数521人	・保護の怠慢によるものが最も多いという例年と同様の傾向。
5	妊娠期・周産期の問題 (P75～76)	・妊婦健診未受診17人(33.3%) ・望まない妊娠/計画していない妊娠14人(27.5%)	・妊婦健診未受診100人(21.2%) ・望まない妊娠/計画していない妊娠102人(21.7%)  ※3次以降の集計項目のため、合計人数471人	・妊婦健診の未受診、望まない妊娠/計画していない妊娠が2割以上という例年と同様の傾向。
6	養育者の心理・精神的問題 (P91)	・育児不安15例(31.3%) ・養育能力の低さ14例(29.2%) ・精神疾患7例(14.6%) ・うつ状態4例(8.3%)	・育児不安112例(26.6%) ・養育能力の低さ118例(28.0%) ・精神疾患45例(10.7%) ・うつ状態47例(11.2%)  ※3次以降の集計項目のため、合計421例	・育児不安や養育能力の低さ等の問題が2～3割という例年と同様の傾向。
7	地域との接触 (P101)	・ほとんど無い7例(有効割合25.0%) ・乏しい13例(同46.4%)	・ほとんど無い113例(有効割合42.8%) ・乏しい71例(同26.9%)  ※2次以降の集計項目のため、合計264例 (「不明」221例を除く)	・地域との接触がほとんど無い、乏しいを併せて約7割という例年と同様の傾向。

番号	項目	心中		
		10次報告	1～10次報告	10次報告の傾向
8	加害の動機 (P74)	・保護者自身の精神疾患、精神不安12人(30.8%) ・経済的困窮12人(30.8%)	・保護者自身の精神疾患、精神不安47人(37.0%) ・経済的困窮23人(18.1%)  ※8次以降の集計項目のため、合計127人	・保護者自身の精神疾患、精神不安が多いという例年と同様の傾向。
9	養育者の心理・精神的問題 (P91～92)	・うつ状態9例(32.1%) ・育児不安、精神疾患各7例(25.0%)	・うつ状態56例(20.8%) ・育児不安62例(23.0%) ・精神疾患58例(21.6%)  ※3次以降の集計項目のため、合計269例	・うつ状態、育児不安、精神疾患などが多いという例年と同様の傾向。

※5と6と9については複数回答

# 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

第10次報告

平成26年9月



## 目次

はじめに .....	1
I 凡例・検証方法等 .....	2
1 用語の定義	
2 対象事例	
3 検証方法	
II 特集	
特集1 0日・0か月児死亡事例について .....	4
特集2 精神疾患のある養育者における事例について .....	22
III 現地調査（ヒアリング調査）の結果について .....	45
1 事例の概要	
2 問題点と対応策	
IV 個別調査票による死亡事例の調査結果 .....	58
V 地方公共団体における検証等に関する調査結果 .....	136
1 地方公共団体における検証組織の設置状況	
2 地方公共団体が行う検証の実施状況	
3 国の検証報告の活用状況	
VI 課題と提言 .....	148
おわりに .....	166
社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 .....	167
○委員名簿	
○委員会開催経過	
○現地調査経過	

## はじめに

平成12年に児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)が制定され、施行から14年が経過した。この間、児童福祉法と合わせて4回の大きな改正が行われ、平成24年4月には「民法等の一部を改正する法律」が施行されるなど、子ども虐待については発生予防、早期発見・早期の適切な対応、虐待を受けた子どもの保護・自立に向けた支援など、切れ目のない支援が行われるよう対策が推進されてきた。

しかしながら、児童相談所及び市町村における児童虐待に関する相談対応件数は増加し続けるとともに、虐待による死亡事例は後を絶たない状況である。

子ども虐待による死亡事例等については、事例を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策の提言を行うことを目的として、平成16年10月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」(以下、「本委員会」という。)が設置され、これまで9次にわたって報告を取りまとめてきた。

本報告では、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間の事例について分析・検証を行うとともに、地方公共団体で行われた検証について分析し、具体的な改善策を提言した。

なお、本報告は、児童虐待の再発防止策を検討したものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではないことを申し添えたい。

## I 凡例・検証方法等

### 1 用語の定義

虐待により死亡した子どもの事例については、第2次報告以降、「心中以外」の事例と「心中」事例（未遂により親は生存したが子どもは死亡したものを含む。）に区別している。「心中」事例については、保護者が子どもを殺害するという態様に照らせば、虐待による死亡であり、委員会の分析・検証の対象とすることとしている。

第7次報告では、「心中以外」の事例を「虐待死」と呼称を改め、「心中」事例は従来どおり「心中」としたがこれにより、「心中」事例が虐待による死亡でないとの誤解が生じるおそれがあるため、第8次報告以降、「虐待死」とした事例を「心中以外の虐待死」に、「心中」とした事例を「心中による虐待死」にそれぞれ呼称を改めることとした。

また、市町村の所管課に関しては、これまで「児童福祉担当部署」として、児童手当や保育所入所等の申請窓口と児童虐待対応を担当する部署の総称として標記していたが、第10次報告からは、児童虐待の通告受理や対応を行う部署については「虐待対応担当部署」として、児童福祉担当部署とは分けて表記することとした。

### 2 対象事例

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの12か月間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例等を、厚生労働省が新聞報道等から抽出し、地方公共団体が把握した死亡事例と合わせて地方公共団体に詳細を調査した。調査に当たっては、今後の再発防止策を検討するために、事件化されているかどうかに関わらず、広く虐待による死亡事例と考えられる事例すべてについて調査している。

調査の結果、対象とする事例について、児童虐待防止法の児童虐待の定義を踏まえ、個々の事例について検討して確定した。例えば、保護者かどうか疑義の生じる交際相手の虐待行為により死亡に至った場合でも、児童虐待防止法上、同居人による暴行の放置など保護者としての監護を著しく怠ることもネグレクトに該当することを踏まえ、対象事例として詳細を検証している。

なお、第10次報告における虐待死事例の総数は、78例（90人）であり、そのうち心中以外の虐待死が49例（51人）、心中による虐待死が29例（39人）であった。

### 3 検証方法

#### (1) 調査票による調査

##### ① 対象事例についての調査

厚生労働省が都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）の児童福祉主管課及び母子保健主管課に対し、事例の概要、子どもの状況、虐待を行った者の状況、養育環境、関係機関の対応、検証機関の設置状況等の詳細について、調査票を送付し、回答を求めた。

##### ② 地方公共団体の検証等についての調査

厚生労働省が都道府県等の児童福祉主管課に対し、検証組織の設置状況、対象事例の検証状況、国の検証報告の活用状況等について、調査票を送付し、回答を求めた。

#### (2) ヒアリングによる調査

##### ① 対象事例についての調査

調査票により調査した事例のうち、都道府県等において検証が実施されたものの中で、特徴的な事例や特に重大と考えた事例について、さらに詳細な事実確認により改善策を検討するために、都道府県等及び関係機関等を対象にヒアリングを実施した。

##### ② 地方公共団体の検証等についての調査

①の調査の際に、都道府県等の検証報告書等を基に、検証方法及び検証を実施するに当たっての課題、検証報告の提言の実施状況等について、当該検証組織の代表者、都道府県等及び関係機関等を対象にヒアリングを実施した。

#### (3) 分析

(1)、(2)と合わせて、都道府県等の検証報告書、新聞記事等を基に、事例の総体的な分析を行うとともに、個別事例から明らかとなった課題等について分析した。

なお、本報告では、個別事例について検証の趣旨を損なわない範囲で、個人を特定できる情報を削除するなど、対象者のプライバシーに配慮した。

## Ⅱ 特集 1：0日・0か月児死亡事例について

### 1 0日・0か月児の心中以外の虐待死事例の検証

平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例（51 人）のうち、0 歳児の死亡人数は 22 人であり、心中以外の虐待死による死亡人数全体の約 4 割以上を占めている。その中でも、生後 24 時間以内の死亡と考えられる日齢 0 日児の死亡事例（以下「日齢 0 日児事例」という。）と日齢 1 日以上月齢 1 か月未満児の死亡事例（以下「月齢 0 か月児事例」という。）を合わせた 0 日・0 か月児の心中以外の虐待死事例（以下「0 日・0 か月児事例」という。）は 11 人であった。0 日・0 か月児事例が 0 歳児の死亡事例の半数を占めていることから、この検証は不可欠であるとし、第 9 次報告に引き続き、0 日・0 か月児事例の検証をすることとした。

なお、平成 24 年度に把握した 0 日・0 か月児事例については、すべて日齢 0 日児事例であったことから（詳細は後述）、第 10 次報告単年度の結果等については、日齢 0 日児事例についてのみ言及することとしている。

#### (1) 0日・0か月児事例の発生状況

前述したとおり、0 歳児の心中以外の虐待死事例の死亡人数の全体における割合は、第 1 次報告以降、概ね 4 割を占めているが、このうちの約 4 割から 5 割程度を 0 日・0 か月児事例で占めており、特に日齢 0 日児事例については 0 日・0 か月児事例の概ね 8 割以上を占めている。なお、平成 24 年度に把握した 0 日・0 か月児事例では、すべての事例が日齢 0 日児事例であった。（表 a-1、表 a-2-1、表 a-2-2）

表 a-1 0 歳児の心中以外の虐待死事例の死亡人数の推移（心中以外の虐待死）<sup>注1)</sup>

区分	第1次報告	第2次報告	第3次報告	第4次報告	第5次報告	第6次報告	第7次報告	第8次報告	第9次報告	第10次報告	総数
人数	11	23	20	20	37	39	20	23	25	22	240
割合	44.0%	46.0%	35.7%	32.8%	47.4%	58.2%	40.8%	45.1%	43.1%	43.1%	44.0%

<sup>注1)</sup> 第 1 次報告は、対象期間が平成 15 年 7 月 1 日から同年 12 月末日（半年間）、第 5 次報告は平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで（1 年 3 か月間）と、対象期間（月間）が他の報告と異なる。

表 a-2-1 0日・0か月児事例の死亡人数の推移と0歳児の心中以外の虐待死事例における割合

年次	0日	0か月	合計	構成割合	0歳
第1次報告	1	1	2	18.2%	11
第2次報告	6	2	8	34.8%	23
第3次報告	8	0	8	40.0%	20
第4次報告	8	1	9	45.0%	20
第5次報告	16	1	17	45.9%	37
第6次報告	22	4	26	66.7%	39
第7次報告	6	1	7	35.0%	20
第8次報告	9	3	12	52.2%	23
第9次報告	7	4	11	44.0%	25
第10次報告	11	0	11	50.0%	22
総数	94	17	111	46.3%	240

表 a-2-2 0日・0か月児事例の日齢別死亡人数（第10次）

区分	人数
0日	11
1～9日	0
10日以上	0
計	11

## (2) 0日・0か月児事例の概要

### ① 0日・0か月児事例の加害者

0日・0か月児事例における虐待を行った加害者について、平成24年度に把握した事例ではすべて実母であったが、第1次から第10次報告までの累計でも、「実母」が加害者であった事例は101人(91.0%)で、全体の大部分を占めていた。一方、実父が単独の加害者となる事例は非常に少ない傾向があった。(表a-3-1、表a-3-2)

表a-3-1 0日・0か月児事例の加害者(第10次)

区分	0日児	0か月児
実母	11	0
その他	0	0
計	11	0

表a-3-2 0日・0か月児事例の加害者(第1次から第10次までの累計)

区分	0日児		0か月児		合計	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
実母	88	93.6%	13	76.5%	101	91.0%
実父	1	1.1%	2	11.8%	3	2.7%
実母・実父	4	4.3%	2	11.8%	6	5.4%
不明	1	1.1%	0	0.0%	1	0.9%
計	94	100.0%	17	100%	111	100.0%

② 死亡につながった虐待の類型

0日・0か月児事例における虐待の類型について、平成24年度に把握した事例では、身体的虐待が3人(27.3%)、ネグレクトが6人(54.5%)であり、身体的虐待とネグレクトで死亡した事例は合わせて9人(81.8%)であった。なお、ネグレクトで死亡した事例は、すべて遺棄をされた事例であった。(表a-4)

表 a-4 0日・0か月児事例の虐待の類型

区分	第7次				第8次				第9次				第10次			
	0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児		0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
身体的虐待	3	50.0%	1	100.0%	3	33.3%	4	100.0%	4	57.1%	3	75.0%	3	27.3%	0	0.0%
ネグレクト	3	50.0%	0	0.0%	4	44.4%	0	0.0%	2	28.6%	1	25.0%	6	54.5%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	2	22.2%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	2	18.2%	0	0.0%
計	6	100.0%	1	100.0%	9	100.0%	4	100.0%	7	100.0%	4	100.0%	11	100.0%	0	0.0%

③ 遺棄の有無と遺棄された場所

0日・0か月児事例における子どもが遺棄された場所について、平成24年度に把握した事例では、「自宅」が3人(27.3%)、「自宅外」が8人(72.7%)であった。また、第1次から第10次報告までの累計をみると、日齢0日児事例では、「遺棄あり」の事例が84人(89.4%)と非常に多く、そのうち、「自宅外」の場所に遺棄されていた事例が全体の半数であった。他方、月齢0か月児事例では「遺棄なし」が過半数を占めていた。(表a-5-1、表a-5-2)

表 a-5-1 0日・0か月児事例における子どもが遺棄された場所(第10次)

区分	0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合
自宅	3	27.3%	0	0.0%
自宅外	8	72.7%	0	0.0%
計	11	100.0%	0	0.0%

表 a-5-2 0日・0か月児事例における子どもの遺棄の有無と遺棄された場所

(第1次から第10次までの累計)

区分	0日児		0か月児		合計	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
遺棄なし	7	7.4%	9	52.9%	16	14.4%
遺棄あり	84	89.4%	8	47.1%	92	82.9%
自宅	37	39.4%	3	17.6%	40	36.0%
自宅外	47	50.0%	5	29.4%	52	46.8%
不明	3	3.2%	0	0.0%	3	2.7%
計	94	100%	17	100%	111	100%

④ 直接の死因

0日・0か月児事例における直接の死因について、平成24年度に把握した事例では、死因が不明の事例が5人(45.5%)を占めたが、死因が判明した事例の中では、「頸部絞扼以外による窒息(疑いを含む。)」による事例が5人(有効割合83.3%)、次いで「出血性ショック」が1人(同16.7%)であった。また、第1次から第10次報告までの累計をみると、「窒息(絞殺以外)」による死亡事例が44人(有効割合55.0%)と最も多く、窒息による死亡が多い傾向がみられた。

(表 a-6-1、表 a-6-2)

表 a-6-1 0日・0か月児事例の死因(第10次)

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頸部絞扼以外による窒息 (疑いを含む。)	5	45.5%	83.3%	0	0.0%	0.0%
出血性ショック	1	9.1%	16.7%	0	0.0%	0.0%
不明	5	45.5%		0	0.0%	
計	11	100.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%

表 a-6-2 0日・0か月児事例における死因（第1次から第10次までの累計）

区分	0日児			0か月児			合計		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
出生後、放置	15	16.0%	22.7%	1	5.9%	7.1%	16	14.4%	20.0%
窒息（絞殺以外）	37	39.4%	56.1%	7	41.2%	50.0%	44	39.6%	55.0%
絞殺	5	5.3%	7.6%	3	17.6%	21.4%	8	7.2%	10.0%
その他	9	9.6%	13.6%	3	17.6%	21.4%	12	10.8%	15.0%
不明	28	29.8%		3	17.6%		31	27.9%	
計	94	100%	100%	17	100%	100%	111	100%	100%

⑤ 事例が発覚した経緯

各事例が発覚した経緯について、平成 24 年度に把握した事例では、「出産後に実母が受診した病院からの通報」により発覚した事例が 4 人（36.4%）と最も多く、次いで「近隣住民・知人が遺体を発見」により発覚した事例が 3 人（27.3%）であり、実母と同居している同居者が遺体を発見したことがきっかけとなって、発覚につながった事例は少なかった。なお、その他の内容としては、同居していない親族宅において出産し、家人の親族が発見したというものであった。

（表 a-7）

表 a-7 0日・0か月児事例の判明したきっかけ（第10次）

区分	0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合
出産後に実母が受診した病院からの通報	4	36.4%	0	0.0%
近隣住民・知人が遺体を発見	3	27.3%	0	0.0%
ゴミ集積場・用水路等での発見	2	18.2%	0	0.0%
家族その他の同居者が遺体を発見	1	9.1%	0	0.0%
その他	1	9.1%	0	0.0%
計	11	100.0%	0	0.0%

⑥ 出産した場所

0日・0か月児事例における実母が本児を出産した場所について、平成24年度に把握した事例では、医療機関が関与した出産はなく、「自宅」内が5人（有効割合 55.6%）であり、自宅内での出産場所ではトイレが非常に多かった。一方、「自宅外」での出産は4人（同 44.4%）であり、自宅外での出産場所では、ホテルや知人宅がみられた。

（表 a-8-1、表 a-8-3）

また、第1次から第10次報告までの累計で見ると、0日・0か月児事例全体における「自宅」での出産が65人（同 66.3%）、特に、日齢0日児事例における「自宅」での出産が61人（同 75.3%）と高い割合を占めていた。同じく、日齢0日児事例では、第1次から第10次までの累計をみても、医療機関での出産はみられなかった。（表 a-8-2）

表 a-8-1 0日・0か月児事例における出産場所（第10次）

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
自宅	5	45.5%	55.6%	0	0.0%	0.0%
自宅外	4	36.4%	44.4%	0	0.0%	0.0%
不明	2	18.2%		0	0.0%	
計	11	100.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%

表 a-8-2 0日・0か月児事例における出産場所（第1次から第10次までの累計）

区分	0日児			0か月児			合計		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
自宅	61	64.9%	75.3%	4	23.5%	23.5%	65	58.6%	66.3%
自宅外	20	21.3%	24.7%	4	23.5%	23.5%	24	21.6%	24.5%
医療機関	0	0.0%	0.0%	9	52.9%	52.9%	9	8.1%	9.2%
不明	13	13.8%		0	0.0%		13	11.7%	
計	94	100%	100%	17	100%	100%	111	100%	100%

表 a-8-3 0日・0か月児事例における自宅内での出産場所（第1次から第10次までの累計）

区分	0日児		0か月児		合計	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
トイレ	24	39.3%	0	0.0%	24	36.9%
風呂場	8	13.1%	0	0.0%	8	12.3%
その他	3	4.9%	1	25.0%	4	6.2%
不明	26	42.6%	3	75.0%	29	44.6%
計	61	100%	4	100%	65	100%

### (3) 0日・0か月児事例における養育者の状況

#### ① 実母の年齢

0日・0か月児事例における実母の年齢について、平成24年度に把握した事例では、「20～24歳」が4人（36.4%）と最も多く、次いで「25～29歳」が3人（27.3%）、「19歳以下」が2人（18.2%）であった。19歳以下の実母については最年少が15歳であり、事例全体の中で最年長は41歳であった。（表 a-9-1）

また、第1次から第10次報告までの累計でみると、0日・0か月児事例の実母の年齢は、日齢0日児事例では、「19歳以下」が25人（有効割合27.2%）で最も多く、月齢0か月児事例では、「35～39歳」が8人（47.1%）と最も多かった。日齢0日児事例においては、実母の年齢が若いという特徴がみられる。（表 a-9-2）

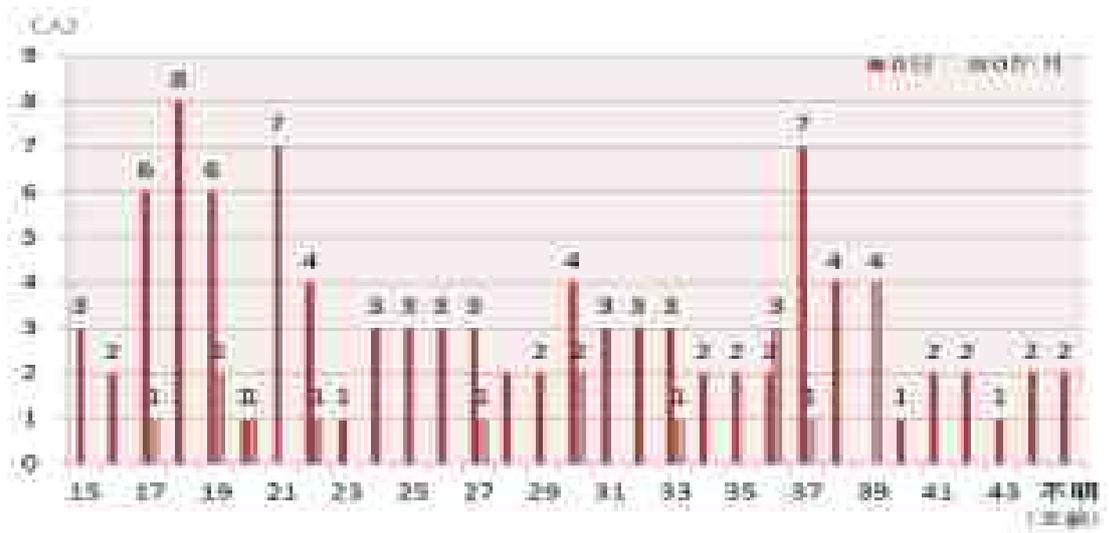
表 a-9-1 0日・0か月児事例における実母の年齢（第10次）

区分	0日児		0か月児	
	人数	構成割合	人数	構成割合
19歳以下	2	18.2%	0	0.0%
20～24歳	4	36.4%	0	0.0%
25～29歳	3	27.3%	0	0.0%
30～34歳	1	9.1%	0	0.0%
35～39歳	0	0.0%	0	0.0%
40歳以上	1	9.1%	0	0.0%
計	11	100.0%	0	0.0%

表 a-9-2 0日・0か月児事例の実母の年齢（第1次から第10次までの累計）

区分		0日児(94人)			0か月児(17人)			合計(111人)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
実母	19歳以下	25	26.6%	27.2%	3	17.6%	17.6%	28	25.2%	25.7%
	20-24歳	16	17.0%	17.4%	2	11.8%	11.8%	18	16.2%	16.5%
	25-29歳	13	13.8%	14.1%	1	5.9%	5.9%	14	12.6%	12.8%
	30-34歳	15	16.0%	16.3%	3	17.6%	17.6%	18	16.2%	16.5%
	35-39歳	15	16.0%	16.3%	8	47.1%	47.1%	23	20.7%	21.1%
	40歳以上	8	8.5%	8.7%	0	0.0%	0.0%	8	7.2%	7.3%
	不明	2	2.1%		0	0.0%		2	1.8%	

図 a-1 0日・0か月児事例の実母の年齢（第10次までの累計）



② 実母の世帯の状況について

0日・0か月児事例における実母の世帯の状況について、平成24年度に把握した事例では、「一人親（未婚）」が7人（有効割合 77.8%）で全体の7割以上を占め、その他、詳細が判明している事例では「一人親（別居）」と「内縁関係」がそれぞれ1人（同 11.1%）であった。（表 a-10-1）

また、実母の同居者の有無が判明している10事例における祖父母との同居状況については、「同居あり」が8人（同 80.0%）で、そのうち「母方祖母」との同居が4人（同 40.0%）、次いで「母方祖父母」との同居が3人（同 30.0%）、「母方祖父」が1人（同 10.0%）であった。（表 a-10-2）

さらに、「同居あり」の8人のうち、祖父母以外の同居者がいる事例が7事例含まれており、祖父母とともに実母のきょうだいや、曾祖母とも同居している事例があった。

0日・0か月児死亡事例における実母の80%が母方祖母などとの同居があったにもかかわらず、医療機関で出産することなく、出産直後に実母が同居人に対しても妊娠の事実を隠していたもしくは、相談していなかったということを知らせる。

表 a-10-1 0日・0か月児事例における実母の世帯の状況（第10次）

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
一人親(未婚)	7	63.6%	77.8%	0	0.0%	0.0%
一人親(別居)	1	9.1%	11.1%	0	0.0%	0.0%
内縁関係	1	9.1%	11.1%	0	0.0%	0.0%
不明	2	18.2%		0	0.0%	0.0%
計	11	100.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%

表 a-10-2 0日・0か月児事例における祖父母との同居状況（第10次）

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
同居なし	2	18.2%	20.0%	0	0.0%	0.0%
同居あり	8	72.7%	80.0%	0	0.0%	0.0%
母方祖父母	3	27.3%	30.0%	0	0.0%	0.0%
母方祖母	4	36.4%	40.0%	0	0.0%	0.0%
母方祖父	1	9.1%	10.0%	0	0.0%	0.0%
不明	1	9.1%		0	0.0%	
計	11	100.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%

③ 実母の世帯の経済状況について

0日・0か月児事例における当該世帯の経済状況について、当該世帯の家計を支える者については、平成24年度に把握した事例のうち判明している事例では、「実母自身」と「母方祖母」がそれぞれ2人（有効割合40.0%）であった。（表a-11-1）

また、当該世帯における世帯収入の状況については、不明を除き、「市町村民税課税世帯（年収500万円未満）」が3人（同75.0%）、次いで「年収500万円以上」が1人（同25.0%）であった。（表a-11-2）

実母の就業状況については、不明を除き、「無職」が4人（同50.0%）、次いで「パート」が3人（同37.5%）であった。（表a-11-3）

表 a-11-1 当該世帯の家計を支えている者（第10次）

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
実母自身	2	18.2%	40.0%	0	0.0%	0.0%
母方祖母	2	18.2%	40.0%	0	0.0%	0.0%
母方祖父	1	9.1%	20.0%	0	0.0%	0.0%
不明	6	54.5%		0	0.0%	
計	11	100.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%

表 a-11-2 世帯収入の状況（第10次）

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
生活保護世帯	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
市町村民税非課税世帯	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
市町村民税課税世帯 （年収500万円未満）	3	27.3%	75.0%	0	0.0%	0.0%
年収500万円以上	1	9.1%	25.0%	0	0.0%	0.0%
不明	7	63.6%		0	0.0%	
計	11	100.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%

表 a-11-3 実母の就業状況（第10次）

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
無職	4	36.4%	50.0%	0	0.0%	0.0%
フルタイム	1	9.1%	12.5%	0	0.0%	0.0%
パート	3	27.3%	37.5%	0	0.0%	0.0%
不明	3	27.3%		0	0.0%	
計	11	100.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%

④ 実母の妊娠期における問題について

0日・0か月児事例における実母の妊娠期の問題については、「母子健康手帳の未発行」と「妊婦健康診査の未受診」がそれぞれ10人(90.9%)であり、1人を除く、すべての事例で上記の問題がみられた。

(表 a-12-1)

一方、第1次から第10次報告までの累計でみると、日齢0日児事例では、「望まない妊娠」が67人(71.3%)と全体の約7割を占め、次いで「若年出産経験あり」が35人(37.2%)で、約4割の実母に10代での妊娠・出産の経験があった。月齢0か月児事例では「若年出産経験あり」が9人(52.9%)であり、全体の半数以上に若年出産の経験があった。(表 a-12-2)

また、0日・0か月児事例における死亡した子どもの出生順位については、平成24年度に把握した事例では、「第1子」が5人(45.5%)、

次いで「第2子」が2人(18.2%)であった。また、第7次から第10次報告までの推移をみると、死亡した子どもが第1子である傾向が継続して最も多かった。(表a-13)

表a-12-1 0日・0か月児事例における実母の妊娠期の問題 (複数回答) (第10次)

区分	0日児(11人)		0か月児(0人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
望まない妊娠	4	36.4%	0	0.0%
若年妊娠	2	18.2%	0	0.0%
母子健康手帳の未発行	10	90.9%	0	0.0%
妊婦健康診査未受診	10	90.9%	0	0.0%

表a-12-2 0日・0か月児事例における実母の問題 (複数回答) (第1次から第10次までの累計)

区分	0日(94人)		0か月(17人)		合計(111人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
望まない妊娠	67	71.3%	7	41.2%	74	66.7%
精神的問題あり	4	4.3%	4	23.5%	8	7.2%
経済的問題あり	19	20.2%	2	11.8%	21	18.9%
若年出産経験あり	35	37.2%	9	52.9%	44	39.6%
過去の遺棄あり	13	13.8%	1	5.9%	14	12.6%

表a-13 0日・0か月児事例の子どもの出生順位 (第10次) 注2)

区分	第7次		第8次		第9次		第10次	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
第1子	4	66.7%	5	55.6%	5	71.4%	5	45.5%
第2子	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	18.2%
第3子以降	0	0.0%	1	11.1%	2	28.6%	1	9.1%
不明	2	33.3%	3	33.3%	0	0.0%	3	27.3%
計	6	100.0%	9	100.0%	7	100.0%	11	100.0%

注2) 子どもの出生順位を調査しているのは、第7次報告以降。

⑤ 実父の状況について

0日・0か月児事例における実父の状況について、平成24年度に把握した事例では、本児の実父は「いない」が7人(63.6%)、その所在等について「不明」が3人(27.3%)であった。(表a-14-1)

全体の9割以上の事例で、実父が実母と同居等をしていない事例であることから、実父に関して判明している情報が非常に少なく、年齢が判明している事例は11人中1人(9.1%)のみであった。

また、第1次から第10次報告までの累計でも、妊娠後から出産までの間の実父の存在が確認できない事例が非常に多く、実父が「いない」、または、所在等について「不明」である事例がほとんどであった。そのため、実父の年齢が「不明」である事例は72人(76.6%)と、日齢0日児事例全体の8割近くを占め、0日・0か月児事例においても合計数77人(69.4%)と全体の7割近くを占めるなど、実父に関する詳細な情報が得られる事例は少なかった。実父に関する情報が判明している事例の中では、日齢0日児事例では、「40歳以上」が8人(有効割合36.4%)、次いで「19歳以下」が6人(同27.3%)と年齢に開きがみられ、月齢0か月児事例では、「40歳以上」が4人(同33.3%)、次いで「35～39歳」が3人(同25.0%)であり、比較的高い年齢で多くみられた。(表a-14-2)

表a-14-1 0日・0か月児事例における実父の状況(第10次)

区分	0日児			0か月児		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	構成割合
いる(別居)	1	9.1%	12.5%	0	0.0%	0.0%
いない	7	63.6%	87.5%	0	0.0%	0.0%
不明	3	27.3%		0	0.0%	
計	11	100.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%

表 a-14-2 0日・0か月児事例の実父の年齢（第1次から第10次までの累計）

区分	0日児(94人)			0か月児(17人)			合計(111人)			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
実父	19歳以下	6	6.4%	27.3%	1	5.9%	8.3%	7	6.3%	20.6%
	20-24歳	4	4.3%	18.2%	2	11.8%	16.7%	6	5.4%	17.6%
	25-29歳	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	30-34歳	2	2.1%	9.1%	2	11.8%	16.7%	4	3.6%	11.8%
	35-39歳	2	2.1%	9.1%	3	17.6%	25.0%	5	4.5%	14.7%
	40歳以上	8	8.5%	36.4%	4	23.5%	33.3%	12	10.8%	35.3%
	不明	72	76.6%		5	29.4%		77	69.4%	

#### (4) 0日・0か月児事例における行政機関の関与状況

0日・0か月児事例における行政機関の関与状況について、平成24年度に把握した事例では、すべての事例で児童相談所や市町村（児童福祉担当部署）の関与がみられなかった。また、前述したとおり、実母の妊娠期における問題において、0日・0か月児事例の10事例で「母子健康手帳の未発行」と「妊婦健康診査の未受診」がみられたこと、さらには、すべての事例において出産時に実母が医療機関を利用しておらず、自宅や知人宅などで出産をしていることなどを考慮すると、行政機関や医療機関等が、妊娠期における実母へ関与していなかったことが考えられる。一方、3例の0日・0か月児事例では、死亡した子どもに兄や姉のきょうだいがおり、うち2例はきょうだいが保育所を利用したり施設入所をしていたなど、市町村や関係機関の関わりがあったことに加え、行政機関が当該きょうだいの乳幼児健康診査未受診等について情報を把握していた事例があったことも判明している。

## 2 0日・0か月児死亡事例における妊娠期の問題

### (1) 妊娠期における問題としての「望まない妊娠」

0日・0か月児の死亡事例においては、いわゆる「望まない妊娠」という問題がある。

このような「望まない妊娠」は、出産や中絶が女性に与える身体的、精神的、社会的な問題や子どもの心身の健康に影響する妊娠期の問題を考える際に、これらに関与する要因の一つとして（母子保健や精神保健などの分野において）使われてきた表現であるが、特に近年は、子ども虐待の防止策を検討する際の重大な問題の一つとして取り上げられている。

本報告書では、「望まない妊娠」とは、「様々な事情により、妊婦やそのパートナーが、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向

きに受け止められず、支援を必要とする状況や状態にあること。」と定義し、子ども虐待の予防の観点から「望まない妊娠」についての考察を行い、必要な支援や効果的な援助についての検討を行うこととする。

## (2) 「望まない妊娠」の背景

「望まない妊娠」と言われる問題もその背景は多様である。例えば、妊婦やそのパートナーを含めた周囲の人の健康状態、年齢、出産経験、経済状態、婚姻状態、パートナーや家族との関係、妊娠に至った経緯や妊娠・出産・育児に対する考え方、子育てを取り巻く社会的環境などである。

大切なことは、まず「望まない妊娠」をいかに防ぐかということであるが、これに加えて、「望まない妊娠」という問題の背景は多様であり、様々な要因が重なることにより、誰しも抱える可能性がある問題であること、また、身近に起こりうる問題でもあるという前提に立ち、それらを踏まえながら、必要な支援や援助のあり方を検討する必要があるということである。

## (3) 「望まない妊娠」という表現をめぐる議論

「様々な事情により、妊婦やそのパートナーが、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きに捉えられず、支援を必要とする状況や状態にあること。」を表す表現としての「望まない妊娠」は、生まれてくる子どもに向けられる言葉では決してなく、支援や援助を必要とする妊婦を認識し、如何なる支援を行うべきかを考えるための言葉である。

このため、「望まない妊娠」という表現は、「意図しない妊娠」あるいは「予期しない妊娠」、「継続が難しい妊娠」などを含め、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きに捉えられない状況を広範に示す言葉として、現状においては比較的適切であると思われる。

## (4) 「望まない妊娠」に係る虐待事例を防ぐための対策

### ① 行政機関等によるリスクの把握、支援

平成24年度に把握した0日・0か月児事例では、すべての事例で児童相談所や市町村（児童福祉担当部署）の関与がなかった。また、事例のほとんどが、「母子健康手帳の未発行」や「妊婦健康診査の未受診」（11事例中10事例）であった。

「望まない妊娠」など妊娠について悩みを抱え、支援が必要な場合、妊婦自身のおかれている孤立した状況を丁寧に受け止めながら、妊娠

から出産に至るまで、切れ目のない相談・支援が行える体制を整備するとともに、それら、いつでも相談できる窓口があることを周知することが重要である。また、きょうだいについて、既に虐待事例などで行政機関が対応している母親が妊娠した場合、きょうだいの養育に対するリスクが高まる可能性や、出産後の養育環境の変化を想定しながら、リスクアセスメントを丁寧に行い、その上で支援を継続していくことが重要である。

さらに、妊娠届を行わず、妊婦健康診査を受診しない妊婦については、既存の行政サービスだけでそれらを把握することは困難である。そのため、妊娠の確定診断のために、妊婦が産科医療機関を受診した機会を捉え、妊娠届や母子健康手帳交付の手続きを速やかに行うよう、医療機関における指導を徹底するなど、切れ目なく行政サービスに結びつこう、産科医療機関との連携を強化することが重要である。

## ② 周知・啓発

### ア 「望まない妊娠」をしている妊婦やその家族に対して

「望まない妊娠」など妊娠に対して悩みを抱えており支援が必要な妊婦やそのパートナーの中には、行政機関等への相談や他人との関わりを避けようとする場合もある。0日・0か月児事例において、実母の8割が母方祖母等との同居であったにも関わらず、医療機関で出産することなく、児童の死亡に至ったということからも実母が妊娠に対しての悩みを一人で抱えてしまうことが多いことが窺える。

このような妊婦やそのパートナーに対しては、行政サービスや相談の場に関する情報が確実に届くような工夫が必要である。

また、様々な理由により、自らが養育することは困難であると考えている場合や、そもそも養育を希望していない場合には、市町村が実施する子育て支援等の保健・福祉サービスに関しての情報提供を行うとともに、児童相談所等において、妊婦の状況（養育能力、家族構成、出産後の支援者の有無、経済状況等）を総合的に捉えながら、十分に相談を行った上で、養子縁組や里親制度に関する適切な情報提供が行われることも必要である。

### イ 広く一般に対する周知・啓発

「望まない妊娠」は、様々な要因により、誰しも抱える可能性がある問題であるということは、前述したところであるが、これを踏まえれば、思春期から、性に関する正確な情報を提供し、妊娠や出

産に関して、責任を持った判断、自己決定ができるように教育や情報の提供が重要である。また、知人、友人など身近な人が、「望まない妊娠」などにより、妊娠に対して悩みを抱えている場合、理解者となって支援機関につなげるなど、一人一人が支援者となり得るような社会の醸成のための周知・啓発を行う必要がある。

最後に、「望まない妊娠」であったにもかかわらず、出産後の育児を通じて、子どもへの強いアタッチメントが形成された事例があり、子どもに対する態度は変化し得るものであることも過去の研究により報告されている。

## 特集 2：精神疾患のある養育者における事例について

### 1 精神疾患のある養育者における事例の検証

これまで、当委員会における検証において把握された子ども虐待による死亡事例の中で、精神疾患のある養育者によって虐待がなされ死亡に至った事例が一定数（心中以外の虐待死事例 1 割程度、心中による虐待死事例 2 割程度）あった。

本報告書において、「精神疾患のある養育者」とは、医師による診断のある者とする（以下、「精神疾患診断あり」と表記）。一方、精神疾患に関する診断名がついていない養育者（その疑いや可能性のある場合を含む）については、「精神疾患のない養育者」（以下、「精神疾患診断なし」と表記）とし、それ以外の者は「不明」とする。

精神疾患のある養育者は、少なくとも一度は医療につながって、主治医による診察があり、公私にわたる支援者との関わりがあると推察されるが、こうした精神疾患のある養育者の子ども虐待による死亡事例が少なからず発生していることに鑑みれば、養育者の主治医である精神科医を含めた関係者が、患者が子どもを養育中であるという観点に立ち、精神疾患のある養育者（患者）の病状変化が、育児困難や子どもに対する虐待へつながることも予測しながら（常に虐待の発生予防を意識し）、行政機関における保健師や家庭相談員などの職員へ適切につなぎ、養育者とその子どもに対して、日頃から多職種連携による切れ目のない支援を行う必要がある。

本報告では、特に、子どもに最も深く関わりのある実母による虐待死事例の中で、実母に精神疾患のあった事例について、これまでの統計項目上まとめることが可能であった第 5 次から第 10 次までのデータを集計して、以下のとおり報告する。

なお、地方公共団体から養育者の精神疾患の有無について、「不明」という回答のあった事例の中には、精神疾患がないと思われる事例と、精神科受診に至らなかっただけで、実際には精神疾患があったと考え得る事例の両方が含まれている可能性があるため、本特集における検証対象からは除外している。こうした不明の事例は、心中以外の虐待死事例においては 114 例（全体数（235 例中 48.5%）123 人、心中による虐待死においては 79 例（全体数 157 例中 50.3%）113 人であった。

#### (1) 精神疾患のある実母における事例の発生状況

精神疾患のある実母における事例について、第 5 次から第 10 次報告までの累計では 73 例（79 人）であった。そのうち、心中以外の虐待死事例

は 31 例（32 人）、心中による虐待死事例は 42 例（47 人）であった。

一方、精神疾患のない養育者の中で実母が加害者であった（以下、「精神疾患のない実母」という。）事例数と死亡した子どもの人数は、第 5 次から第 10 次報告までの累計では 126 例（141 人（全体数 392 例中 32.1%））であり、そのうち、心中以外の虐待死事例は 90 例（93 人）、心中による虐待死事例は 36 例（48 人）であった。（表 b-1）

表 b-1 虐待の加害者が実母であった事例とその子どもの死亡人数の推移

年次	心中以外の虐待死						心中による虐待死						計	
	精神疾患あり		精神疾患なし		不明		精神疾患あり		精神疾患なし		不明			
	例数	人数	例数	人数	例数	人数	例数	人数	例数	人数	例数	人数	例数	人数
第5次報告	7	7	10	10	29	33	5	5	6	9	22	35	79	99
第6次報告	2	2	18	19	25	25	7	7	8	10	16	23	76	86
第7次報告	2	2	16	16	15	17	2	3	5	6	10	12	50	56
第8次報告	7	7	7	7	17	20	13	14	6	9	8	10	58	67
第9次報告	6	6	24	26	9	9	8	9	7	10	11	17	65	77
第10次報告	7	8	15	15	19	19	7	9	4	4	12	16	64	71
計	31	32	90	93	114	123	42	47	36	48	79	113	392	456

## (2) 実母の状況

### ① 精神疾患のある実母の診断名

精神疾患のある実母の診断名について、第 5 次から第 10 次報告の累計をみると、心中以外の虐待死事例では、「統合失調症」が 15 人、次いで「うつ病」が 12 人であり、一方、心中による虐待死事例では、「うつ病」が 20 人と最も多く、次いで「統合失調症」が 7 人であった。

なお、「診断名不明」となっているものは、精神科の受診歴はあるが、行政が正確な診断名を把握していないもの、あるいは検査中などの理由で確定診断がつけられる前に虐待死事例が発生したものなどが含まれている。（表 b-2）

表 b-2 精神疾患のある実母の診断名（複数回答）（第5次から第10次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死
統合失調症	15	7
妄想性障害	0	1
急性一過性精神病性障害	0	1
その他の精神病性障害	1	0
うつ病	12	20
双極性障害	0	2
気分変調症	0	2
不安障害	0	1
パニック障害	2	3
適応障害	1	2
PTSD	0	1
摂食障害	2	0
産褥精神病	1	0
パーソナリティ障害(境界性も含む)	1	1
広汎性発達障害	0	1
診断名不明	4	5
実数	31	42

② 子どもの死亡時における実母の年齢

子どもの死亡時における実母の年齢について、第5次から第10次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「35歳～39歳」が10人（32.3%）と最も多く、次いで「30歳～34歳」が8人（25.8%）であった。また、心中による虐待死事例は、「40歳以上」が16人（38.1%）と最も多く、次いで「35歳～39歳」が12人（28.6%）であった。特に、30歳以上が全体の約8割近くを占めていた。（表b-3-1）

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「20歳～24歳」が30人（33.3%）と最も多く、次いで「25歳～29歳」、「35歳～39歳」がそれぞれ19人（21.1%）であった。心中による虐待死事例は、「30歳から34歳」が15人（41.7%）と最も多く、次いで「40歳以上」が10人（27.8%）であった。（表b-3-2）

なお、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例は、精神疾患のない実母における事例と比較して、年齢の高い傾向にある。

表 b-3-1 子どもの死亡時における実母の年齢 (精神疾患診断あり)

(第5次から第10次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死		計	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
19歳以下	1	3.2%	0	0.0%	1	1.4%
20歳～24歳	2	6.5%	2	4.8%	4	5.5%
25歳～29歳	4	12.9%	7	16.7%	11	15.1%
30歳～34歳	8	25.8%	5	11.9%	13	17.8%
35歳～39歳	10	32.3%	12	28.6%	22	30.1%
40歳以上	6	19.4%	16	38.1%	22	30.1%
計	31	100.0%	42	100.0%	73	100.0%

表 b-3-2 子どもの死亡時における実母の年齢 (精神疾患診断なし)

(第5次から第10次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死		計	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
19歳以下	5	5.6%	0	0.0%	5	4.0%
20歳～24歳	30	33.3%	1	2.8%	31	24.6%
25歳～29歳	19	21.1%	1	2.8%	20	15.9%
30歳～34歳	11	12.2%	15	41.7%	26	20.6%
35歳～39歳	19	21.1%	9	25.0%	28	22.2%
40歳以上	6	6.7%	10	27.8%	16	12.7%
計	90	100.0%	36	100.0%	126	100.0%

### ③ 実母の妊娠期・周産期の問題

実母の妊娠期・周産期の問題について、第5次から第10次報告までの累計で見ると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「望まない妊娠／計画していない妊娠」が9人(26.5%)と最も多く、次いで「妊婦健診未受診」が7人(20.6%)であった。また、心中による虐待死事例は、「マタニティブルー」が5人(29.4%)で最も多く、次いで「切迫流産・切迫早産」、「妊娠高血圧症候群」、「望まない妊娠／計画していない妊娠」、「若年(10代)妊娠」がそれぞれ2人(11.8%)であった。(表b-4-1)

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「望まない妊娠／計画していない妊娠」が40人(24.5%)で最も多く、次いで「妊婦健診未受診」が33人(20.2%)であった。また、心中による虐待死事例は、「切迫流産・切迫早産」が3人(30.0%)で最も多く、次いで「マタニティブルー」、「妊婦健診未受診」がそれぞれ2人(20.0%)であった。(表b-4-2)

なお、精神疾患のある実母における事例は、精神疾患のない実母にお

ける事例と比較して、「マタニティブルーズ」の割合が高い傾向にある。

表 b-4-1 妊娠期・周産期の問題 **(精神疾患診断あり)** (第5次から第10次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死事例		心中による虐待死事例	
	人数	構成割合	人数	構成割合
切迫流産・切迫早産	1	2.9%	2	11.8%
妊娠高血圧症候群	2	5.9%	2	11.8%
喫煙の常習	4	11.8%	1	5.9%
アルコールの常習	1	2.9%	1	5.9%
マタニティブルーズ	3	8.8%	5	29.4%
望まない妊娠／計画していない妊娠	9	26.5%	2	11.8%
若年(10代)妊娠	3	8.8%	2	11.8%
母子健康手帳の未発行	2	5.9%	1	5.9%
妊婦健診未受診	7	20.6%	0	0.0%
性感染症・肝炎ウイルスの感染	0	0.0%	0	0.0%
胎児虐待	2	5.9%	0	0.0%
その他	0	0.0%	1	5.9%
計	34	100.0%	17	100.0%

表 b-4-2 妊娠期・周産期の問題 **(精神疾患診断なし)** (第5次から第10次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死事例		心中による虐待死事例	
	人数	構成割合	人数	構成割合
切迫流産・切迫早産	7	4.3%	3	30.0%
妊娠高血圧症候群	1	0.6%	1	10.0%
喫煙の常習	13	8.0%	1	10.0%
アルコールの常習	7	4.3%	0	0.0%
マタニティブルーズ	1	0.6%	2	20.0%
望まない妊娠／計画していない妊娠	40	24.5%	1	10.0%
若年(10代)妊娠	23	14.1%	0	0.0%
母子健康手帳の未発行	25	15.3%	0	0.0%
妊婦健診未受診	33	20.2%	2	20.0%
性感染症・肝炎ウイルスの感染	0	0.0%	0	0.0%
胎児虐待	11	6.7%	0	0.0%
その他	2	1.2%	0	0.0%
計	163	100.0%	10	100.0%

### (3) 精神疾患のある実母における事例の概要

#### ① 死亡につながった虐待の類型

死亡につながった虐待の類型について、第5次から第10次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「身体的虐待」が23人（有効割合76.7%）、次いで「ネグレクト」が7人（同23.3%）であり、心中による虐待死事例では、「身体的虐待」が46人（同100.0%）であった。（表b-5-1）

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「身体的虐待」が56人（同62.2%）、次いで「ネグレクト」が34人（同37.8%）であり、心中による虐待死事例は、「身体的虐待」が48人（同100.0%）であった。（表b-5-2）

なお、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例は、精神疾患のない実母における事例と比較して、直接の死因として身体的虐待が全体に占める割合が高い傾向にある。

表b-5-1 実母による虐待の類型（精神疾患診断あり）（第5次から第10次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死			計		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
身体的虐待	23	71.9%	76.7%	46	97.9%	100.0%	69	87.3%	90.8%
ネグレクト	7	21.9%	23.3%	0	0.0%	0.0%	7	8.9%	9.2%
心理的虐待	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
性的虐待	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
不明	2	6.3%	/	1	2.1%	/	3	3.8%	/
計	32	100.0%	100.0%	47	100.0%	100.0%	79	100.0%	100.0%

表b-5-2 実母による虐待の類型（精神疾患診断なし）（第5次から第10次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死			計		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
身体的虐待	56	60.2%	62.2%	48	100.0%	100.0%	104	73.8%	75.4%
ネグレクト	34	36.6%	37.8%	0	0.0%	0.0%	34	24.1%	24.6%
心理的虐待	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
性的虐待	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
不明	3	3.2%	/	0	0.0%	/	3	2.1%	/
計	93	100.0%	100.0%	48	100.0%	100.0%	141	100.0%	100.0%

## ② 直接の死因

直接の死因について、第5次から第10次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、死因が判明したもののうち、「頸部絞扼による窒息」が9人（有効割合31.0%）で最も多く、次いで「胸部外傷」、「溺水」、「その他」がそれぞれ3人（同10.3%）であった。また、心中による虐待死事例では、「頸部絞扼による窒息」が19人（同40.4%）で最も多く、次いで「中毒(火災によるものを除く)」が10人（同21.3%）であった。（表b-6-1）

一方、精神疾患のない実母による心中以外の虐待死事例では、「頭部外傷」が20人（有効割合25.3%）で最も多く、次いで「頸部絞扼以外による窒息」が12人（同15.2%）であり、「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」が10人（同12.7%）であった。また、心中による虐待死事例では、「頸部絞扼による窒息」が13人（同27.1%）で最も多く、次いで、「溺水」が9人（同18.8%）であった。（表b-6-2）

なお、精神疾患のある実母における事例は、精神疾患のない実母における事例と比較して、「頸部絞扼による窒息」の全体に占める割合が高い傾向にある。

年齢別の直接死因についてみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例の中では、9人と最も多い「頸部絞扼による窒息」において、「0歳」が3人、「1歳」が2人であった。心中による虐待死事例においても、「頸部絞扼による窒息」が19人と最も多く、「2歳」、「4歳」、「5歳」、「6歳」、「9歳」、「12歳」がそれぞれ2人であった。（表b-6-3、表b-6-4）

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、20人と最も多い「頭部外傷」において、「0歳」が9人、「1歳」が7人であった。心中による虐待死事例は、13人と最も多い「頸部絞扼による窒息」において、「0歳」、「5歳」、「8歳」、「11歳」がそれぞれ2人であった。（表b-6-5、表b-6-6）

表 b-6-1 直接の死因 **(精神疾患診断あり)**

(第5次から第10次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死			計		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	2	6.3%	6.9%	0	0.0%	0.0%	2	2.5%	2.6%
胸部外傷	3	9.4%	10.3%	1	2.1%	2.1%	4	5.1%	5.3%
腹部外傷	1	3.1%	3.4%	3	6.4%	6.4%	4	5.1%	5.3%
外傷性ショック	0	0.0%	0.0%	1	2.1%	2.1%	1	1.3%	1.3%
頸部絞扼による窒息	9	28.1%	31.0%	19	40.4%	40.4%	28	35.4%	36.8%
頸部絞扼以外による窒息	2	6.3%	6.9%	1	2.1%	2.1%	3	3.8%	3.9%
溺水	3	9.4%	10.3%	3	6.4%	6.4%	6	7.6%	7.9%
熱傷	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
車中放置による熱中症・脱水	2	6.3%	6.9%	0	0.0%	0.0%	2	2.5%	2.6%
中毒(火災によるものを除く)	0	0.0%	0.0%	10	21.3%	21.3%	10	12.7%	13.2%
出血性ショック	1	3.1%	3.4%	3	6.4%	6.4%	4	5.1%	5.3%
低栄養による衰弱	1	3.1%	3.4%	0	0.0%	0.0%	1	1.3%	1.3%
脱水	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
凍死	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	1	3.1%	3.4%	3	6.4%	6.4%	4	5.1%	5.3%
病死	1	3.1%	3.4%	0	0.0%	0.0%	1	1.3%	1.3%
その他	3	9.4%	10.3%	3	6.4%	6.4%	6	7.6%	7.9%
不明	3	9.4%		0	0.0%		3	3.8%	
計	32	100.0%	100.0%	47	100.0%	100.0%	79	100.0%	100.0%

表 b-6-2 直接死因 **(精神疾患診断なし)**

(第5次から第10次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死			計		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	20	21.5%	25.3%	1	2.1%	2.1%	21	14.9%	16.5%
胸部外傷	0	0.0%	0.0%	1	2.1%	2.1%	1	0.7%	0.8%
腹部外傷	3	3.2%	3.8%	1	2.1%	2.1%	4	2.8%	3.1%
外傷性ショック	1	1.1%	1.3%	2	4.2%	4.2%	3	2.1%	2.4%
頸部絞扼による窒息	6	6.5%	7.6%	13	27.1%	27.1%	19	13.5%	15.0%
頸部絞扼以外による窒息	12	12.9%	15.2%	0	0.0%	0.0%	12	8.5%	9.4%
溺水	9	9.7%	11.4%	9	18.8%	18.8%	18	12.8%	14.2%
熱傷	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
車中放置による熱中症・脱水	3	3.2%	3.8%	0	0.0%	0.0%	3	2.1%	2.4%
中毒(火災によるものを除く)	0	0.0%	0.0%	7	14.6%	14.6%	7	5.0%	5.5%
出血性ショック	1	1.1%	1.3%	4	8.3%	8.3%	5	3.5%	3.9%
低栄養による衰弱	5	5.4%	6.3%	0	0.0%	0.0%	5	3.5%	3.9%
脱水	1	1.1%	1.3%	0	0.0%	0.0%	1	0.7%	0.8%
凍死	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	10	10.8%	12.7%	8	16.7%	16.7%	18	12.8%	14.2%
病死	3	3.2%	3.8%	0	0.0%	0.0%	3	2.1%	2.4%
その他	5	5.4%	6.3%	2	4.2%	4.2%	7	5.0%	5.5%
不明	14	15.1%		0	0.0%		14	9.9%	
計	93	100.0%	100.0%	48	100.0%	100.0%	141	100.0%	100.0%

表 b-6-3 年齢別の直接死因(精神疾患診断あり)(第5次から第10次報告までの累計)(心中以外)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	計
頭部外傷	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
胸部外傷	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	3
腹部外傷	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
外傷性ショック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
頸部絞扼による窒息	3	2	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	9
頸部絞扼以外による窒息	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
溺水	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
熱傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
車中放置による熱中症・脱水	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
中毒(火災によるものを除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出血性ショック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
低栄養による衰弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
脱水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
凍死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
病死	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
不明	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計	12	5	3	2	1	0	1	1	0	2	0	1	2	0	1	0	0	1	32

表 b-6-4 年齢別の直接死因(精神疾患診断あり)(第5次から第10次報告までの累計)(心中)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	計
頭部外傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
胸部外傷	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
腹部外傷	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3
外傷性ショック	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
頸部絞扼による窒息	1	1	2	0	2	2	2	0	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	19
頸部絞扼以外による窒息	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
溺水	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
熱傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
車中放置による熱中症・脱水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中毒(火災によるものを除く)	1	1	0	1	0	0	3	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	10
出血性ショック	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3
低栄養による衰弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
脱水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
凍死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
病死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	3
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	3	3	4	2	6	5	1	3	5	2	3	4	1	1	1	0	0	47

表 b-6-5 年齢別の直接死因(精神疾患診断なし)(第5次から第10次報告までの累計)(心中以外)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	不明	計
頭部外傷	9	7	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	20
胸部外傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腹部外傷	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
外傷性ショック	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
頸部絞扼による窒息	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	6
頸部絞扼以外による窒息	8	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
溺水	7	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
熱傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
車中放置による熱中症・脱水	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
中毒(火災によるものを除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出血性ショック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
低栄養による衰弱	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
脱水	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
凍死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0	0	2	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
病死	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
その他	2	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
不明	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14
計	44	18	6	7	8	4	0	1	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	1	93

表 b-6-6 年齢別の直接死因(精神疾患診断なし)(第5次から第10次報告までの累計)(心中)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	不明	計
頭部外傷	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
胸部外傷	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
腹部外傷	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
外傷性ショック	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
頸部絞扼による窒息	2	1	0	1	1	2	0	0	2	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	13
頸部絞扼以外による窒息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
溺水	3	1	1	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
熱傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
車中放置による熱中症・脱水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中毒(火災によるものを除く)	0	0	1	0	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	7
出血性ショック	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
低栄養による衰弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
脱水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
凍死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0	0	0	1	1	1	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	8
病死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	10	3	2	5	3	5	2	5	4	0	3	2	1	1	1	0	0	1	0	48

③ 死亡時の子どもの年齢

死亡時の子どもの年齢について、第5次から第10次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「0歳」が12人(37.5%)と最も多く、次いで「1歳」が5人(15.6%)、「2歳」が3人(9.4%)であった。また、心中による虐待死事例では、「0歳」が際立って多いという特徴は認められず、概ねどの年齢でも発生している中で、「5歳」が6人(12.8%)と最も多く、次いで「6歳」、「9歳」がそれぞれ5人(10.6%)であった。(表b-7-1)

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「0歳」が44人(有効割合47.8%)と最も多く、次いで「1歳」が18人(同19.6%)であり、心中による虐待死事例では、「0歳」が10人(同20.8%)と最も多く、次いで「3歳」、「5歳」、「7歳」がそれぞれ5人(同10.4%)であった。(表b-7-2)

表b-7-1 子どもの死亡時の年齢(精神疾患診断あり) (第5次から第10次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死		計	構成割合
	人数	構成割合	人数	構成割合		
0歳	12	37.5%	3	6.4%	15	19.0%
1歳	5	15.6%	3	6.4%	8	10.1%
2歳	3	9.4%	3	6.4%	6	7.6%
3歳	2	6.3%	4	8.5%	6	7.6%
4歳	1	3.1%	2	4.3%	3	3.8%
5歳	0	0.0%	6	12.8%	6	7.6%
6歳	1	3.1%	5	10.6%	6	7.6%
7歳	1	3.1%	1	2.1%	2	2.5%
8歳	0	0.0%	3	6.4%	3	3.8%
9歳	2	6.3%	5	10.6%	7	8.9%
10歳	0	0.0%	2	4.3%	2	2.5%
11歳	1	3.1%	3	6.4%	4	5.1%
12歳	2	6.3%	4	8.5%	6	7.6%
13歳	0	0.0%	1	2.1%	1	1.3%
14歳	1	3.1%	1	2.1%	2	2.5%
15歳	0	0.0%	1	2.1%	1	1.3%
16歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
17歳	1	3.1%	0	0.0%	1	1.3%
計	32	100.0%	47	100.0%	79	100.0%

表 b-7-2 子どもの死亡時の年齢（精神疾患診断なし）（第5次から第10次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死			計	構成割合
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合		
0歳	44	47.3%	47.8%	10	20.8%	20.8%	54	38.3%
1歳	18	19.4%	19.6%	3	6.3%	6.3%	21	14.9%
2歳	6	6.5%	6.5%	2	4.2%	4.2%	8	5.7%
3歳	7	7.5%	7.6%	5	10.4%	10.4%	12	8.5%
4歳	8	8.6%	8.7%	3	6.3%	6.3%	11	7.8%
5歳	4	4.3%	4.3%	5	10.4%	10.4%	9	6.4%
6歳	0	0.0%	0.0%	2	4.2%	4.2%	2	1.4%
7歳	1	1.1%	1.1%	5	10.4%	10.4%	6	4.3%
8歳	0	0.0%	0.0%	4	8.3%	8.3%	4	2.8%
9歳	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
10歳	1	1.1%	1.1%	3	6.3%	6.3%	4	2.8%
11歳	2	2.2%	2.2%	2	4.2%	4.2%	4	2.8%
12歳	0	0.0%	0.0%	1	2.1%	2.1%	1	0.7%
13歳	0	0.0%	0.0%	1	2.1%	2.1%	1	0.7%
14歳	1	1.1%	1.1%	1	2.1%	2.1%	2	1.4%
15歳	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
16歳	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
17歳	0	0.0%	0.0%	1	2.1%	2.1%	1	0.7%
不明	1	1.1%		0	0.0%		1	0.7%
計	93	100.0%	100.0%	48	100.0%	100.0%	141	100.0%

④ 虐待を受けた子どもの性別

虐待を受けた子どもの性別について、第5次から第10次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における事例では、「男」が40人（50.6%）、「女」が39人（49.4%）であり、性差の特徴はみられなかった。（表 b-8）

表 b-8 子どもの性別（第5次から第10次報告までの累計）

区分	人数	構成割合
男	40	50.6%
女	39	49.4%
計	79	100.0%

⑤ 虐待を受けた子どもの出生順位

虐待を受けた子どもの出生順位について、平成24年度に把握した精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「第2子」と「きょうだい無し」がそれぞれ3人（37.5%）であり、また、心中による虐待死事例は、「きょうだい無し」が3人（42.9%）で最も多かった。（表 b-9）

表 b-9 出生順位（第 10 次報告）<sup>注3)</sup>

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死	
		人数	構成割合	人数	構成割合
きょうだいあり	第1子	1	12.5%	2	28.6%
	第2子	3	37.5%	2	28.6%
	第3子	0	0.0%	0	0.0%
	第4子	1	12.5%	0	0.0%
きょうだいなし		3	37.5%	3	42.9%
計		8	100.0%	7	100.0%

⑥ 子どもの情緒・行動上の問題等

子どもの情緒・行動上の問題等について、第5次から第10次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、問題「あり」が8人（有効割合 32.0%）、「なし」が17人（同 68.0%）であり、「あり」の内訳は、「夜泣き」が6人、「激しい泣き」が4人であった。また、心中による虐待死事例では、「あり」が10人（同 33.3%）、「なし」が20人（同 66.7%）であり、「あり」の内訳は、「多動」、「衝動性」、「かんしゃく」がそれぞれ4人、「指示に従わない」が3人であった。（表 b-10-1）

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では、「あり」が20人（同 30.3%）、「なし」が46人（同 69.7%）であり、「あり」の内訳は、「夜尿」が7人で最も多く、次いで「激しい泣き」、「夜泣き」、「なつかない」がそれぞれ6人であった。また、心中による虐待死事例では、「あり」が5人（同 13.9%）、「なし」が31人（同 86.1%）であり、「あり」の内訳は、「多動」が3人、「夜尿」、「指示に従わない」がそれぞれ2人であった。（表 b-10-2）

注3) 本報告書では 出生順位の第一子はきょうだいありの場合

表 b-10-1 子どもの情緒・行動上の問題等 **(精神疾患診断あり)** (複数回答)

(第5次から第10次報告までの累計)

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		17	53.1%	68.0%	20	42.6%	66.7%
あり		8	25.0%	32.0%	10	21.3%	33.3%
内訳 (複数回答)	ミルクの飲みムラ	1			1		
	激しい泣き	4			2		
	夜泣き	6			2		
	食事の拒否	0			0		
	夜尿	1			1		
	多動	2			4		
	衝動性	1			4		
	かんしゃく	3			4		
	自傷行為	1			1		
	性器いじり	1			1		
	指示に従わない	2			3		
	なつかない	0			0		
	無表情、表情が乏しい	1			0		
	固まってしまう	1			0		
	盗癖	0			0		
	虚言癖	1			0		
	不登校	1			0		
その他	3			3			
不明		7	21.9%		17	36.2%	

表 b-10-2 子どもの情緒・行動上の問題等 **(精神疾患診断なし)** (複数回答)

(第5次から第10次報告までの累計)

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		46	49.5%	69.7%	31	64.6%	86.1%
あり		20	21.5%	30.3%	5	10.4%	13.9%
内訳 (複数回答)	ミルクの飲みムラ	3			1		
	激しい泣き	6			1		
	夜泣き	6			1		
	食事の拒否	5			0		
	夜尿	7			2		
	多動	5			3		
	衝動性	2			1		
	かんしゃく	2			1		
	自傷行為	0			0		
	性器いじり	0			0		
	指示に従わない	4			2		
	なつかない	6			0		
	無表情、表情が乏しい	5			0		
	固まってしまう	1			0		
	盗癖	2			0		
	虚言癖	0			1		
	不登校	1			0		
その他	2			2			
不明		27	29.0%		12	25.0%	

⑦ 支援者の有無等

支援者の有無等について、第5次から第10次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、支援者「あり」が26例（有効割合89.7%）、「なし」が3例（同10.3%）、「不明」が2例であり、「あり」の内訳は、「親」、「行政の相談担当課」がそれぞれ15例、「配偶者」が13例であった。また、心中による虐待死事例は、「あり」が26例（同96.3%）、「なし」が1例（同3.7%）、「不明」が15例であった。「あり」の内訳は、「親」が14例、「虐待者のきょうだい」が10例、「行政の相談担当課」が8例であった。（表b-11-1）

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例は、支援者「あり」が57例（同67.9%）、「なし」が27例（同32.1%）、「不明」が6例であり、「あり」の内訳は、「親」が36例で、「配偶者」が32例であった。また、心中による虐待死事例は、「あり」が24例（同92.3%）、「なし」が2例（同7.7%）、「不明」が10例であり、「あり」の内訳は、「親」が13例、「配偶者」が11例であった。（表b-11-2）

表b-11-1 支援者の有無等（精神疾患診断あり）（複数回答）（第5次から第10次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし	3	9.7%	10.3%	1	2.4%	3.7%
あり	26	83.9%	89.7%	26	61.9%	96.3%
内訳 (複数回答)	配偶者	13		6		
	親	15		14		
	配偶者の親	5		2		
	虐待者のきょうだい	5		10		
	配偶者のきょうだい	1		0		
	近所の人	1		2		
	職場の友人・知人	0		1		
	保育所などの職員	4		7		
	ベビーシッター	1		0		
	行政の相談担当課	15		8		
	職場以外の友人	0		2		
	子育てサークル	0		0		
	親類	2		4		
	その他	1		3		
不明	2	6.5%		15	35.7%	

表 b-11-2 支援者の有無等 **(精神疾患診断なし)** (複数回答) (第5次から第10次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし	27	30.0%	32.1%	2	5.6%	7.7%
あり	57	63.3%	67.9%	24	66.7%	92.3%
内訳 (複数回答)	配偶者	32		11		
	親	36		13		
	配偶者の親	16		7		
	虐待者のきょうだい	11		3		
	配偶者のきょうだい	3		1		
	近所の人	3		1		
	職場の友人・知人	2		3		
	保育所などの職員	17		6		
	ベビーシッター	0		0		
	行政の相談担当課	21		5		
	職場以外の友人	4		0		
	子育てサークル	0		0		
	親類	6		1		
	その他	3		1		
不明	6	6.7%		10	27.8%	

⑧ 実父の心理的・精神的問題等

精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例で、実父の心理的・精神的問題等について、第5次から第10次報告までの累計をみると、「精神疾患（医師の診断によるもの）」、「幻覚」、「妄想」がそれぞれ0人、「DVを行っている」が1人であり、特に例数が多いということはない。（表 b-12-1、表 b-12-2）

表 b-12-1 実父の心理的・精神的問題等 (精神疾患診断あり) (複数回答)

(第5次から第10次報告までの累計) ( ) の中は虐待者が実父の例数

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死	計
	例数	例数	
育児不安	1(0)	0(0)	1(0)
知的障害	0(0)	0(0)	0(0)
精神障害(医師の診断によるもの)	0(0)	0(0)	0(0)
身体障害	0(0)	0(0)	0(0)
その他の障害	0(0)	0(0)	0(0)
アルコール依存	0(0)	0(0)	0(0)
薬物依存	0(0)	0(0)	0(0)
衝動性	2(0)	0(0)	2(0)
攻撃性	1(0)	0(0)	1(0)
怒りのコントロール不全	1(0)	0(0)	1(0)
うつ状態	0(0)	1(0)	1(0)
躁状態	0(0)	0(0)	0(0)
感情の起伏が激しい	0(0)	0(0)	0(0)
高い依存性	1(0)	0(0)	1(0)
幻覚	0(0)	0(0)	0(0)
妄想	0(0)	0(0)	0(0)
DVを受けている	0(0)	0(0)	0(0)
DVを行っている	1(0)	0(0)	1(0)
自殺未遂の既往	0(0)	0(0)	0(0)
養育能力の低さ	0(0)	0(0)	0(0)
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	0(0)	0(0)	0(0)
実数	3(0)	1(0)	

表 b-12-2 実父の心理的・精神的問題等 (精神疾患診断なし) (複数回答)

(第5次から第10次報告までの累計) ( ) の中は虐待者が実父の例数

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死	計
	例数	例数	
育児不安	2(0)	1(0)	3(0)
知的障害	0(0)	0(0)	0(0)
精神障害(医師の診断によるもの)	1(0)	1(0)	2(0)
身体障害	0(0)	0(0)	0(0)
その他の障害	1(0)	0(0)	1(0)
アルコール依存	1(0)	0(0)	1(0)
薬物依存	0(0)	0(0)	0(0)
衝動性	3(3)	1(0)	4(3)
攻撃性	5(2)	0(0)	5(2)
怒りのコントロール不全	4(2)	0(0)	4(2)
うつ状態	0(0)	0(0)	0(0)
躁状態	0(0)	0(0)	0(0)
感情の起伏が激しい	7(3)	1(0)	8(3)
高い依存性	3(2)	0(0)	3(2)
幻覚	0(0)	0(0)	0(0)
妄想	0(0)	0(0)	0(0)
DVを受けている	3(0)	0(0)	3(0)
DVを行っている	8(2)	1(0)	9(2)
自殺未遂の既往	1(1)	0(0)	1(1)
養育能力の低さ	13(6)	1(0)	14(6)
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	0(0)	0(0)	0(0)
実数	22(7)	3(0)	

#### (4) 関係機関の関与状況

関係機関の関与状況について、第5次から第10次報告までの累計で見ると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「児童相談所」の関与が15例（48.4%）、「市町村（児童福祉担当部署）」が16例（51.6%）であり、その他、「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」が25例（80.6%）、「医療機関」が23例（74.2%）であった。心中による虐待死事例は、「児童相談所」の関与が10例（23.8%）、「市町村（児童福祉担当部署）」が12例（28.6%）であり、その他、「養育機関・教育機関」が28例（66.7%）、「医療機関」が24例（57.1%）であった。（表b-13-1）

なお、上記のとおり、医療機関の関与状況が全例ではないことについて、「養育者の治療を通じた関与はあっても、子どもを含めた親子への支援という観点からの関与はなされていなかった」と地方公共団体が判断したものと考えられ、今後の支援のあり方への示唆を含む結果となっている。

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例は、「児童相談所」の関与が22例（24.4%）、「市町村（児童福祉担当部署）」が23例（25.6%）であり、その他、「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」が49例（54.4%）、「医療機関」が37例（41.1%）であった。心中による虐待死事例は、「児童相談所」の関与が5例（13.9%）、「市町村（児童福祉担当部署）」が2例（5.6%）であり、その他、「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」が21例（58.3%）、「養育機関・教育機関」が16例（44.4%）であった。（表b-13-2）

また、市町村関与の状況と虐待の認識について、第5次から第10次報告までの累計をみると、精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では「市町村の関与あり」16例（51.6%）のうち「虐待の認識があり対応していた」が6例、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」、「虐待の認識はなかった」がそれぞれ5例であった。心中による虐待死事例では、「市町村の関与あり」12例（28.6%）のうち「虐待の認識はなかった」が7例であった。（表b-14-1）

一方、精神疾患のない実母における心中以外の虐待死事例では「市町村の関与あり」23例（25.6%）のうち「虐待の認識があり対応していた」が11例であった。心中による虐待死事例では、「市町村の関与あり」2例（5.6%）のうち「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」、「虐待の認識はなかった」がそれぞれ1例であった。（表b-14-2）

表 b-13-1 関係機関の関与 **(精神疾患診断あり)**

(第5次から第10次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死		計		
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	
児童相談所	15	48.4%	10	23.8%	25	34.2%	
市町村(児童福祉担当部署)	16	51.6%	12	28.6%	28	38.4%	
その他の機関	27	87.1%	38	90.5%	65	89.0%	
内訳 (複数回答)	福祉事務所	10	32.3%	16	38.1%	26	35.6%
	家庭児童相談室	6	19.4%	10	23.8%	16	21.9%
	児童委員	6	19.4%	1	2.4%	7	9.6%
	保健所	12	38.7%	9	21.4%	21	28.8%
	市町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	25	80.6%	18	42.9%	43	58.9%
	養育機関・教育機関	13	41.9%	28	66.7%	41	56.2%
	医療機関	23	74.2%	24	57.1%	47	64.4%
	助産師 (医療機関に勤務する者を除く)	3	9.7%	4	9.5%	7	9.6%
	警察	8	25.8%	2	4.8%	10	13.7%
	婦人相談所	0	0.0%	1	2.4%	1	1.4%

表 b-13-2 関係機関の関与 **(精神疾患診断なし)**

(第5次から第10次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死		計		
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	
児童相談所	22	24.4%	5	13.9%	27	21.4%	
市町村(児童福祉担当部署)	23	25.6%	2	5.6%	25	19.8%	
その他の機関	72	80.0%	32	88.9%	104	82.5%	
内訳 (複数回答)	福祉事務所	19	21.1%	7	19.4%	26	20.6%
	家庭児童相談室	14	15.6%	3	8.3%	17	13.5%
	児童委員	10	11.1%	2	5.6%	12	9.5%
	保健所	14	15.6%	5	13.9%	19	15.1%
	市町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	49	54.4%	21	58.3%	70	55.6%
	養育機関・教育機関	31	34.4%	16	44.4%	47	37.3%
	医療機関	37	41.1%	13	36.1%	50	39.7%
	助産師 (医療機関に勤務する者を除く)	3	3.3%	2	5.6%	5	4.0%
	警察	14	15.6%	2	5.6%	16	12.7%
	婦人相談所	2	2.2%	0	0.0%	2	1.6%

表 b-14-1 市町村関与の状況と虐待の認識 **(精神疾患診断あり)**

(第5次から第10次報告までの累計)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死		計	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
市町村の関与なし	15	48.4%	30	71.4%	45	61.6%
市町村の関与あり	16	51.6%	12	28.6%	28	38.4%
内訳	虐待の認識があり対応していた	6		2		8
	虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	5		3		8
	虐待の認識はなかった	5		7		12
計	31	100.0%	42	100.0%	73	100.0%

表 b-14-2 市町村関与の状況と虐待の認識（精神疾患診断なし）

（第5次から第10次報告までの累計）

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死		計	
		例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
市町村の関与なし		67	74.4%	34	94.4%	101	80.2%
市町村の関与あり		23	25.6%	2	5.6%	25	19.8%
内訳	虐待の認識があり対応していた	11		0		11	
	虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	6		1		7	
	虐待の認識はなかった	6		1		7	
計		90	100.0%	36	100.0%	126	100.0%

## 2 精神疾患のある養育者における事例の考察

今回の集計から、加害者となった実母に見られた精神疾患は、心中以外の虐待死事例では統合失調症、心中による虐待死事例ではうつ病が最も多かった。これらは、精神疾患の中でも、治療的介入が適切に行われなければ重症化する可能性が高い疾患であるが、治療法は一般に確立されており、適切な介入が行われれば症状の悪化を防ぐことができる可能性が十分にある。

しかしながら、子どもの死という事態を招くことになった背景について考察し、問題点を提示するとともに、取り組みへの指針を以下に示す。

### (1) 母親の年齢

精神疾患のある実母における心中以外の虐待死事例では、「35歳～39歳」が10人（32.3%）と最も多く、次いで「30歳～34歳」が8人（25.8%）であった。また、心中による虐待死事例は、「40歳以上」が16人（38.1%）と最も多く、次いで「35歳～39歳」が12人（28.6%）であり、若年者は少なく35歳以上にほぼ均等に分布している。

この点を踏まえて、比較的高齢の母親に精神疾患がみられた場合には、より実効性のある育児支援の必要性について検討する意義が高まる。

### (2) 死因

養育者の精神疾患の有無と直接の死因について比較したところ、精神疾患のある実母による虐待死事例では、心中以外・心中による虐待死事例ともに、頸部絞扼による窒息が最も多い。他方、精神疾患のない養育者の場合、心中による虐待死事例では同じ死因が最も多くみられるが、心中以外の虐待死事例では、頭部外傷が最も多く、頸部絞扼による窒息は、調査された死因の第5位である。

次いで、精神疾患のある実母の心中以外の虐待死事例における死因の第2位は胸部外傷と溺水であるが、精神疾患のない養育者における心中以外の虐待死事例では胸部外傷はみられず、溺水は死因の第4位であった。また、火災によらない中毒は精神疾患の有無によらず心中事例に多くみられ、心中以外の虐待死事例ではみられない点が共通していた。

以上、限られた事例数であるため、死因の傾向を論じるには不十分であるものの、頸部絞扼による死亡が顕著に多かった。

### (3) 子どもの死亡時の年齢

養育者の精神疾患の有無にかかわらず、心中以外の虐待死事例は、0歳児が最も多いが、精神疾患のない養育者では、子どもの年齢とともに死亡する割合が減じていくのに対し、精神疾患のある実母では、比較的高い年齢（9歳、11歳、12歳、14歳、17歳）にも死亡事例がみられる。

また、心中による虐待死事例において、精神疾患のない養育者の場合は、子どもの年齢が高い事例がみられるものの、6歳、9歳、12歳では比較的確率が下がる傾向も見られた。これに対して、精神疾患のある実母による事例では、上記で述べた年齢においても構成割合が低下しないことがみられる。まとめると、精神疾患のある実母による虐待死事例（心中以外及び心中）は、子どもの死亡時の年齢が比較的高い年齢にもみられるという特徴がある。

このことは、一般に、子どもの年齢が上がるにつれ、自我が芽生えて虐待状況そのものに抵抗が生じるため、加害者は子どもを巻き込みにくくなっていく状況が想定されるが、精神疾患のある養育者では、子どもの抵抗を意に介さないほどの現実検討力の喪失や興奮あるいは極端な思いこみなどが生じている可能性などが考えられる。つまり、子どもの年齢が高くても虐待状況がおさまらず、死亡に至るリスクが比較的高い場合があり得ると認識しなくてはならない。

さらに、前述した子どもの死因に頸部絞扼が多い特徴と、死亡時年齢が比較的高い年齢にも分布している特徴は、精神疾患のある実母における虐待死事例（心中以外及び心中）と精神疾患のない養育者による心中による虐待死事例に共通している。このことから、これらの事例においては、心理的な近似が示唆される。ただし、年齢と死因という限られた類似点であるので、現段階においては十分な考察に限界があり、今後、より詳細に検討される必要がある事項である。

#### **(4) 子どもの情緒・行動上の問題**

養育者の精神疾患の有無に限らず、心中以外の虐待死事例では、生前の子どもに情緒あるいは行動上の問題がみられることが多いが、精神疾患のある実母の事例では心中による虐待死事例にも同等の割合でみられた。子どもの問題が原因であるか結果であるかは、本調査では不明だが、子どもの問題があれば、養育者は自分自身を責めたり、子どもへの対応が難しくなったりする。このような場合、いかなる養育者においても、育児に相当の労力を要することとなるが、精神疾患のある養育者においては、低下したエネルギー状態で対応の難しい子どもに対峙しなくてはならず、養育者自身の精神状態の悪化から病的認知が進行し、養育不安が高まることが考えられる。

したがって、精神疾患のある養育者が育てている子どもに情緒・行動上の問題がみられた場合には、保育所や家事援助など育児を支えるサービスの積極的な利用を検討し、養育負担を軽減するための支援が重要になってくる。

#### **(5) 施設の利用・支援者・行政機関等の関与**

今回、精神疾患のある実母は、支援者・行政機関の関与が比較的なされていたことがわかった。精神疾患患者への一般的支援は、地域保健や精神科医療において一定程度整備されてきており、病状が比較的重くても地域生活を支える仕組みがあると思われるが、精神疾患患者が養育者になった場合、「患者の育児を支える」という視点は、まだ十分に浸透していないと思われる。

このため、関係機関の職員は、各精神疾患の特性についてよく理解しておく必要があり、患者が育児を行う場合にストレスになりやすい状況などについて、個別性を重視しながら把握し、直接的な関与を好まない場合などへの有効な関与の方法など専門的アプローチに通じる必要がある。

### **3 精神疾患のある養育者に対する支援について**

養育者（患者）の主治医は、精神疾患のある養育者のみならず、子どもを含めた家族全体を支えるという視点をもつことが重要であり、医療機関のみで抱え込まず、事例の状況に応じて市町村職員や児童相談所等へ積極的にアプローチ（継続支援を依頼）する等、地域における医療・保健・福祉のネットワークを活用していくことが大切である。

また、特に希死念慮（自殺企図）を抱く養育者は、実際の行動へ結びつく可能性も十分に高いという危機意識を常に持ちながら、それらの養育者への

支援を行う場合、養育者自身の病状はもとより、子どもに対する養育状況、家族や周囲のサポート状況、親子心中に至る危険性等、様々な情報を総合的に判断し、家庭における養育の限界を丁寧に見極めた上で、適切かつ迅速な対応が必要となる。

さらに、親子の再統合を行う場合は、施設退所後の養育負担の増加や養育者の自身の病状変化に特段の配慮をしながら、地域における支援体制を整えなければならない。この場合、養育者の病状に悪化の兆候が把握された場合は、再度の入所措置についても速やかに検討するべきと考える。

### Ⅲ 現地調査（ヒアリング調査）の結果について

本委員会では、全検証対象事例の中でも特徴的で、かつ、特に重大であると考えられる事例について、都道府県・市町村及びその関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を行った。

#### 1 事例の概要

はじめに、ヒアリングを行った4つの事例について、それぞれの概要を紹介する。

※ 以下の記載は個人情報保護に配慮し、概要として整理した内容である。

#### 【事例1】 転居を繰り返すことにより社会的に孤立していた事例

住民票の移動をせずに転居を繰り返すことにより、社会的に孤立していた家庭の父母が、風邪を引いて衰弱する長女（4歳）を放置して、死亡させた事例。

- ・ 市町村は、本児の乳幼児健康診査が未受診であったことを受けて、受診勧奨のため家庭訪問等を実施していたが、当該家庭の居住実態が把握できず、接触を持てなかった。
- ・ 児童手当の申請等の目的で父が市の窓口に来庁しており、各種手当での支給はなされていた。
- ・ 本児の兄である長男（7歳）は、出生後2年半経過してから出生届が提出され、乳幼児健康診査等を受診しておらず、なおかつ、事例発生当時、未就学のままであった。

#### 【事例2】 精神疾患のある養育者の事例

転居直後の精神疾患のある実母が、自ら児童相談所へ電話相談し、「死にたい、子どもを預かって欲しい」などと訴えたが、児童相談所は深刻な内容と受け止めず、適切な対応がなされぬ間に、自宅の居間で長女（2歳）の首を絞めて窒息死させた事例。

- ・ 希死念慮（自殺企図）のある実母からの相談に対し、相談を受けた職員をはじめ、児童相談所は危機感を持てなかった。
- ・ 相談を受けた児童相談所は、当該家庭に対する十分なアセスメントを行わないまま市町村に対応を委ね、児童相談所における受理会議や援助方針会議などを行っていなかった。
- ・ 市町村は、実母の希死念慮（自殺企図）等に対し危機感を持っていたが、児童相談所の介入を求めるなどの対応がなされなかった。

### 【事例3】 日齢0日児の遺棄事例

本児の妊娠に気づきながらも、本児の兄である長男（3歳）を連れて複数の男性宅を転々としながら生活し、妊婦健康診査を1度も受診せず、ホテルの一室で出産に至り、出産したばかりの女児をビニール袋に入れて窒息死させた上、翌日、遺体をコインロッカーに放置した事例。

- ・ 婚姻継続中である母親が、長男を連れて、別の男性が住民登録している住所へ母子のみの転入手続きを行っており、その手続きや児童扶養手当申請のために、市町村の窓口には来庁していた。
- ・ 長男には、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業（子育てひろばや一時預かり所）などのサービス利用歴があった。
- ・ 公的機関における長男の乳幼児健康診査は未受診であり、市町村はその事実を把握していなかった。

### 【事例4】 入所措置解除後のネグレクトの事例

実母がわずかなお金と食料だけを置いて長女（14歳）と次女（3歳）を残したまま自宅を離れ、長期間不在にしていた間に、次女が餓死した事例。

- ・ 実母は過去にも本児らを残し長期間自宅を不在にしており、児童相談所は本児らを乳児院等に入所措置していたが、実母からの要望を受け、事例発生の1年ほど前に措置解除がなされ、本児らは家庭復帰をしていた。
- ・ 本児らの入所措置及び措置解除を行った際、児童相談所は当該事例を養育者不在の事例と判断し、虐待事例とは認識していなかった。
- ・ 複数の関係機関において、それぞれ当該家庭に関する情報を有していたが、その情報を共有していなかった。

## 2 問題点と対応策

上記4事例のヒアリング調査を行った後、本委員会において、各事例を通して把握された問題点やそれぞれの対応策について取りまとめた。

### (1) 乳幼児健康診査未受診等のリスクが高い家庭への対応

#### i 事実

- ・ 当該家庭には、きょうだいの飛び込み出産や乳幼児健康診査未受診、転居を繰り返すなど、複数のリスク要因があった。 **（事例1）**
- ・ 乳幼児健康診査未受診者の対応において、過去の受診歴などに関する情報が明らかに少ない転入者についても、通常の未受診者と同様の取扱いとしていた。 **（事例3）**

## ii 問題点

- 事例1の家庭については、乳幼児健康診査未受診以外にも、きょうだいの飛び込み出産や出生届の未提出・出産費用の未払い、未就学の事実など、複数のリスク要因を有していたが、転居を繰り返していたことや、市町村において把握した情報を庁内で横断的に共有できなかったことなどから、得られた情報を統合し、虐待発生のリスクを認識するまでに至っていない。
- 事例3の家庭については、乳幼児健康診査未受診者への対応として受診勧奨を行うにあたり、当該家庭が転入直後であることや、当該家庭に関する情報が不足していたことなどを考慮した、迅速な対応がなされていない。
- 転出入を繰り返す家庭に関して、各市町村において虐待発生のリスクが高い可能性もあり得るという危機意識が希薄であり、また、それぞれの市町村が情報収集の必要性を認識していない。

## iii 対応策

過去の検証結果からも、転出入を繰り返す家庭や乳幼児健康診査未受診の家庭においては、虐待発生のリスクが高いということが明らかになっており、このような実態を各市町村においては再認識することが基本となる。

また、転居前の市町村と転居後の市町村間における情報共有が、当該家庭への接点を見出し介入の契機に結びつけられるということを意識し、市町村間での円滑な情報提供・共有に努める必要がある。

このような虐待発生のリスクが高い事例に関しては、各市町村内部においても、児童福祉担当部署や母子保健担当部署のみならず、各種制度や手続きの申請窓口などの関係部署に対して、これらにかかる意識の啓発を行うとともに、このような家庭に対する庁内横断的な情報共有のルール化（例：乳幼児のいる家庭の転入時には乳幼児健康診査の受診歴を確認できるチェックシートを作成し活用するなど）を検討し、切れ目のない支援体制を整備・構築する必要がある。

さらに、乳幼児健康診査の未受診者対応を行う上で、転出入などにより過去の受診履歴が不明な場合には、通常の未受診者勧奨のスケジュールに則るのではなく、より迅速に家庭の状況を把握することが重要である。

## (2) 転居を繰り返すことにより社会的に孤立しがちな家庭への対応

### i 事実

- ・ 市町村の母子保健担当部署は、乳幼児健康診査の受診勧奨を目的として実施した家庭訪問により、当該家庭が転居を繰り返していることを認識していた一方で、当該家庭の実父が、児童手当受給目的で複数回にわたり市町村の窓口へ来庁していることについては把握していなかった。
- ・ 就学年齢に達していたが未就学のままであった本児の兄に関し、学校や教育委員会も家庭訪問を通じて居住実態が無いことを把握していたが、具体的な対応がなされていなかった。 (以上 事例1)

### ii 問題点

- ・ 市町村の母子保健担当部署は、乳幼児健康診査の未受診、未就学でかつ転居を繰り返すという虐待発生のリスクが高い事実を把握しながらも、これらの家庭に対する具体的な対応方法が整理されておらず、虐待対応担当部署との情報共有や協議を行うなどの対応がなされていなかった。
- ・ 未就学児童の対応において、学校及び教育委員会共に、保護者がいずれかの小学校へ入学手続きをするものと考え、学校は教育委員会への報告を行った後、経過観察として連絡待ち(受け身)の姿勢をとっている。また、教育委員会は未就学の事実を虐待対応担当部署に対して情報提供するなどの対応を行っていない。

### iii 対応策

乳幼児健診の未受診かつ転居を繰り返す家庭を把握した場合、その後の調査や対応方法等のフローを含め、具体的な体制を各市町村において整備し、実行していく必要がある。

これらの体制を整備しながら、市町村においてできうる限り居住実態の把握に努めてもなお、詳細が把握できない場合には、速やかに児童相談所への情報提供を行い、児童相談所と協力しながら、さらなる情報収集や実態の把握に努めることが重要である。

また、教育機関においては、義務教育の就学年齢に達した児童に関する情報把握が可能という特長(役割)があることから、未就学児童の事実を把握した際には、虐待のリスクが高いことを念頭に置くことが肝要となる。例えば、就学時点から居住実態が不明である場合は、乳幼児健康診査の受診履歴や予防接種の接種歴、DVなどの相談履歴

の有無について、市町村の母子保健担当部署や虐待対応担当部署、婦人相談所などへの情報照会を行い、さらなる実態把握に努める必要がある。併せて児童相談所に対しても、虐待などの相談履歴の有無を確認しつつ情報共有を行い、関係機関との協働による実態把握と、就学に向けた速やかな対応を行う必要があると考える。

上記の対応を行う上では、要保護児童対策地域協議会の積極的な活用が重要である。また、同協議会を通じて各関係機関が有する情報をつなぎ合わせ、当該家庭に対するリスクアセスメントを行うことが、虐待の発生予防、早期発見、早期の適切な対応へと結びつくことになる。

### (3) 家庭全体に対するアセスメントの実施と適切な対応

#### i 事実

- ・ 本児の妊娠届の遅延や実母に住民票がなかったこと、さらに、本児の兄の飛び込み出産、出生届の未提出、本児と兄の乳幼児健康診査の未受診、父母の無保険など、当該家庭には多くの問題があった。

(事例1)

- ・ 児童相談所及び各関係機関においては、施設での生活に慣れていった本児の家庭復帰の判断に際し、当該家庭において今後発生しうる課題の整理や対応策などについて、十分な検討・協議がなされていなかった。

(事例4)

#### ii 問題点

- ・ 児童相談所及び各関係機関は、本児のみならず、きょうだいや養育者の状況も踏まえ、それらに関連づけるなど、家庭の全体像を捉えるという視点に立ったアセスメントを実施していない。
- ・ 本児の家庭復帰による家庭全体における生活への影響が想定された中、実母の養育能力の見極め、母子関係が希薄である可能性、家庭の経済状況等の総合的なアセスメントが不足している。

#### iii 対応策

児童相談所及び各関係機関は、虐待の発生予防、早期発見、早期の適切な対応という観点から、アセスメントを実施する際には、本児のみならず、きょうだいにも焦点を当て、当該家庭におけるすべての子どもに対するアセスメントを適切に行う必要がある。さらには、養育者の生育歴、また家庭の経済状況等を含めた様々な情報を収集し、

多角的な視点に立った家庭全体のリスクアセスメントを行い、その上で総合的な判断を行うことが必須である。

また、児童相談所は、虐待を理由に施設入所措置をした児童の措置解除に際しては、原則として、要保護児童対策地域協議会を開催し、措置時の問題が解決されたか否かの見極めをしつつ、家庭復帰後に想定される課題の整理やその対応策及び各関係機関における役割分担と状況悪化時(緊急時)の対応方法などについて事前に十分に協議し、関係機関が共通認識に立った上で措置解除に関する判断を行うことが重要である。

同時に、児童相談所及び各関係機関は、子どもの家庭復帰に伴う家族関係の変化や、その後に起こりうる家族構成や経済状況などの変化も想定しながら、個々の状況に応じた当該児童とその家庭についてのモニタリングを行うことが必要である。

そして、このモニタリングを確実に行うためには、関係機関の連携と協働が必須であり、それらの機関が子どもの家庭復帰後に当該家庭に対して行う関わりについて具体的に養育者へ提示し、支援を継続することが重要である。

#### **(4) 精神疾患のある養育者等の支援を必要としている家庭への対応**

##### **i 事実**

- ・ 精神疾患があり希死念慮(自殺企図)を抱く実母が、児童相談所に対して、自らが精神疾患を有していることや「死にたい。子どもを預かって欲しい。殺してしまいそう。夫が理解してくれない。」など、切迫したSOSを発信していた。
  - ・ 児童相談所は、実母からの訴えに対して「一般相談」として処理しており、受理会議の開催などによる組織としての対応を協議せずに、市町村へ電話連絡のみで対応を委ねていた。
  - ・ 市町村は、実母への支援を行うにあたり、主治医(精神科医)から病状調査等を行っていなかった。
  - ・ 市町村は、実母の言動に対し危機感を持ち、家庭訪問の日程を早める等の対応をしていたものの、さらなる事態の急変を予測し、児童相談所の早期介入を求めるなどの対応を行わないまま、支援開始から短時間で事例が発生した。
- (以上 事例2)

## ii 問題点

- ・ 児童相談所は、精神疾患があり希死念慮（自殺企図）を抱く実母からの深刻な相談に対して、育児困難や虐待を念頭に置いた上で、実母自身の心身の状態がいつでも急変し、子どもへ危害を加えるおそれ（無理心中へと巻き込む可能性など）があり得ることを想定するなど、危機感を持った対応ができていない。
- ・ 市町村においても、当該家庭のアセスメントを実施する上で、実母の主治医に病状調査を早急に行い、その病状を客観的に把握しておく必要性を認識していない。
- ・ 実母の言動や子どもに対する養育状況から、家庭での養育が困難な状況に達していた中で、市町村は自らの役割の限界を認識し、措置権を有する児童相談所との速やかな協議を行うまでに至っていない。

## iii 対応策

精神疾患のある養育者から子どもの保護を求められた場合、特に、希死念慮（自殺企図）のある養育者は子どもに危害を加えるおそれがあることを想定し、児童相談所は、危機感を持って、組織として迅速な対応を行う必要がある。そのためには、緊急受理会議などを臨機応変に開催し、複数の視点で最終的な判断を行うことが必須である。

また、児童相談所及び各関係機関においては、客観的な病状把握や家庭での養育の適否を判断するためにも、主治医に対する病状調査を行うことが支援開始当初から必要である。特に、市町村においては、地域の医療機関との情報共有が円滑に行われるよう、日頃から顔の見える関係性を構築しておく必要がある。

さらに、保護者による養育の限界については、各機関において的確な判断ができる力量を持つとともに、緊急性の高い事例については、単独の機関で抱え込まず、児童相談所へ早急に相談し対応方法について協議するとともに、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、関係機関の協働により支援を行うことが重要である。この際、複数の機関が関わる上で、事例の状況に関する危機感に温度差が生じることもあるが、それらを解消するためには、「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」等の積極的な活用を図り、共通のツールを用いて客観的に判断する中から、危機感を共有していく必要がある。

## (5) 児童相談所における組織的なアセスメント

### i 事実

- ・ 児童相談所は、精神疾患があり希死念慮（自殺企図）を抱く実母からの訴えに対して危機感を持つことができなかった。そのため、電話相談を受けた後も、十分なアセスメントを行わないまま市町村に対応を委ね、所内で緊急受理会議や援助方針会議等を開催することなく、組織的な対応がなされていなかった。

(事例2)

- ・ 児童相談所が本児とそのきょうだいを保護した際、主訴を「養育者不在」と判断し、実母による「虐待（ネグレクト）」という認識がなかった。

(事例4)

- ・ 入所措置解除の判断に際し、実母からの引き取り要求や、子どもとの面会時の様子について重きを置く一方で、実母の生育歴や現在の生活状況、実母が本児らを残したまま不在にした理由などの重要な事項について、十分な聴取を行っておらず、基本的な情報が不足したまま、措置解除の判断をしていた。

(事例4)

### ii 問題点

- ・ 児童相談所において、職員が受ける電話相談への対応やその後の情報共有及び援助方法等について、組織的なチェックが十分に機能していない。
- ・ 主訴の判断の際に、十分なアセスメントを実施しておらず、その後も定期的な見直しがなされていない。
- ・ さらに、入所措置解除の判断に際しても、新たな家庭環境に関する基本的な事項や、家庭復帰に伴い予測される課題などに関して、情報収集と十分なアセスメントを行わないまま、家庭復帰させている。

### iii 対応策

児童相談所は、育児を行う者がいつでも虐待者本人となり得ること、また、その当事者が自ら相談を行うということについて、相当な勇気と決断を要する行動であること、また切迫した状況にあるということ念頭に置いて対応する必要がある。その上で、虐待者の相談に十分耳を傾けながら、子どもの安全の確認を最優先に考え、緊急性の判断をしなければならない。

この際、児童相談所における相談受理後の判断や対応については、

職員個人の判断のみに委ねられることなく、組織として多角的な視点から判断を行い、援助方針を決定しなければならない。

また、職員間の知識や技術などの差を埋めていくためには、児童相談所業務に関するマニュアルの整備とその適正な運用に加えて、日頃から事例検討会などにも積極的に取り組み、組織内部で経験の共有や伝承をしながら、事例の全体像及び問題点を的確に捉えるアセスメント力と相談援助技術の向上を図る必要がある。

同時に、入所措置及び入所措置解除のいずれにおいても、判断根拠となる詳細なアセスメントを実施する必要があり、この際にも、児童相談所内部でのチェック機能やスーパーバイズ機能を強化していくことが求められる。

## (6) 市町村職員の専門性及び対応能力

### i 事実

- 市町村の母子保健担当部署は、乳幼児健康診査未受診と居住実態が把握できないという状況の家庭について、虐待のハイリスク家庭であるとの認識が十分でなかった。**(事例1)**
- 市町村の虐待対応担当部署は、本児の家庭引き取りに際しての条件であった保育所への通所が途絶え、結果的に退所となった事実について児童相談所へ報告はしているが、市町村独自での対応を行っていない。**(事例4)**
- 市町村の母子保健担当部署においては、乳幼児健康診査の受診時に、本児に体重減少がみられたが、一般的な指導に終始していた。**(事例4)**

### ii 問題点

- 市町村の母子保健担当部署が、虐待のハイリスク家庭に気付くことができていない。
- 市町村の虐待対応担当部署において、家庭引き取りに際する重要な条件の一つであった「保育所の通所」が途絶えたことに対して、危機意識を持ち関係機関との情報共有を行ったり、実母に対する事実確認及び本児の安全確認を行う等の具体的な対応に至っていない。
- 乳幼児健康診査で把握された本児の体重減少という客観的な事実に対して、虐待を想定し、危機感を持った適切な対応に結びつけることができていない。

### iii 対応策

市町村は、住民にとって最も身近な行政機関として、各種手当てや届出の申請受理、子育て支援や母子保健サービスの提供など、様々な場面を通じて子育て家庭に接触する機会がある。

これらの業務を担う職員の専門性及び対応能力向上のためには、虐待のリスク要因などに関する基礎的な知識の習得によって、危機意識を高めることが重要であり、特に、虐待事例への直接的な支援を行う部署においては、相談援助技術のさらなる向上が求められることから、児童虐待に関する具体的かつ系統立てた研修体制を整備し、実践していく必要がある。

また、重大事例からの学びとして、各市町村や都道府県において作成した検証報告書などを活用した研修は、実践的かつ効果的である。

特に、母子保健担当部署においては、このような研修等を通じて、様々な母子保健事業の目的には、児童虐待の発生予防という重要な視点（役割）が根底にあること、また、乳幼児健康診査が虐待の早期発見の場でもあるということをあらためて再認識し、本来ならば「成長過程にあるべき子どもの体重減少」という、客観的事実の背景に隠れている養育環境へのアセスメント力を高めると共に、それらを踏まえた上での適切な支援や対応を行っていく必要がある。

## (7) 市町村における関係部署間の情報共有

### i 事実

- ・ 乳幼児健康診査を受診せず、居住実態も把握できないという虐待発生リスクの高い家庭であるにもかかわらず、市町村の母子保健担当部署から虐待対応担当部署に対する情報照会や情報提供がなされなかった。また、戸籍担当部署が把握した、きょうだいの出生届提出の遅延に関する情報については、母子保健担当部署へ情報提供がなされていたが、同部署内での情報共有が不十分であった。
- ・ 妊娠届提出時（母子健康手帳交付時）等の、養育者と直接接触できる貴重な機会を通じて、当該家庭に関する情報を把握していなかった。
- ・ 母子保健担当部署が必要としていた乳幼児健康診査未受診者に関する情報について、同市町村の児童福祉担当部署では把握していた。

(以上 事例1)

- ・ 市町村は、児童相談所から本児が家庭復帰することについて情報提供を受けていたが、関係部署間での情報共有を行っていない。  
(事例4)

## ii 問題点

- ・ 虐待の発生予防、早期発見・早期の適切な対応等にかかる虐待対応担当部署の役割が十分に機能していない。
- ・ 母子保健担当部署において、乳幼児健康診査未受診者に関する未受診等の理由、背景等の調査が不足しており、虐待対応担当部署に対する情報提供に結びついていない。
- ・ 市町村内部における関係部署間の情報共有等において、効果的かつ実効性のある連携体制が構築されていない。
- ・ 市町村は、児童相談所から措置解除となった本児に関する情報提供を受けて、地域における支援体制を整えるべく、関係部署間において情報共有や役割分担などの協議を行っていない。

## iii 対応策

児童のいる家庭での度重なる転居や、住民票のある住所地において居住実態が把握できない等の生活実態を把握した場合、市町村内部における関係部署間の情報共有の仕組みについて、各市町村の実情に応じた具体的な方法を整備する必要がある。

また、市町村においては、妊娠届提出時は妊婦と接触できる有効な機会と捉え、単に届出の受理（母子健康手帳の交付）にとどまらず、母子保健担当部署以外の多様な部署での対応においても、特定妊婦や要支援家庭の早期把握に努めるという認識を持つことが重要である。そのためには、市町村内部の関係する部署が特定妊婦及び要支援家庭の概念等について共通認識を持つことが基本となる。さらに、これらの事例を把握した際には、妊娠期からの継続支援を開始できるように、母子保健担当部署へ速やかにつなぎ、共に対応する仕組みを整備する必要がある。

一方、入所措置解除となった事例への支援に関しては、児童相談所との協議のみならず、市町村内部においても関係部署間での情報共有をはじめ、それぞれの担当部署の専門性や機動力を活かした役割分担や、養育状況が悪化した場合の対応等について予め設定し、定期的なモニタリング体制を整えておく必要がある。

## **(8) 関係機関間の連携体制**

### **i 事実**

- ・ 入所措置解除の条件の一つであった保育所の通所がすぐに途切れたこと、措置解除後にも再び、実母が本児らを残して長期間不在にしていることなどについて、本児らと関わりのあった保育所や中学校は、本家庭に関する情報を把握していたが、児童相談所や市町村の虐待対応担当部署との情報共有が不十分で、危機的な状況に相応しい対応がなされなかった。**(事例4)**

### **ii 問題**

- ・ 各関係機関において、本家庭に関する情報を断片的に把握していたが、情報そのものが持つ意味の重要性や、情報を集約し共有することの必要性についても認識がなく、関係機関間での十分な情報共有にまで至っていない。
- ・ ヒアリングを行った4事例すべてにおいて、要保護児童対策地域協議会を活用していない。

### **iii 対応策**

虐待事例への支援を行うにあたっては、要保護児童対策地域協議会の積極的な活用を通じて、関係機関間の情報共有や具体的な連携について協議することが、まずは不可欠である。

特に、施設入所していた事例の入所措置解除に際しては、同協議会を原則として開催し、措置時の問題が解決されたか否かの見極めをしつつ、家庭復帰後に想定される課題の整理やその対応策及び各関係機関における役割分担と状況悪化時(緊急時)の対応方法などについて、多角的な観点から慎重かつ十分に協議し、退所後の支援に関わる複数機関が共通認識に立った上で、措置解除の決定等を行うことが重要である。

## **(9) 自治体における検証の実施**

### **i 事実**

- ・ 検証を実施するにあたり、本児や養育者の生育歴、虐待の発生に至った背景等に関する情報が十分には収集できていなかった。**(事例1)**
- ・ 事例が発覚するまでの間、児童相談所や関係市町村等の行政機関による直接的関与がなかったために、検証組織による調査によって

把握できた情報が乏しかった。

(事例3)

- ・ 検証報告の内容について、一般的な指摘にとどまる傾向が認められた。

(事例4)

## ii 問題点

- ・ 都道府県や市町村等において事例の検証を行うにあたり、虐待発生に至った経緯やその背景などの基本的な情報の収集が不足しており、十分な検証に至っていない。
- ・ 検証を行うための効果的な手法や検討体制などが整備されていない。

## iii 対応策

「事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討する」という検証目的の原点に立ち、虐待発生の背景にある養育者の生育歴などを初めとするアセスメントを深めるとともに、対応経緯についても詳細かつ客観的な振り返りを実施することがまずは重要である。

この検証にあたっては、行政機関の対応に係る問題点の整理や一般論にとどまらず

- ① 死亡に至った経緯における問題点の背景要因
- ② 加害者が虐待に至った問題点の背景要因

などの観点から実施することが必要であり、これらの正確な分析を行った上で、各背景要因への改善策を深く考え、今後の再発防止策へと結びつけていくことが重要となる。

## IV 個別調査票による死亡事例の調査結果

### 1 虐待による死亡の状況

第10次報告の対象期間である平成24年4月から平成25年3月までの1年間に厚生労働省が把握した子ども虐待により死亡した事例は、心中以外の虐待死事例では49例(51人)、心中による虐待死事例(未遂により親は生存したが子どもは死亡したものを含む。)では29例(39人)であり、総数は78例(90人)であった。第9次報告(平成23年4月から平成24年3月まで)と比較すると、心中以外の虐待死事例では7例(7人)の減少、心中による虐待死事例では事例数の増減はないものの、2人の減少があった。

また、第1次から10次報告の期間中に把握した子ども虐待による死亡事例数及び死亡人数は、心中以外の虐待死事例では509例(546人)、心中による虐待死事例では282例(394人)であった。

表C-1-1 死亡事例数及び人数(心中以外の虐待死)

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	総数
例数	24	48	51	52	73	64	47	45	56	49	509
人数	25	50	56	61	78	67	49	51	58	51	546

表C-1-2 死亡事例数及び人数(心中による虐待死)

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	総数
例数	-	5	19	48	42	43	30	37	29	29	282
人数	-	8	30	65	64	61	39	47	41	39	394

### 2 死亡した子どもの特性

#### (1) 子どもの性別

子どもの性別について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「男」が27人(52.9%)、「女」が23人(45.1%)、「不明」は1人(2.0%)であった。第9次報告と比較すると、男女ともに人数は減少したが、男の割合は増加し、女の割合は減少した。心中による虐待死事例では、「男」が22人(56.4%)、「女」が17人(43.6%)であり、第9次報告とほぼ同様の結果となった。

第1次から第10次報告までの推移でみると、心中以外の虐待死事例では男がやや多い傾向が続いているが、心中による虐待死事例ではそのような傾向はみられなかった。

表C-2-1 死亡した子どもの性別（心中以外の虐待死）

区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		総数
	人数	構成割合	人数	構成割合																	
男	9	36.0%	23	46.0%	20	35.7%	34	55.7%	50	64.1%	33	49.3%	28	57.1%	28	54.9%	30	51.7%	27	52.9%	282
女	16	64.0%	27	54.0%	31	55.4%	27	44.3%	28	35.9%	29	43.3%	18	36.7%	23	45.1%	27	46.6%	23	45.1%	249
不明	0	0.0%	0	0.0%	5	8.9%	0	0.0%	0	0.0%	5	7.5%	3	6.1%	0	0.0%	1	1.7%	1	2.0%	15
計	25	100%	50	100%	56	100%	61	100%	78	100%	67	100%	49	100%	51	100%	58	100%	51	100%	546

表C-2-2 死亡した子どもの性別（心中による虐待死）

区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		総数
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
男	-	-	3	37.5%	21	70.0%	32	49.2%	32	50.0%	25	41.0%	25	64.1%	22	46.8%	23	56.1%	22	56.4%	205
女	-	-	5	62.5%	9	30.0%	33	50.8%	32	50.0%	35	57.4%	14	35.9%	25	53.2%	18	43.9%	17	43.6%	188
不明	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
計	-	-	8	100%	30	100%	65	100%	64	100%	61	100%	39	100%	47	100%	41	100%	39	100%	394

## (2) 子どもの年齢

死亡時点における子どもの年齢について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「0歳」が22人(43.1%)、「1歳」が7人(13.7%)、「2歳」が3人(5.9%)であり、3歳未満で32人(62.7%)と6割を超える状況であった。第1次から第10次報告の推移をみると、第10次報告までのすべてで「0歳」が最も多く、第3と第4次報告を除いて、全体の4割を超えていた。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、3歳未満は計6人(15.4%)と2割未満に留まり、第2次から第10次報告までの傾向と同様、子どもの年齢にばらつきがみられた。

さらに、死亡した0歳児を月齢別にみると、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、月齢「0か月」が11人(50.0%)であり、第9次と同様、最も多い割合を占めていたが、心中による虐待死事例ではその傾向はみられず、月齢にばらつきがみられた。

表C-3-1 死亡時点の子どもの年齢（心中以外の虐待死）

年齢	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		総数
	人数	構成割合	人数	構成割合																	
0歳	11	44.0%	23	46.0%	20	35.7%	20	32.8%	37	47.4%	39	58.2%	20	40.8%	23	45.1%	25	43.1%	22	43.1%	240
1歳	3	12.0%	6	12.0%	6	10.7%	7	11.5%	11	14.1%	4	6.0%	8	16.3%	9	17.6%	8	13.8%	7	13.7%	69
2歳	5	20.0%	7	14.0%	1	1.8%	5	8.2%	6	7.7%	4	6.0%	3	6.1%	7	13.7%	6	10.3%	3	5.9%	47
3歳	1	4.0%	4	8.0%	9	16.1%	13	21.3%	9	11.5%	3	4.5%	7	14.3%	4	7.8%	3	5.2%	2	3.9%	55
4歳	2	8.0%	1	2.0%	6	10.7%	7	11.5%	3	3.8%	8	11.9%	2	4.1%	2	3.9%	4	6.9%	1	2.0%	36
5歳	2	8.0%	1	2.0%	3	5.4%	2	3.3%	3	3.8%	2	3.0%	3	6.1%	3	5.9%	2	3.4%	3	5.9%	24
6歳	1	4.0%	2	4.0%	2	3.6%	1	1.6%	1	1.3%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	1	2.0%	10
7歳	0	0.0%	2	4.0%	2	3.6%	2	3.3%	2	2.6%	0	0.0%	2	4.1%	0	0.0%	2	3.4%	0	0.0%	12
8歳	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	0	0.0%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	3
9歳	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	1	1.5%	1	2.0%	0	0.0%	2	3.4%	1	2.0%	7
10歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	1.3%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%	4
11歳	0	0.0%	1	2.0%	1	1.8%	1	1.6%	1	1.3%	1	1.5%	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	1	2.0%	7
12歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	1	2.0%	3
13歳	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	1	2.0%	4
14歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	2	3.9%	3
15歳	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	3
16歳	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	0	0.0%	2	2.6%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	1	2.0%	6
17歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	1	2.0%	3
不明	0	0.0%	0	0.0%	4	7.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.5%	2	4.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	5.9%	10
計	25	100%	50	100%	56	100%	61	100%	78	100%	67	100%	49	100%	51	100%	58	100%	51	100%	546

表C-3-2 死亡時点の子どもの年齢（心中による虐待死）

年齢	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		総数
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
0歳	-	-	1	12.5%	6	20.0%	7	10.8%	9	14.1%	7	11.5%	5	12.8%	3	6.4%	3	7.3%	4	10.3%	45
1歳	-	-	1	12.5%	3	10.0%	4	6.2%	3	4.7%	4	6.6%	1	2.6%	5	10.6%	3	7.3%	2	5.1%	26
2歳	-	-	1	12.5%	2	6.7%	8	12.3%	5	7.8%	2	3.3%	3	7.7%	3	6.4%	4	9.8%	0	0.0%	28
3歳	-	-	2	25.0%	1	3.3%	5	7.7%	5	7.8%	5	8.2%	5	12.8%	3	6.4%	3	7.3%	1	2.6%	30
4歳	-	-	1	12.5%	2	6.7%	4	6.2%	3	4.7%	3	4.9%	2	5.1%	4	8.5%	4	9.8%	2	5.1%	25
5歳	-	-	0	0.0%	1	3.3%	7	10.8%	8	12.5%	5	8.2%	6	15.4%	3	6.4%	3	7.3%	7	17.9%	40
6歳	-	-	0	0.0%	2	6.7%	6	9.2%	6	9.4%	3	4.9%	2	5.1%	5	10.6%	2	4.9%	3	7.7%	29
7歳	-	-	0	0.0%	1	3.3%	2	3.1%	5	7.8%	6	9.8%	4	10.3%	2	4.3%	3	7.3%	2	5.1%	25
8歳	-	-	1	12.5%	2	6.7%	4	6.2%	3	4.7%	5	8.2%	1	2.6%	6	12.8%	4	9.8%	3	7.7%	29
9歳	-	-	1	12.5%	2	6.7%	6	9.2%	4	6.3%	3	4.9%	3	7.7%	3	6.4%	6	14.6%	5	12.8%	33
10歳	-	-	0	0.0%	1	3.3%	3	4.6%	4	6.3%	5	8.2%	2	5.1%	0	0.0%	1	2.4%	4	10.3%	20
11歳	-	-	0	0.0%	3	10.0%	2	3.1%	2	3.1%	4	6.6%	0	0.0%	5	10.6%	0	0.0%	1	2.6%	17
12歳	-	-	0	0.0%	1	3.3%	4	6.2%	0	0.0%	2	3.3%	2	5.1%	2	4.3%	1	2.4%	3	7.7%	15
13歳	-	-	0	0.0%	1	3.3%	0	0.0%	3	4.7%	3	4.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.4%	2	5.1%	10
14歳	-	-	0	0.0%	0	0.0%	2	3.1%	2	3.1%	1	1.6%	0	0.0%	1	2.1%	2	4.9%	0	0.0%	8
15歳	-	-	0	0.0%	2	6.7%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.1%	2	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	7
16歳	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	2	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3
17歳	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	1	2.4%	0	0.0%	2
不明	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
計	-	-	8	100%	30	100%	65	100%	64	100%	61	100%	39	100%	47	100%	41	100%	39	100%	394

表C-4 死亡時点の子どもの年齢（3歳以下）（心中以外の虐待死）

年齢	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		総数
	人数	構成割合	人数	構成割合																	
0歳	11	44.0%	23	46.0%	20	35.7%	20	32.8%	37	47.4%	39	58.2%	20	40.8%	23	45.1%	25	43.1%	22	43.1%	240
1歳	3	12.0%	6	12.0%	6	10.7%	7	11.5%	11	14.1%	4	6.0%	8	16.3%	9	17.6%	8	13.8%	7	13.7%	69
2歳	5	20.0%	7	14.0%	1	1.8%	5	8.2%	6	7.7%	4	6.0%	3	6.1%	7	13.7%	6	10.3%	3	5.9%	47
3歳	1	4.0%	4	8.0%	9	16.1%	13	21.3%	9	11.5%	3	4.5%	7	14.3%	4	7.8%	3	5.2%	2	3.9%	55
計	20	80.0%	40	80.0%	36	64.3%	45	73.8%	63	80.7%	50	74.7%	38	77.6%	43	84.3%	42	72.4%	34	66.7%	411

表C-5 死亡した0歳児の月齢

区分	平成23年4月から平成24年3月まで						平成24年4月から平成25年3月まで					
	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合
0か月	11	44.0%	44.0%	0	0.0%	0.0%	11	50.0%	50.0%	0	0.0%	0.0%
1か月	1	4.0%	48.0%	0	0.0%	0.0%	2	9.1%	59.1%	1	25.0%	25.0%
2か月	2	8.0%	56.0%	0	0.0%	0.0%	2	9.1%	68.2%	0	0.0%	25.0%
3か月	1	4.0%	60.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	68.2%	0	0.0%	25.0%
4か月	3	12.0%	72.0%	0	0.0%	0.0%	2	9.1%	77.3%	1	25.0%	50.0%
5か月	2	8.0%	80.0%	1	33.3%	33.3%	2	9.1%	86.4%	1	25.0%	75.0%
6か月	0	0.0%	80.0%	0	0.0%	33.3%	0	0.0%	86.4%	0	0.0%	75.0%
7か月	0	0.0%	80.0%	1	33.3%	66.7%	0	0.0%	86.4%	0	0.0%	75.0%
8か月	0	0.0%	80.0%	0	0.0%	66.7%	0	0.0%	86.4%	1	25.0%	100.0%
9か月	3	12.0%	92.0%	0	0.0%	66.7%	1	4.5%	90.9%	0	0.0%	100.0%
10か月	2	8.0%	100.0%	0	0.0%	66.7%	1	4.5%	95.5%	0	0.0%	100.0%
11か月	0	0.0%	100.0%	1	33.3%	100.0%	1	4.5%	100.0%	0	0.0%	100.0%
月齢不明	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
計	25	100.0%	100.0%	3	100.0%	100.0%	22	100.0%	100.0%	4	100.0%	100.0%

### 3 虐待の類型と加害の状況

#### (1) 死因となった主な虐待の類型

##### ① 死因となった主な虐待の類型

子どもの死因となった虐待の類型について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例においては、「身体的虐待」が32人（62.7%）、「ネグレクト」が14人（27.5%）であった。また、子どもの年齢を3歳未満と3歳以上で分けてみると、3歳未満では、「身体的虐待」が19人（59.4%）、次いで「ネグレクト」が10人（31.3%）であり、3歳以上では、「身体的虐待」が12人（75.0%）、次いで「ネグレクト」が4人（25.0%）であった。両者を比較すると、3歳以上の身体的虐待の割合は、3歳未満の身体的虐待の割合より多かった。

さらに、第1次から第10次報告までの推移でみると、「身体的虐待」が継続して概ね6割以上を、次いで「ネグレクト」が1割から3割程度を占めていた。

表C-6 死因となった主な虐待の類型（心中以外の虐待死）

区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		総数
	人数	構成割合	人数	構成割合																	
身体的虐待	18	72.0%	41	82.0%	44	78.6%	35	57.4%	52	66.7%	44	65.7%	29	59.2%	32	62.7%	38	65.5%	32	62.7%	365
ネグレクト	7	28.0%	7	14.0%	7	12.5%	23	37.7%	26	33.3%	12	17.9%	19	38.8%	14	27.5%	16	27.6%	14	27.5%	145
その他	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
不明	0	0.0%	1	2.0%	5	8.9%	3	4.9%	0	0.0%	11	16.4%	1	2.0%	5	9.8%	4	6.9%	5	9.8%	35
計	25	100%	50	100%	56	100%	61	100%	78	100%	67	100%	49	100%	51	100%	58	100%	51	100%	546

表C-7 主な虐待の類型（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）（第10次）

区分	3歳未満		3歳以上		不明	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
身体的虐待	19	59.4%	12	75.0%	1	33.3%
ネグレクト	10	31.3%	4	25.0%	0	0.0%
心理的虐待	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
性的虐待	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	3	9.4%	0	0.0%	2	66.7%
計	32	100.0%	16	100.0%	3	100.0%

② ネグレクトによる死亡事例における内容

ネグレクトにより死亡した事例におけるネグレクトの内容について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「家に残したまま外出する等、子どもの健康・安全への配慮を怠る」が7人（50.0%）と全体の半分を占め、次いで「遺棄」が6人（42.9%）であった。第9次報告と比較すると「遺棄」の割合の増加が顕著である。

また、子どもの年齢ごとにネグレクトにより死亡した事例の具体的状況をみると、日齢0日児事例における「遺棄（出生後放置）」が6人と最も多かった。

表C-8 ネグレクトの内容（心中以外の虐待死）（複数回答）

区分	平成23年4月から平成24年3月まで			平成24年4月から平成25年3月まで		
	心中以外の虐待死(16人)			心中以外の虐待死(14人)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
家に残したまま外出する等、子どもの健康・安全への配慮を怠る	10	62.5%	62.5%	7	50.0%	50.0%
子どもにとって必要な情緒的欲求に応えない	0	0.0%	0.0%	1	7.1%	7.1%
食事を与えない、衣服を不潔なままにする等の養育放棄	3	18.8%	18.8%	3	21.4%	21.4%
遺棄	3	18.8%	18.8%	6	42.9%	42.9%
祖父母、きょうだい等による虐待を見逃す	2	12.5%	12.5%	0	0.0%	0.0%
必要な医療を受けさせない(医療ネグレクト)	2	12.5%	12.5%	5	35.7%	35.7%
小計	20			22		
不明	0	0.0%		0	0.0%	
計	20	100.0%	100.0%	22	100.0%	100.0%

表C-9 ネグレクトによる死亡事例における子どもの年齢と死亡に至る具体的状況（複数回答）

（心中以外の虐待死）（第10次）

区分		家に残したまま外出する等、子どもの健康・安全への配慮を怠る				情緒的欲求に応えない	食事を与えない、衣服を不潔なままにする等の養育放棄	遺棄 出生後放置	必要な医療を受けさせない	計
		トイレで墜落分娩	家に閉じ込める	子どもだけを置いて外出・外泊	車中放置					
0歳	0～1日	1	0	0	0	0	0	6	2	9
	1～11か月	0	0	2	1	0	0	0	0	3
1歳		0	0	0	0	0	1	0	1	2
3歳		0	0	2	0	1	1	0	0	4
4歳		0	0	0	0	0	0	0	1	1
17歳		0	1	0	0	0	1	0	1	3
計		1	1	4	1	1	3	6	5	22

## (2) 直接の死因

子どもの直接の死因について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「その他」が11人（有効割合26.8%）、次いで「頭部外傷」が8人（同19.5%）であった。「その他」には、「出生後、放置」や「低酸素症」のほか、窒息の疑いがある事例やこたつに放置され熱中症で死亡した事例がみられた。また、3歳未満と3歳以上で分けてみると、3歳未満では「頭部外傷」が8人（同32.0%）で最も多く、次いで「その他」が6人（同24.0%）、3歳以上では、「その他」が4人（同26.7%）、次いで「低栄養による衰弱」と「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」がそれぞれ3人（同20.0%）であった。

一方、心中による虐待死事例では、「頸部絞扼による窒息」が13人（同38.2%）、次いで「中毒（火災によるものを除く）」が10人（同29.4%）であり、第9次報告とほぼ同様の結果となった。

表C-10 直接の死因

区分	平成23年4月から平成24年3月まで						平成24年4月から平成25年3月まで						
	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未達含む)			心中以外の虐待死			心中による虐待死(未達含む)			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
頭部外傷	15	25.9%	28.3%	3	7.3%	7.3%	8	15.7%	19.5%	0	0.0%	0.0%	
胸部外傷	1	1.7%	1.9%	0	0.0%	0.0%	3	5.9%	7.3%	2	5.1%	5.9%	
腹部外傷	3	5.2%	5.7%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	1	2.6%	2.9%	
外傷性ショック	0	0.0%	0.0%	1	2.4%	2.4%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
頸部絞扼による窒息	6	10.3%	11.3%	13	31.7%	31.7%	3	5.9%	7.3%	13	33.3%	38.2%	
頸部絞扼以外による窒息	8	13.8%	15.1%	0	0.0%	0.0%	3	5.9%	7.3%	1	2.6%	2.9%	
溺水	2	3.4%	3.8%	1	2.4%	2.4%	2	3.9%	4.9%	2	5.1%	5.9%	
熱傷	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
車中放置による熱中症・脱水	2	3.4%	3.8%	0	0.0%	0.0%	1	2.0%	2.4%	0	0.0%	0.0%	
中毒(火災によるものを除く)	0	0.0%	0.0%	15	36.6%	36.6%	0	0.0%	0.0%	10	25.6%	29.4%	
出血性ショック	3	5.2%	5.7%	1	2.4%	2.4%	3	5.9%	7.3%	2	5.1%	5.9%	
低栄養による衰弱	1	1.7%	1.9%	0	0.0%	0.0%	3	5.9%	7.3%	0	0.0%	0.0%	
脱水	1	1.7%	1.9%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
凍死	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	5	8.6%	9.4%	6	14.6%	14.6%	3	5.9%	7.3%	2	5.1%	5.9%	
病死	2	3.4%	3.8%	0	0.0%	0.0%	1	2.0%	2.4%	0	0.0%	0.0%	
その他	4	6.9%	7.5%	1	2.4%	2.4%	11	21.6%	26.8%	1	2.6%	2.9%	
内訳	出生後、放置	1	1.7%	1.9%	0	0.0%	0.0%	1	2.0%	2.4%	0	0.0%	0.0%
	急性呼吸促進症候群	1	1.7%	1.9%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	低酸素症	1	1.7%	1.9%	0	0.0%	0.0%	1	2.0%	2.4%	0	0.0%	0.0%
	飛び降り	0	0.0%	0.0%	1	2.4%	2.4%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	低体温症	1	1.7%	1.9%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	感電死	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0.0%	1	2.6%	2.9%
	上記以外	-	-	-	-	-	-	9	17.6%	22.0%	0	0.0%	0.0%
小計	53	91.4%	100.0%	41	100.0%	100.0%	41	80.4%	100.0%	34	87.2%	100.0%	
不明	5	8.6%		0	0.0%		10	19.6%		5	12.8%		
計	58	100.0%	100.0%	41	100.0%	100.0%	51	100.0%	100.0%	39	100.0%	100.0%	

表C-11 直接の死因（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）（第10次）

区分	3歳未満			3歳以上			不明		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	8	25.0%	32.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
胸部外傷	1	3.1%	4.0%	2	12.5%	13.3%	0	0.0%	0.0%
腹部外傷	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
外傷性ショック	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
頸部絞扼による窒息	2	6.3%	8.0%	1	6.3%	6.7%	0	0.0%	0.0%
頸部絞扼以外による窒息	3	9.4%	12.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
溺水	2	6.3%	8.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
熱傷	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
車中放置による熱中症・脱水	1	3.1%	4.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
中毒（火災によるものを除く）	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
出血性ショック	1	3.1%	4.0%	2	12.5%	13.3%	0	0.0%	0.0%
低栄養による衰弱	0	0.0%	0.0%	3	18.8%	20.0%	0	0.0%	0.0%
脱水	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
凍死	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	0	0.0%	0.0%	3	18.8%	20.0%	0	0.0%	0.0%
病死	1	3.1%	4.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
その他	6	18.8%	24.0%	4	25.0%	26.7%	1	33.3%	100.0%
内訳	低酸素症	0	0.0%	1	6.3%	6.7%	0	0.0%	0.0%
	出生後、放置	1	3.1%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	上記以外	5	15.6%	20.0%	3	18.8%	20.0%	1	33.3%
小計	25	78.1%	100.0%	15	93.8%	100.0%	1	33.3%	100.0%
不明	7	21.9%		1	6.3%		2	66.7%	
計	32	100.0%	100.0%	16	100.0%	100.0%	3	100.0%	100.0%

### (3) 確認された虐待の期間

子どもに対する虐待が確認された期間について、平成24年度に把握した心中以外及び心中による虐待死事例は、ともに「～1か月以内」が最も多く、全体の半数を大きく超える割合を占めていた。

表C-12 確認された虐待の期間（第10次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死（未遂含む）	
	例数	構成割合	例数	構成割合
～1か月以内	32	65.3%	22	75.9%
1か月～6か月以内	3	6.1%	2	6.9%
6か月以上	5	10.2%	1	3.4%
不明	9	18.4%	4	13.8%
計	49	100.0%	29	100.0%

#### (4) 死亡時の虐待以前に確認された虐待

##### ① 死亡時の虐待以前に確認された虐待の有無

死亡時の虐待以前に確認された虐待について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「なし」が 35 人（有効割合 77.8%）、「あり」が 10 人（同 22.2%）で、「あり」の事例における虐待の類型（複数回答）は、「ネグレクト」が 7 人、「身体的虐待」が 5 人、「心理的虐待」が 1 人であった。

表 C-13 死亡に至った虐待以前に確認された虐待の有無（心中以外の虐待死）（第 10 次）

区分		心中以外の虐待死(51人)		
		人数	構成割合	有効割合
なし		35	68.6%	77.8%
あり		10	19.6%	22.2%
内訳 (複数回答)	身体的虐待	5	/	/
	ネグレクト	7		
	心理的虐待	1		
	性的虐待	0		
不明		6	11.8%	
計		51	100.0%	100.0%

##### ③ 死亡時の虐待以前に確認されたネグレクトの内容

死亡時の虐待以前に確認されたネグレクトの内容について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「食事を与えない、衣服を不潔なままにする等の養育放棄」が 4 人（50.0%）、次いで「祖父母、きょうだい等による虐待を見過ごす」が 2 人（25.0%）、「家に残したまま外出する等、子どもの健康・安全への配慮を怠る」と「子どもにとって必要な情緒的欲求に応えない」がそれぞれ 1 人（12.5%）であった。

表 C-14 死亡に至った虐待以前に確認されたネグレクトの内容（心中以外の虐待死）（複数回答）

（第 10 次）

区分	心中以外・ネグレクト(7人)	
	人数	構成割合
家に残したまま外出する等、子どもの健康・安全への配慮を怠る	1	12.5%
子どもにとって必要な情緒的欲求に応えない	1	12.5%
食事を与えない、衣服を不潔なままにする等の養育放棄	4	50.0%
遺棄	0	0.0%
祖父母、きょうだい等による虐待を見過ごす	2	25.0%
必要な医療を受けさせない(医療ネグレクト)	0	0.0%
不明	0	0.0%
計	8	100.0%

## (5) 主たる加害者

### ① 心中以外の虐待死における主たる加害者

主たる加害者について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「実母」が38人(74.5%)と最も多く、次いで「実父」と「実母と実父」がそれぞれ3人(5.9%)であった。第1次から第10次報告までの推移をみると、加害者が「実母」である事例が概ね全体の過半数を占めて最も多く、次いで「実父」や「実母の交際相手」、「実母と実父」が比較的多くみられた。

また、3歳未満と3歳以上に分けてみると、3歳未満では、「実母」が27人(有効割合84.4%)、次いで「実父」が3人(9.4%)であった。3歳以上では、「実母」が10人(同62.5%)、次いで「母方祖母」や「母方祖父」のほか、「実母と実父」、「実母と母の交際相手」が加害者となる事例があった。3歳未満、3歳以上ともに「実母」が最も多く、全体の大部分を占めていた。

表C-15-1 主たる加害者(心中以外の虐待死)

区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合		
実母	13	52.0%	26	52.0%	38	67.9%	29	47.5%	38	48.7%	36	53.7%	23	46.9%	30	58.8%	33	56.9%	38	74.5%	304	
実父	7	28.0%	11	22.0%	11	19.6%	5	8.2%	16	20.5%	10	14.9%	6	12.2%	7	13.7%	11	19.0%	3	5.9%	87	
養母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	
養父	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	3	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	5	
継母	0	0.0%	1	2.0%	1	1.8%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	
継父	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	1	1.6%	2	2.6%	0	0.0%	2	4.1%	1	2.0%	2	3.4%	0	0.0%	9	
実母の交際相手	1	4.0%	4	8.0%	2	3.6%	5	8.2%	8	10.3%	3	4.5%	2	4.1%	4	7.8%	2	3.4%	0	0.0%	31	
母方祖母	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.9%	5	
母方祖父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	1	
父方祖母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	
父方祖父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	
実母と	実父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	14.8%	10	12.8%	5	7.5%	6	12.2%	2	3.9%	5	8.6%	3	5.9%	40
	継父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%	2
	養父	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	1	1.6%	0	0.0%	2	3.0%	1	2.0%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	6
	実母の交際相手	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.9%	1	1.3%	3	4.5%	4	8.2%	1	2.0%	2	3.4%	1	2.0%	16
母方祖父母	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	
実父とその他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1.7%	0	0.0%	1	
その他	3	12.0%	6	12.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.9%	1	1.7%	1	2.0%	15	
不明	0	0.0%	0	0.0%	2	3.6%	4	6.6%	0	0.0%	6	9.0%	2	4.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.9%	16	
計	25	100%	50	100%	56	100%	61	100%	78	100.1%	67	100%	49	100%	51	100%	58	100%	51	100%	546	

表C-16 主たる加害者（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）（第10次）

区分	3歳未満			3歳以上			不明			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
実母	27	84.4%	84.4%	10	62.5%	62.5%	1	33.3%	100.0%	
実父	3	9.4%	9.4%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
養母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
養父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
継母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
継父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
母の交際相手	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
父の交際相手	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
母方祖母	0	0.0%	0.0%	2	12.5%	12.5%	0	0.0%	0.0%	
父方祖母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
母方祖父	0	0.0%	0.0%	1	6.3%	6.3%	0	0.0%	0.0%	
父方祖父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
その他	0	0.0%	0.0%	1	6.3%	6.3%	0	0.0%	0.0%	
実母と	実父	2	6.3%	6.3%	1	6.3%	6.3%	0	0.0%	0.0%
	母の交際相手	0	0.0%	0.0%	1	6.3%	6.3%	0	0.0%	0.0%
	継父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	母方祖母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
母方祖母とその他	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
実父とその他	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
小計	32	100.0%	100.0%	16	100.0%	100.0%	1	33.3%	100.0%	
不明	0	0.0%		0	0.0%		2	66.7%		
計	32	100.0%	100.0%	16	100.0%	100.0%	3	100.0%	100.0%	

② 心中による虐待死における主たる加害者

主たる加害者について、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、「実母」が24人(61.5%)、次いで「実父」が6人(15.4%)、「実母と実父」が5人(12.8%)の順に多くみられ、第1次から第9次報告までの傾向と同様の傾向がみられた。

表C-15-2 主たる加害者(心中による虐待死)

区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合		
実母	-	-	5	62.5%	24	80.0%	46	70.8%	42	65.6%	40	65.5%	22	56.4%	33	70.2%	33	80.5%	24	61.5%	269	
実父	-	-	2	25.0%	5	16.7%	13	20.0%	12	18.8%	14	23.0%	14	35.9%	11	23.4%	2	4.9%	6	15.4%	79	
養母	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	
養父	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	
継母	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	
継父	-	-	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	
実母の交際相手	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.6%	1	
母方祖母	-	-	0	0.0%	0	0.0%	1	1.5%	1	1.6%	0	0.0%	1	2.6%	1	2.1%	0	0.0%	2	5.1%	6	
母方祖父	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	2	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	
父方祖母	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	2.6%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	
父方祖父	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.6%	1	
実母と	実父	-	-	0	0.0%	1	3.3%	3	4.6%	4	6.3%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	5	12.8%	14
	継父	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	養父	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	実母の交際相手	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	母方祖父母	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	7.3%	0	0.0%	3
実父とその他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	
その他	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	
不明	-	-	0	0.0%	0	0.0%	2	3.1%	0	0.0%	4	6.6%	0	0.0%	1	2.1%	3	7.3%	0	0.0%	10	
計	-	-	8	100%	30	100%	65	100%	64	100%	61	100%	39	100%	47	100.0%	41	100.0%	39	100.0%	394	

- ③ 心中以外の虐待死事例における子どもの年齢別にみた主たる加害者  
 心中以外の虐待死事例における子どもの年齢別にみた主たる加害者について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、日齢0日児事例の加害者はすべて「実母」であり、「1か月～1歳未満」児の事例では、「実母」が9人(81.8%)、次いで「実母と実父」が2人(18.2%)であり、すべての事例で実母が虐待に関与していた。また、1歳以上の事例では、1歳未満までと同様「実母」の割合が最も多いが、実母以外の加害者による虐待の死亡事例についても若干数みられた。

表C-17-1 主たる加害者と死亡した子どもの年齢（心中以外の虐待死）（第10次）

区分	死亡した児童の年齢												
	0日		1日～1か月未満		1か月～1歳未満		1歳以上～3歳未満		3歳以上		不明		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
実母	11	100.0%	0	0.0%	9	81.8%	7	70.0%	10	62.5%	1	33.3%	
実父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	30.0%	0	0.0%	0	0.0%	
養母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
養父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
継母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
継父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
母の交際相手	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
父の交際相手	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
母方祖母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	12.5%	0	0.0%	
父方祖母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
母方祖父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.3%	0	0.0%	
父方祖父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.3%	0	0.0%	
実母と	実父	0	0.0%	0	0.0%	2	18.2%	0	0.0%	1	6.3%	0	0.0%
	母の交際相手	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.3%	0	0.0%
	継父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
母方祖母とその他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
実父とその他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
小計	11	100.0%	0	0.0%	11	100.0%	10	100.0%	16	100.0%	1	33.3%	
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	66.7%	
計	11	100.0%	0	0.0%	11	100.0%	10	100.0%	16	100.0%	3	100.0%	

④ 心中による虐待死事例における主たる加害者と子どもの年齢

心中による虐待死事例における主たる加害者と子どもの年齢について、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、いずれの年齢においても「実母」が加害者である事例が最も多く、また、1歳以上の事例においては、実母に次いで、「実父」が加害者である事例がみられた。

表C-17-2 主たる加害者と死亡した子どもの年齢（心中による虐待死）（第10次）

区分	死亡した児童の年齢												
	1か月未満		1か月～1歳未満		1歳以上～3歳未満		3歳以上～6歳未満		6歳以上		不明		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
実母	0	0.0%	3	75.0%	1	50.0%	5	50.0%	15	65.2%	0	0.0%	
実父	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	2	20.0%	3	13.0%	0	0.0%	
養母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
養父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
継母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
継父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
母の交際相手	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	
父の交際相手	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
母方祖母	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	
父方祖母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
母方祖父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
父方祖父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%	
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
実母と	実父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	10.0%	4	17.4%	0	0.0%
	母の交際相手	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	継父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
母方祖母とその他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
実父とその他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
小計	0	0.0%	4	100.0%	2	100.0%	10	100.0%	23	100.0%	0	0.0%	
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
計	0	0.0%	4	100.0%	2	100.0%	10	100.0%	23	100.0%	0	0.0%	

## (6) 加害の動機

### ① 心中以外の虐待死における加害の主な動機

心中以外の虐待死事例における加害の主な動機について、平成24年度に把握した事例では、動機が「不明」である場合を除き、「保護を怠ったことによる死亡」が9人(17.6%)と最も多く、次いで「泣きやまないことによりいらだったため」が8人(15.7%)と多かった。3歳未満と3歳以上で分けてみると、3歳未満では、「泣きやまないことによりいらだったため」が8人(有効割合40.0%)と最も多く、次いで「保護を怠ったことによる死亡」が6人(同30.0%)であり、3歳以上では、「保護を怠ったことによる死亡」が3人(同33.3%)で最も多く、次いで「しつけのつもり」や「依存系以外に起因した精神症状による行為(妄想など)」、「その他」がそれぞれ2人(同22.2%)であった。「その他」には、言いつけを守らず反抗的な態度や、玩具を片付けずに謝罪しない等という子どもの行動・態度に対し激高した事例があった。

また、第1次から第10次報告の推移でみると、加害の動機が「不明」である事例が全体の4割前後を占める高い割合でみられ、また、「しつけのつもり」や「保護を怠ったことによる死亡」、「子どもの存在の拒否・否定」、「泣きやまないことによりいらだったため」についても、加害の動機として継続してみられた。

表C-18 加害の動機(心中以外の虐待死)

区分	第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		総数
	人数	構成割合	人数	構成割合															
しつけのつもり	9	18.0%	9	16.1%	7	11.5%	9	11.5%	10	14.9%	8	16.3%	3	5.9%	10	17.2%	3	5.9%	68
子どもがなつかない	0	0.0%	5	8.9%	2	3.3%	1	1.3%	1	1.5%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	10
パートナーへの愛情を独占されたなど、子どもに対する嫉妬心	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.5%	1	2.0%	0	0.0%	1	1.7%	1	2.0%	4
パートナーへの怒りを子どもに向ける	0	0.0%	2	3.6%	1	1.6%	1	1.3%	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	2	3.4%	0	0.0%	7
慢性的疾患や障害の苦しみから子どもを救おうという主観的意図	0	0.0%	0	0.0%	2	3.3%	2	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%	5
子どもの暴力などから身を守るため	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
MSBP(代理ミュンヒハウゼン氏症候群)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%	4
保護を怠ったことによる死亡	3	6.0%	5	8.9%	18	29.5%	13	16.7%	4	6.0%	8	16.3%	11	21.6%	9	15.5%	9	17.6%	80
子どもの存在の拒否・否定	0	0.0%	5	8.9%	5	8.2%	6	7.7%	8	11.9%	10	20.4%	2	3.9%	3	5.2%	4	7.8%	43
泣きやまないことによりいらだったため	0	0.0%	0	0.0%	4	6.6%	13	16.7%	5	7.5%	5	10.2%	6	11.8%	7	12.1%	8	15.7%	48
アルコール又は薬物依存に起因した精神症状による行為	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
依存系以外に起因した精神症状による行為(妄想などによる)	3	6.0%	5	8.9%	4	6.6%	7	9.0%	2	3.0%	1	2.0%	2	3.9%	2	3.4%	2	3.9%	28
その他	23	46.0%	6	10.7%	1	1.6%	2	2.6%	10	14.9%	3	6.1%	7	13.7%	9	15.5%	2	3.9%	63
不明	12	24.0%	19	33.9%	17	27.9%	24	30.8%	23	34.3%	11	22.4%	20	39.2%	13	22.4%	22	43.1%	161
計	50	100%	56	100%	61	100%	78	100%	67	100%	49	100%	51	100%	58	100%	51	100%	521

表C-19 加害の動機（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）（第10次）

区分	3歳未満			3歳以上			不明		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
しつけのつもり	1	3.1%	5.0%	2	12.5%	22.2%	0	0.0%	0.0%
子どもがなつかない	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
パートナーへの愛情を独占された等、子どもに対する嫉妬心	1	3.1%	5.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
パートナーへの怒りを子どもに向ける	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
慢性の疾患等の苦しみから子どもを救おうという主観的意図	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
子どもの暴力などから身を守るため	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
MSBP(代理ミュンヒハウゼン氏症候群)	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
保護を怠ったことによる死亡	6	18.8%	30.0%	3	18.8%	33.3%	0	0.0%	0.0%
子どもの存在の拒否・否定	4	12.5%	20.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
泣きやまないことにいらだつたため	8	25.0%	40.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
アルコール又は薬物依存に起因した精神症状による行為	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
依存系以外に起因した精神症状による行為(妄想など)	0	0.0%	0.0%	2	12.5%	22.2%	0	0.0%	0.0%
その他	0	0.0%	0.0%	2	12.5%	22.2%	0	0.0%	0.0%
小計	20	62.5%	100.0%	9	56.3%	100.0%	0	0.0%	0.0%
不明	12	37.5%		7	43.8%		3	100.0%	
計	32	100.0%	100.0%	16	100.0%	100.0%	3	100.0%	100.0%

② 心中による虐待死事例における加害の動機

心中による虐待死事例における加害の動機について、平成24年度に把握した事例では、動機が明らかになっていない事例を除き、「保護者自身の精神疾患、精神不安」と「経済的困窮」がそれぞれ12人(30.8%)と最も多く、次いで「育児不安や育児負担感」が6人(15.4%)と多かった。

表C-20 加害の動機（心中による虐待死）（複数回答）（第10次）

区分	心中による虐待死(39人)	
	人数	構成割合
子供の病気・障害(診断)	4	10.3%
保護者自身の病気・障害等	4	10.3%
保護者自身の精神疾患、精神不安	12	30.8%
経済的困窮	12	30.8%
育児不安や育児負担感	6	15.4%
夫婦間のトラブルなどの家庭の不和	5	12.8%
その他	2	5.1%
不明	11	28.2%

## 4 死亡した子どもの生育歴

### (1) 妊娠期・周産期における問題

#### ① 妊娠期・周産期における問題

妊娠期・周産期の問題について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「妊婦健康診査未受診」が 17 人（33.3%）と最も多く、次いで「望まない妊娠／計画していない妊娠」が 14 人（27.5%）、「母子健康手帳の未発行」と「低体重」がそれぞれ 11 人（21.6%）であった。第 3 次から 10 次報告までの推移でみると、「望まない妊娠／計画していない妊娠」、「若年（10 代）妊娠」、「母子健康手帳の未発行」、「妊婦健診未受診」については、継続的に高い水準で事例の発生がみられる。

特に、「若年（10 代）妊娠」についてみると、我が国における全出生数のうち母親の年齢が若年（10 代）の割合は約 1.3%前後で推移<sup>注4</sup>している一方で、心中以外の虐待死事例における「若年（10 代）妊娠」の平均割合は 16.6%である。これらのことを鑑みれば、その高さは顕著である。

一方、平成 24 年度に把握した心中による虐待死事例では、「帝王切開」の 5 人（12.8%）が最も多く、次いで「切迫流産・切迫早産」と「妊婦健診未受診」がそれぞれ 4 人（10.3%）であった。

第 3 次から第 10 次報告までの推移について、心中以外の虐待死亡事例と心中による虐待死亡事例を比較すると、心中以外の虐待死亡事例の特徴として、「切迫流産・切迫早産」や「帝王切開」などの、いわゆる産科領域の問題よりも、「望まない妊娠／計画していない妊娠」や「母子健康手帳の未発行」、「妊婦健診未受診」など、妊娠・出産に関する問題が多かった。

---

注4 ) 平成 20 年から 24 年の厚生労働省人口動態統計による。

表C-21-1 妊娠期・周産期の問題 (心中以外の虐待死) (複数回答)

区分	第3次 (56人)		第4次 (61人)		第5次 (78人)		第6次 (67人)		第7次 (49人)		第8次(51人)		第9次(58人)		第10次(51人)		総数
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合									
切迫流産・切迫早産	1	1.8%	6	9.8%	1	1.3%	4	6.0%	5	10.2%	4	7.8%	2	3.4%	2	3.9%	25
妊娠高血圧症候群	2	3.6%	1	1.6%	2	2.6%	2	3.0%	0	0.0%	2	3.9%	1	1.7%	2	3.9%	12
喫煙の常習	1	1.8%	1	1.6%	3	3.8%	7	10.4%	4	8.2%	7	13.7%	8	13.8%	6	11.8%	37
アルコールの常習	2	3.6%	1	1.6%	2	2.6%	5	7.5%	1	2.0%	1	2.0%	2	3.4%	3	5.9%	17
マタニティブルー	1	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	7.8%	6
望まない妊娠/計画していない妊娠	7	12.5%	10	16.4%	11	14.1%	21	31.3%	11	22.4%	10	19.6%	18	31.0%	14	27.5%	102
若年(10代)妊娠	4	7.1%	8	13.1%	12	15.4%	15	22.4%	7	14.3%	14	27.5%	14	24.1%	4	7.8%	78
母子健康手帳の未発行	6	10.7%	9	14.8%	11	14.1%	20	29.9%	9	18.4%	9	17.6%	9	15.5%	11	21.6%	84
妊婦健診未受診	4	7.1%	9	14.8%	10	12.8%	21	31.3%	7	14.3%	11	21.6%	21	36.2%	17	33.3%	100
胎児虐待	1	1.8%	2	3.3%	2	2.6%	0	0.0%	2	4.1%	5	9.8%	8	13.8%	7	13.7%	27
その他(胎児期の母体側の問題)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1.7%	3	5.9%	4	
墜落分娩	2	3.6%	5	8.2%	5	6.4%	9	13.4%	2	4.1%	2	3.9%	5	8.6%	3	5.9%	33
陣痛が微弱であった	0	0.0%	1	1.6%	1	1.3%	1	1.5%	1	2.0%	0	0.0%	2	3.4%	0	0.0%	6
帝王切開	2	3.6%	2	3.3%	8	10.3%	4	6.0%	7	14.3%	7	13.7%	12	20.7%	7	13.7%	49
救急車で来院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	6.9%	3	5.9%	7	
医療機関から連絡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	8.6%	3	5.9%	8	
その他(出産時の母体側の問題)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	5.2%	3	5.9%	6	
低体重	1	1.8%	4	6.6%	6	7.7%	9	13.4%	8	16.3%	7	13.7%	8	13.8%	11	21.6%	54
多胎	2	3.6%	0	0.0%	1	1.3%	4	6.0%	1	2.0%	3	5.9%	0	0.0%	1	2.0%	12
新生児仮死	0	0.0%	4	6.6%	0	0.0%	0	0.0%	4	8.2%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%	9
その他の疾患・障害	-	-	4	6.6%	2	2.6%	0	0.0%	3	6.1%	0	0.0%	4	6.9%	6	11.8%	19
出生時の退院の遅れによる母子分離	2	3.6%	4	6.6%	3	3.8%	6	9.0%	5	10.2%	3	5.9%	5	8.6%	3	5.9%	31
NICU入院	1	1.8%	5	8.2%	3	3.8%	2	3.0%	4	8.2%	1	2.0%	4	6.9%	6	11.8%	26

表C-21-2 妊娠期・周産期の問題 (心中による虐待死) (複数回答)

区分	第3次 (30人)		第4次 (65人)		第5次 (64人)		第6次 (61人)		第7次 (39人)		第8次(47人)		第9次(41人)		第10次(39人)		総数
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合									
切迫流産・切迫早産	0	0.0%	2	3.1%	2	3.1%	3	4.9%	4	10.3%	2	4.3%	0	0.0%	4	10.3%	17
妊娠高血圧症候群	0	0.0%	2	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	7.7%	1	2.1%	2	4.9%	2	5.1%	10
喫煙の常習	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	1.6%	3	7.7%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	6
アルコールの常習	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	1
マタニティブルー	0	0.0%	3	4.6%	1	1.6%	1	1.6%	2	5.1%	0	0.0%	2	4.9%	2	5.1%	11
望まない妊娠/計画していない妊娠	1	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	4	10.3%	1	2.1%	1	2.4%	1	2.6%	9
若年(10代)妊娠	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	2	4.3%	0	0.0%	3	7.7%	7
母子健康手帳の未発行	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
妊婦健診未受診	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	10.3%	4
胎児虐待	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
その他(胎児期の母体側の問題)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	
墜落分娩	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
陣痛が微弱であった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	2	4.9%	1	2.6%	4
帝王切開	0	0.0%	4	6.2%	2	3.1%	3	4.9%	5	12.8%	3	6.4%	3	7.3%	5	12.8%	25
救急車で来院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	
医療機関から連絡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4.9%	2	5.1%	4	
その他(出産時の母体側の問題)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.4%	1	2.6%	2	
低体重	0	0.0%	2	3.1%	3	4.7%	2	3.3%	2	5.1%	4	8.5%	1	2.4%	0	0.0%	14
多胎	0	0.0%	0	0.0%	2	3.1%	0	0.0%	2	5.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4
新生児仮死	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	3
その他の疾患・障害	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.1%	2	4.3%	2	4.9%	3	7.7%	9
出生時の退院の遅れによる母子分離	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	6.4%	1	2.4%	2	5.1%	7
NICU入院	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	1	1.6%	2	5.1%	3	6.4%	2	4.9%	1	2.6%	10

② 「望まない妊娠」に関連する妊娠期・周産期の問題

心中以外の虐待死事例における妊娠期・周産期の重要な問題の一つである「望まない妊娠／計画していない妊娠」のうち、母子健康手帳の発行状況と妊婦健康診査の受診状況について、子どもの年齢別にみると、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、母子健康手帳と妊婦健診の未発行・未受診であった事例が、日齢0日児の事例では4人（100.0%）すべてでみられたが、1歳以上の事例ではみられなかった。

表C-22 望まない妊娠と関連する妊娠期・周産期の問題（心中以外の虐待死）

区分	望まない妊娠の内訳									
	死亡した児童の年齢(虐待死)									
	0日		1日~1か月未満		1か月~1歳未満		1歳以上		不明	
	人数(構成割合/4人)		人数(構成割合/0人)		人数(構成割合/4人)		人数(構成割合/5人)		人数(構成割合/1人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
母子健康手帳の未発行・妊婦健診未受診	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
母子健康手帳の未発行・妊婦健診受診	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
母子健康手帳の発行・妊婦健診未受診	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
母子健康手帳の発行・妊婦健診受診	0	0.0%	0	0.0%	3	75.0%	5	100.0%	0	0.0%
母子健康手帳の未発行・妊婦健診受診不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
母子健康手帳の発行不明・妊婦健診受診不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%

## (2) 乳幼児健康診査及び予防接種

### ① 乳幼児健康診査の未受診者数

乳幼児健康診査の受診状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「3～4か月児健診」の未受診者が7人（未受診率28.0%）、「1歳6か月児健診」が4人（同30.8%）、「3歳児健診」が5人（同50.0%）であった。第3次から第10次報告までの推移で見ると、「3～4か月児健診」では未受診率が1割から3割程度であるが、年齢が高くなるにつれて未受診率はさらに高くなり、「3歳児健診」では2割から5割が未受診であった。

他方、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、「3～4か月児健診」の未受診者は2人（同8.0%）、「1歳6か月児健診」はいなかったが、「3歳児健診」は8人（同30.8%）であった。第3次から第10次報告の推移を、心中以外の虐待死事例と比較すると、未受診率は低い傾向であったが、「3歳児健診」は「3～4か月児健診」と「1歳6か月児健診」と比較して若干多い傾向がみられた。

表C-23-1 乳幼児健康診査の未受診者数（心中以外の虐待死）（複数回答）

区分	第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次	
	人数	未受診率	人数	未受診率												
3～4か月児健診	2	11.1%	5	17.2%	3	11.5%	7	26.9%	6	21.4%	2	8.7%	9	25.0%	7	28.0%
1歳6か月児健診	3	20.0%	5	20.8%	3	17.6%	8	47.1%	7	35.0%	8	47.1%	8	33.3%	4	30.8%
3歳児健診	5	35.7%	10	55.6%	2	22.2%	3	23.1%	7	53.8%	3	37.5%	6	42.9%	5	50.0%

表C-23-2 乳幼児健康診査の未受診者数（心中による虐待死）（複数回答）

区分	第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次	
	人数	未受診率	人数	未受診率	人数	未受診率	人数	未受診率	人数	未受診率	人数	未受診率	人数	未受診率	人数	未受診率
3～4か月児健診	1	7.1%	2	8.0%	2	11.1%	2	6.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	9.1%	2	8.0%
1歳6か月児健診	1	7.1%	3	13.0%	0	0.0%	4	16.0%	3	15.0%	2	6.9%	2	8.0%	0	0.0%
3歳児健診	1	8.3%	4	22.2%	2	18.2%	4	21.1%	2	11.8%	4	17.4%	2	9.1%	8	30.8%

② 予防接種の未接種者数

予防接種の接種状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「BCG・ツベルクリン」の未接種者が24人（未接種率58.5%）、「ポリオ」は6人（同31.6%）、「三種混合」は5人（同26.3%）、「麻疹」と「風疹」の未接種者はそれぞれ5人（同33.3%）であった。第3次から第10次報告までの推移でみると、いずれの予防接種についても多くの未接種者がみられるが、特に第6次報告以降の未接種者は非常に高い水準で推移している傾向がみられる。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、「BCG・ツベルクリン」の未接種者が3人（同10.3%）、「麻疹」は2人（同8.3%）、「風疹」は2人（同8.7%）、「ポリオ」と「三種混合」はそれぞれ1人（同3.6%）であった。第3次から10次報告までの推移でみると、いずれの予防接種においても未接種率は少なくとも1割前後で推移していたが、心中以外の虐待死事例と比較すると、全体として未接種率は低い水準にある。

表C-24-1 予防接種の未接種者数（心中以外の虐待死）（複数回答）

区分	第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次	
	人数	未接種率	人数	未接種率												
BCG・ツベルクリン	5	35.7%	3	10.3%	2	10.0%	32	68.1%	17	43.6%	2	9.5%	9	25.0%	24	58.5%
ポリオ	4	26.7%	3	11.1%	3	15.8%	21	65.6%	15	45.5%	8	36.4%	12	37.5%	6	31.6%
三種混合	3	21.4%	5	19.2%	4	25.0%	24	77.4%	12	37.5%	4	17.4%	10	31.3%	5	26.3%
麻疹	2	15.4%	5	20.8%	3	27.3%	20	76.9%	13	46.4%	7	46.7%	8	32.0%	5	33.3%
風疹	3	25.0%	9	40.9%	3	27.3%	20	90.0%	14	51.9%	8	53.3%	10	37.0%	5	33.3%

表C-24-2 予防接種の未接種者数（心中による虐待死）（複数回答）

区分	第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次	
	人数	未接種率	人数	未接種率	人数	未接種率	人数	未接種率	人数	未接種率	人数	未接種率	人数	未接種率	人数	未接種率
BCG・ツベルクリン	0	0.0%	1	3.8%	0	0.0%	3	8.8%	2	8.3%	0	0.0%	2	6.9%	3	10.3%
ポリオ	0	0.0%	2	7.4%	3	18.8%	4	12.1%	4	16.7%	0	0.0%	3	10.3%	1	3.6%
三種混合	1	11.1%	2	7.1%	3	18.8%	6	18.2%	3	13.0%	1	3.8%	4	13.3%	1	3.6%
麻疹	3	37.5%	2	8.3%	2	13.3%	6	19.4%	4	19.0%	0	0.0%	2	7.7%	2	8.3%
風疹	1	12.5%	2	9.5%	2	13.3%	7	21.9%	6	27.3%	1	3.8%	2	7.7%	2	8.7%

### (3) 子どもの疾患・障害等

#### ① 子どもの疾患・障害等の有無等

子どもの疾患・障害等について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「身体疾患」があるのは5人(9.8%)と最も多く、次いで「身体発育の問題(極端な痩せ、身長が低いなど)」があるのは4人(7.8%)であった。平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、「発達の問題(知的遅れ、自閉症など)」があるのは6人(15.4%)と最も多く、次いで「身体疾患」が3人(7.7%)であった。

表C-25 子どもの疾患・障害等の有無等(複数回答)(第10次)

区分	心中以外の虐待死(51人)								心中による虐待死(未遂含む)(39人)							
	あり		なし		不明		疑い		あり		なし		不明		疑い	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
身体疾患	5	9.8%	22	43.1%	24	47.1%	-	-	3	7.7%	18	46.2%	18	46.2%	-	-
身体障害	2	3.9%	27	52.9%	22	43.1%	-	-	2	5.1%	27	69.2%	10	25.6%	-	-
発達の問題 (知的遅れ、自閉症など)	3	5.9%	21	41.2%	19	37.3%	8	15.7%	6	15.4%	25	64.1%	3	7.7%	5	12.8%
身体発育の問題 (極端な痩せ、身長が低いなど)	4	7.8%	25	49.0%	22	43.1%	-	-	1	2.6%	34	87.2%	4	10.3%	-	-

表C-26 子どもの疾患・障害等と子どもの年齢(複数回答)

区分	身体疾患		身体障害		発達の問題		身体発育の問題	
	心中以外	心中	心中以外	心中	心中以外	心中	心中以外	心中
0歳	2	0	0	1	0	1	1	1
1歳	1	0	0	0	0	0	1	0
2歳	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳	0	0	0	0	0	0	0	0
4歳	0	0	0	0	0	0	1	0
5歳	0	0	0	1	0	1	0	0
6歳	0	1	0	0	0	0	0	0
7歳	0	1	0	0	0	0	0	0
8歳	0	0	0	0	0	0	0	0
9歳	0	0	0	0	0	1	0	0
10歳	0	0	0	0	0	1	0	0
11歳	0	1	0	0	0	1	0	0
12歳	0	0	0	0	0	1	0	0
13歳	0	0	0	0	0	0	0	0
14歳	0	0	0	0	1	0	0	0
15歳	1	0	1	0	1	0	0	0
16歳	0	0	0	0	0	0	0	0
17歳	1	0	1	0	1	0	1	0
18歳	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	3	2	2	3	6	4	1

② 疾患・障害等があった子どもと関係機関の関与状況

疾患・障害等があった子どもに関与があった関係機関について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、身体疾患、身体障害、知的発達の遅れ、身体発育の遅れ（極端な痩せ、身長が低いなど）をそれぞれもつ子どもについては、すべての子どもに何らかの機関の関与があり、関与した関係機関には、「児童相談所」や「市町村（児童福祉担当部署）」のほか、「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」、「養育機関・教育機関」、「医療機関」などが多くみられた。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例においても、心中以外の虐待死事例と同様、すべての子どもに何らかの機関の関与があり、関与した関係機関には、「児童相談所」や「福祉事務所」のほか、「保育所」、「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」、「養育機関・教育機関」、「医療機関」などが多くみられた。

表C-27 疾患・障害等があった子どもと関係機関の関与状況（複数回答）（第10次）

区分	子どもの疾患・障害等								
	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)				
	身体疾患(5)	身体障害(2)	知的発達の遅れ(3)	身体発育の遅れ(極端な痩せ、身長が低いなど)(4)	身体疾患(3)	身体障害(2)	知的発達の遅れ(6)	身体発育の遅れ(極端な痩せ、身長が低いなど)(1)	
※( )内は疾患・障害等のある子どもの数									
何らかの機関の関与があった子どもの数(人数)									
関与した関係機関(例数)	児童相談所	3	2	3	2	1	1	5	0
	市町村(児童福祉担当部署)	3	1	2	3	1	0	3	0
	その他機関	5	2	3	4	3	2	6	1
	内訳								
	福祉事務所	1	0	1	0	1	1	5	0
	家庭児童相談室	1	0	1	0	0	0	3	0
	児童委員	1	1	1	1	0	0	0	0
	保健所	2	1	1	3	2	2	2	1
	市町村の母子保健担当部署(保健センター等)	4	1	1	4	3	2	3	1
	養育機関・教育機関	4	2	3	1	1	1	5	0
	医療機関	3	2	2	4	3	1	4	1
	助産師(医療機関に勤務する者を除く)	0	0	0	1	0	0	0	0
警察	2	1	2	2	0	0	1	0	
婦人相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	

#### (4) 子どもの情緒・行動上の問題等

子どもの情緒・行動上の問題等について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、問題「なし」が20人（有効割合74.1%）、「あり」が7人（同25.9%）であり、「あり」の内訳は、「激しい泣き」と「夜泣き」がそれぞれ5人（同18.5%）、「多動」と「なつかない」がそれぞれ3人（同11.1%）であった。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、問題「なし」が18人（同78.3%）、「あり」が5人（同21.7%）であり、「あり」の内訳は、「多動」と「衝動性」、「かんしゃく」、「その他」がそれぞれ2人（同8.7%）であった。これらの問題は、心中以外の虐待死事例及び心中による虐待死事例ともに、保護者の養育困難感を助長する要因になっていることが推察される。

表C-28 子どもの情緒・行動上の問題等（複数回答）（第10次）

区分	心中以外の虐待死(51人)			心中による虐待死(未遂含む)(39人)			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
なし	20	39.2%	74.1%	18	46.2%	78.3%	
あり	7	13.7%	25.9%	5	12.8%	21.7%	
内訳	ミルクの飲みムラ	1	2.0%	3.7%	0	0.0%	0.0%
	激しい泣き	5	9.8%	18.5%	1	2.6%	4.3%
	夜泣き	5	9.8%	18.5%	1	2.6%	4.3%
	食事の拒否	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	夜尿	2	3.9%	7.4%	1	2.6%	4.3%
	多動	3	5.9%	11.1%	2	5.1%	8.7%
	衝動性	1	2.0%	3.7%	2	5.1%	8.7%
	かんしゃく	0	0.0%	0.0%	2	5.1%	8.7%
	自傷行為	0	0.0%	0.0%	1	2.6%	4.3%
	性器いじり	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	指示に従わない	1	2.0%	3.7%	1	2.6%	4.3%
	なつかない	3	5.9%	11.1%	0	0.0%	0.0%
	無表情、表情が乏しい	1	2.0%	3.7%	0	0.0%	0.0%
	固まってしまう	1	2.0%	3.7%	0	0.0%	0.0%
	盗癖	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	虚言癖	0	0.0%	0.0%	1	2.6%	4.3%
	不登校	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
その他	0	0.0%	0.0%	2	5.1%	8.7%	
小計	27	52.9%	100.0%	23	59.0%	100.0%	
不明	24	47.1%		16	41.0%		
計	51	100.0%	100.0%	39	100.0%	100.0%	

## (5) 養育機関・教育機関の所属

子どもの養育機関・教育機関等の所属について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、所属「なし」が34人（有効割合69.4%）、「あり」が15人（同30.6%）であり、「あり」の内訳は、「保育所」と「小学校」がそれぞれ4人（同8.2%）で最も多く、次いで「中学校」が3人（同6.1%）であった。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、所属「なし」が8人（同21.1%）、「あり」が30人（同78.9%）であり、「あり」の内訳は、「小学校」が19人（同50.0%）で最も多く、次いで「保育所」が5人（同13.2%）であった。死亡した子どもが小学生であった事例が半数を占めていた。特に、心中による虐待死事例においては、養育機関や教育機関等への所属の割合が高く、各所属機関による気づきや何らかの支援が必要であったことが示唆される。

表C-29 子どもの養育機関・教育機関等の所属（第10次）

区分		心中以外の虐待死(51人)			心中による虐待死(未遂含む)(39人)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		34	66.7%	69.4%	8	20.5%	21.1%
あり		15	29.4%	30.6%	30	76.9%	78.9%
内訳	保育所	4	7.8%	8.2%	5	12.8%	13.2%
	幼稚園	1	2.0%	2.0%	3	7.7%	7.9%
	小学校	4	7.8%	8.2%	19	48.7%	50.0%
	中学校	3	5.9%	6.1%	2	5.1%	5.3%
	高校	2	3.9%	4.1%	0	0.0%	0.0%
	その他	1	2.0%	2.0%	1	2.6%	2.6%
小計		49	96.1%	100.0%	38	97.4%	100.0%
不明		2	3.9%		1	2.6%	
計		51	100.0%	100.0%	39	100.0%	100.0%

## (6) 子どもの施設等への入所経験

子どもの施設等への入所経験について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、入所経験「なし」が40人（有効割合85.1%）、「あり」が7人（同14.9%）であり、「あり」の内訳は、「乳児院（一時保護委託を含む）」が4人（同8.5%）と最も多く、次いで「一時保護所」、「障害児施設」がそれぞれ2人（同4.3%）であった。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、入所経験「なし」が33人（同91.7%）、「あり」が3人（同8.3%）であり、「あり」の内訳は、「一時保護所」が2人（同5.6%）、次いで「乳児院（一時保護委託を含む）」と「障害児施設」がそれぞれ1人（同2.8%）であった。

施設入所などの親子分離体験は、心中による虐待死事例と比較して、心中以外の虐待死事例に多いことが分かる。

表C-30 子どもの施設等への入所経験（複数回答）（第10次）

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		40	78.4%	85.1%	33	84.6%	91.7%
あり		7	13.7%	14.9%	3	7.7%	8.3%
内訳 (複数回答)	一時保護所	2	3.9%	4.3%	2	5.1%	5.6%
	児童養護施設(一時保護委託を含む)	1	2.0%	2.1%	0	0.0%	0.0%
	乳児院(一時保護委託を含む)	4	7.8%	8.5%	1	2.6%	2.8%
	児童自立支援施設	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	障害児施設	2	3.9%	4.3%	1	2.6%	2.8%
	情緒障害児短期施設	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	母子生活支援施設	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	婦人相談所	1	2.0%	2.1%	0	0.0%	0.0%
	自立援助ホーム	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	少年院	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	民間シェルター	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	里親	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	ファミリーホーム	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	その他	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
小計		47	92.2%	100.0%	36	92.3%	100.0%
不明		4	7.8%		3	7.7%	
計		51	100.0%	100.0%	39	100.0%	100.0%

## 5 養育環境

### (1) 養育者の世帯の状況

養育者の世帯の状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「実父母」が20人（40.8%）と最も多く、次いで「一人親（未婚）」が10人（20.4%）、「一人親（離婚）」が8人（16.3%）であった。第1次から10次報告における心中以外の虐待死事例の推移をみると、「実父母」が養育者である事例が継続して最も多い。

他方、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、「一人親（離婚）」が12人（41.4%）と最も多く、次いで、「実父母」が9人（31.0%）であった。第1次から10次報告における心中による虐待死事例の推移をみると、養育者が「実父母」と「一人親（離婚）」である事例が継続して多く、また、心中以外の虐待死事例と比較すると、「一人親（離婚）」の割合が多い傾向にある。

また、経年でみると、心中以外の虐待死事例及び心中による虐待死事例ともに、一人親の増加傾向がみられる。

表C-31-1 養育者の世帯の状況（心中以外の虐待死）

区分	第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		総数
	例数	構成割合	例数	構成割合													
実父母	19	37.3%	24	46.2%	37	50.7%	26	40.6%	26	55.3%	17	37.8%	26	46.4%	20	40.8%	195
一人親(離婚)	3	5.9%	9	17.3%	9	12.3%	5	7.8%	1	2.1%	7	15.6%	8	14.3%	8	16.3%	50
一人親(未婚)	7	13.7%	4	7.7%	9	12.3%	11	17.2%	3	6.4%	4	8.9%	8	14.3%	10	20.4%	56
一人親(死別)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
一人親(別居)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.2%	3	5.4%	2	4.1%	6
再婚	4	7.8%	2	3.8%	4	5.5%	2	3.1%	5	10.6%	3	6.7%	2	3.6%	1	2.0%	23
内縁関係	7	13.7%	7	13.5%	5	6.8%	9	14.1%	7	14.9%	6	13.3%	2	3.6%	3	6.1%	46
養父母	0	0.0%	1	1.9%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.7%	1	2.1%	2	4.4%	6	10.7%	0	0.0%	12
不明	11	21.6%	5	9.6%	9	12.3%	6	9.4%	4	8.5%	5	11.1%	1	1.8%	5	10.2%	46
計	51	100%	52	100%	73	100%	64	100%	47	100%	45	100%	56	100%	49	100%	437

表C-31-2 養育者の世帯の状況（心中による虐待死）

区分	第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		総数
	例数	構成割合	例数	構成割合													
実父母	15	78.9%	29	60.4%	29	69.0%	22	51.2%	22	73.3%	18	48.6%	13	44.8%	9	31.0%	157
一人親(離婚)	0	0.0%	8	16.7%	4	9.5%	13	30.2%	4	13.3%	7	18.9%	11	37.9%	12	41.4%	59
一人親(未婚)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	7.0%	1	3.3%	0	0.0%	1	3.4%	2	6.9%	7
一人親(死別)	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.7%	0	0.0%	1	3.4%	3
一人親(別居)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	10.8%	1	3.4%	2	6.9%	7
再婚	0	0.0%	2	4.2%	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.4%	4
内縁関係	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.3%	0	0.0%	1	3.4%	1	3.4%	3
養父母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.4%	0	0.0%	0	0.0%	2
その他	0	0.0%	0	0.0%	2	4.8%	1	2.3%	1	3.3%	2	5.4%	2	6.9%	1	3.4%	9
不明	4	21.1%	8	16.7%	6	14.3%	4	9.3%	1	3.3%	3	8.1%	0	0.0%	0	0.0%	26
計	19	100%	48	100%	42	100%	43	100%	30	100%	37	100%	29	100%	29	100%	277

## (2) 祖父母との同居の状況

祖父母との同居状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、祖父母との同居「なし」が33例（有効割合70.2%）、「あり」が14例（同29.8%）であり、「あり」の内訳は「母方祖母同居」と「母方祖父母」がそれぞれ5人（同10.6%）と最も多かった。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、祖父母との同居「なし」が23例（79.3%）、「あり」が6例（20.7%）であり、「あり」の内訳は「母方祖母同居」が3例（10.3%）で最も多かった。

死亡事例においては、祖父母との同居が、必ずしも真の支援が得られていたとは限らない状況が示唆される。

表C-32 祖父母との同居の状況（第10次）

区分		心中以外の虐待死(49例)			心中による虐待死(未遂含む)(29例)		
		例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし		33	67.3%	70.2%	23	79.3%	79.3%
あり		14	28.6%	29.8%	6	20.7%	20.7%
内訳	母方祖母同居	5	10.2%	10.6%	3	10.3%	10.3%
	母方祖父同居	2	4.1%	4.3%	0	0.0%	0.0%
	母方祖父母同居	5	10.2%	10.6%	1	3.4%	3.4%
	父方祖母同居	1	2.0%	2.1%	1	3.4%	3.4%
	父方祖父同居	0	0.0%	0.0%	1	3.4%	3.4%
	父方祖父母同居	1	2.0%	2.1%	0	0.0%	0.0%
小計		47	95.9%	100.0%	29	100.0%	100.0%
不明		2	4.1%		0	0.0%	
計		49	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%

### (3) 実父母、祖父母以外の者との同居の状況

実父母、祖父母以外の者との同居の状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、同居「なし」が33例（有効割合73.3%）、「あり」が12例（同26.7%）であり、同居者の内訳は、「その他」が計11例（同24.4%）と最も多く、次いで「母の交際相手」が1例（同2.2%）であった。「その他」には、母のきょうだいや父のきょうだいのみられた。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、同居「なし」が23例（同82.1%）、「あり」が5例（同17.9%）であり、同居者の内訳は、「その他」が計4例（同14.2%）、次いで「母の交際相手」が1例（同3.6%）であった。「その他」には、母のきょうだいとの同居のみられた。

表C-33 実父母、祖父母以外の者との同居の状況（第10次）

区分	心中以外の虐待死(49例)			心中による虐待死(未遂含む)(29例)				
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合		
なし	33	67.3%	73.3%	23	79.3%	82.1%		
あり	12	24.5%	26.7%	5	17.2%	17.9%		
内訳	母の交際相手	1	2.0%	2.2%	1	3.4%	3.6%	
	父の交際相手	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
	母の友人	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
	父の友人	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
	その他	母のきょうだい	6	12.2%	13.3%	2	6.9%	7.1%
		父のきょうだい	1	2.0%	2.2%	0	0.0%	0.0%
上記以外		4	8.2%	8.9%	2	6.9%	7.1%	
小計	45	91.8%	100.0%	28	96.6%	100.0%		
不明	4	8.2%		1	3.4%			
計	49	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%		

#### (4) 親族間トラブルの状況

親族間のトラブルの状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、トラブル「あり」が7例(14.3%)、「なし」が15例(30.6%)であった。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、トラブル「あり」が2例(6.9%)、「なし」が5例(17.2%)であった。心中以外の虐待死事例、心中による虐待死事例ともに、トラブルの状況について「不明」である事例が多くみられた。

表C-34 親族間トラブルの状況(第10次)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
あり	7	14.3%	2	6.9%
なし	15	30.6%	5	17.2%
不明	27	55.1%	22	75.9%
計	49	100.0%	29	100.0%

#### (5) 子どもの死亡時における実父母の年齢

子どもの死亡時における実母・実父の年齢について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、実母の年齢は「25歳～29歳」が13例(有効割合27.1%)と最も多く、次いで「20歳～24歳」が11例(同22.9%)であった。実父の年齢は「40歳以上」が10例(同23.3%)と最も多く、次いで「25歳～29歳」が9例(同20.9%)であった。

一方、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、実母の年齢は「35歳～39歳」が10例(同34.5%)と最も多く、次いで「40歳以上」が7例(同24.1%)であった。実父の年齢は「40歳以上」が7例(同25.0%)と最も多く、次いで「30歳～34歳」と「35歳～39歳」が5例(同17.9%)であった。

表C-35 子どもの死亡時における実父母の年齢（第10次）

区分	心中以外の虐待死(49例)						心中による虐待死(未遂含む)(29例)						
	実母			実父			実母			実父			
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	
いない	0	0.0%	0.0%	10	20.4%	23.3%	1	3.4%	3.4%	9	31.0%	32.1%	
いる	48	98.0%	100.0%	33	67.3%	76.7%	28	96.6%	96.6%	19	65.5%	67.9%	
内訳	19歳以下	3	6.1%	6.3%	1	2.0%	2.3%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	20歳～24歳	11	22.4%	22.9%	3	6.1%	7.0%	1	3.4%	3.4%	0	0.0%	0.0%
	25歳～29歳	13	26.5%	27.1%	9	18.4%	20.9%	4	13.8%	13.8%	1	3.4%	3.6%
	30歳～34歳	5	10.2%	10.4%	4	8.2%	9.3%	6	20.7%	20.7%	5	17.2%	17.9%
	35歳～39歳	6	12.2%	12.5%	4	8.2%	9.3%	10	34.5%	34.5%	5	17.2%	17.9%
	40歳以上	10	20.4%	20.8%	10	20.4%	23.3%	7	24.1%	24.1%	7	24.1%	25.0%
	年齢不明	0	0.0%	0.0%	2	4.1%	4.7%	0	0.0%	0.0%	1	3.4%	3.6%
小計	48	98.0%	100.0%	43	87.8%	100.0%	29	100.0%	100.0%	28	96.6%	100.0%	
不明	1	2.0%		6	12.2%		0	0.0%		1	3.4%		
計	49	100.0%	100.0%	49	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%	

## (6) 子どもの死亡時における加害者の年齢

子どもの死亡時における加害者の年齢について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、加害者が実母である場合には、実母の年齢は「25歳～29歳」が11例（有効割合26.8%）と最も多く、次いで「20歳～24歳」が10例（同24.4%）であった。加害者が実父である場合には、実父の年齢は「20歳～24歳」と「25歳～29歳」がそれぞれ2例（33.3%）であった。実父母以外の加害者である場合には、その年齢は、「40歳以上」が4例（同9.5%）で最も多かった。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、加害者が実母である場合には、実母の年齢は「35歳～39歳」が8例（同40.0%）で最も多く、加害者が実父である場合には、実父の年齢は「30歳～34歳」が3例（同42.9%）で最も多かった。また、実父母以外の加害者の場合、その年齢は「40歳以上」が4例（同15.4%）と最も多かった。

心中以外による虐待死事例と心中による虐待死事例を比較すると、心中以外による虐待死事例の方が若年傾向がみられた。

また0歳児における実父母の年齢について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、実母の年齢は「20歳～24歳」、「25歳～29歳」が7例（有効割合31.8%）で最も多く、実父の年齢は「25～29歳」が6例（同31.6%）と最も多かった。心中による虐待死事例では、実母の年齢は「35歳～39歳」が2例（同50.0%）で最も多く、次いで、「25歳～

29歳」、「30歳～34歳」がそれぞれ1例（同25.0％）であった。実父の年齢は「25歳～29歳」、「35歳～39歳」「40歳以上」がそれぞれ1人（同25.0％）であった。

表C-36 子どもの死亡時における加害者の年齢（第10次）

区分	心中以外の虐待死									心中による虐待死(未遂含む)									
	実母(41例)			実父(6例)			実父母以外加害者(49例)			実母(20例)			実父(7例)			実父母以外加害者(29例)			
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	
いない	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	37	75.5%	88.1%	0	0.0%	0.0%	1	14.3%	14.3%	22	75.9%	84.6%	
いる	41	100.0%	100.0%	6	100.0%	100.0%	5	10.2%	11.9%	20	100.0%	100.0%	6	85.7%	85.7%	4	13.8%	15.4%	
内訳	19歳以下	3	7.3%	7.3%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	20歳～24歳	10	24.4%	24.4%	2	33.3%	33.3%	1	2.0%	2.4%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	25歳～29歳	11	26.8%	26.8%	2	33.3%	33.3%	0	0.0%	0.0%	2	10.0%	10.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	30歳～34歳	5	12.2%	12.2%	1	16.7%	16.7%	0	0.0%	0.0%	6	30.0%	30.0%	3	42.9%	42.9%	0	0.0%	0.0%
	35歳～39歳	4	9.8%	9.8%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	8	40.0%	40.0%	1	14.3%	14.3%	0	0.0%	0.0%
	40歳以上	8	19.5%	19.5%	1	16.7%	16.7%	4	8.2%	9.5%	4	20.0%	20.0%	2	28.6%	28.6%	4	13.8%	15.4%
	年齢不明	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	小計	41	100.0%	100.0%	6	100.0%	100.0%	42	85.7%	100.0%	20	100.0%	100.0%	7	100.0%	100.0%	26	89.7%	100.0%
不明	0	0.0%	/	0	0.0%	/	7	14.3%	/	0	0.0%	/	0	0.0%	/	3	10.3%	/	
計	41	100.0%	100.0%	6	100.0%	100.0%	49	100.0%	100.0%	20	100.0%	100.0%	7	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%	

表C-37 0歳児の事例における実父母の年齢（第10次）

区分	心中以外の虐待死(22例)						心中による虐待死(未遂含む)(4例)						
	実母			実父			実母			実父			
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	
いない	0	0.0%	0.0%	7	31.8%	36.8%	0	0.0%	0.0%	1	25.0%	25.0%	
いる	22	100.0%	100.0%	12	54.5%	63.2%	4	100.0%	100.0%	3	75.0%	75.0%	
内訳	19歳以下	3	13.6%	13.6%	1	4.5%	5.3%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	20歳～24歳	7	31.8%	31.8%	1	4.5%	5.3%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	25歳～29歳	7	31.8%	31.8%	6	27.3%	31.6%	1	25.0%	25.0%	1	25.0%	25.0%
	30歳～34歳	2	9.1%	9.1%	1	4.5%	5.3%	1	25.0%	25.0%	0	0.0%	0.0%
	35歳～39歳	0	0.0%	0.0%	2	9.1%	10.5%	2	50.0%	50.0%	1	25.0%	25.0%
	40歳以上	3	13.6%	13.6%	1	4.5%	5.3%	0	0.0%	0.0%	1	25.0%	25.0%
	年齢不明	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
小計	22	100.0%	100.0%	19	86.4%	100.0%	4	100.0%	100.0%	4	100.0%	100.0%	
不明	0	0.0%	/	3	13.6%	/	0	0.0%	/	0	0.0%	/	
計	22	100.0%	/	22	100.0%	/	4	100.0%	/	4	100.0%	/	

## (7) 養育者（実父母）の心理的・精神的問題等

### ① 養育者（実母）の心理的・精神的問題等

養育者（実母）の心理的・精神的問題等について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「育児不安」が15例（31.3%）と最も多く、次いで「養育能力の低さ」が14例（29.2%）、「衝動性」が8例（16.7%）であった。第3次から第10次までの推移をみると、「育児不安」や「養育能力の低さ」、「衝動性」、「攻撃性」、「怒りのコントロール不全」の問題が継続して多数あった。

他方、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、「うつ状態」が9例（32.1%）で最も多く、次いで「育児不安」と「精神疾患（医師の診断によるもの）」がそれぞれ7例（25.0%）であった。第3次から第10次報告の推移をみると、「うつ状態」、「育児不安」、「精神疾患（医師の診断によるもの）」などが継続して多い傾向にある。

表C-38-1 養育者（実母）の心理的・精神的問題等（心中以外の虐待死）

区分	第3次 (41例)		第4次 (52例)		第5次 (73例)		第6次 (63例)		第7次 (44例)		第8次 (44例)		第9次 (56例)		第10次 (48例)		総数
	例数	構成割合	例数	構成割合													
育児不安	12	29.3%	14	26.9%	19	26.0%	16	25.4%	11	25.0%	14	31.8%	11	19.6%	15	31.3%	112
マタニティーブルーズ	2	4.9%	0	0.0%	4	5.5%	1	1.6%	0	0.0%	1	2.3%	1	1.8%	3	6.3%	12
産後うつ			1	1.9%	3	4.1%	2	3.2%	2	4.5%	1	2.3%	4	7.1%	5	10.4%	
知的障害	2	4.9%	0	0.0%	3	4.1%	2	3.2%	2	4.5%	1	2.3%	4	7.1%	0	0.0%	14
精神疾患 (医師の診断によるもの)	3	7.3%	7	13.5%	8	11.0%	2	3.2%	2	4.5%	7	15.9%	9	16.1%	7	14.6%	45
身体障害	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.6%	0	0.0%	5
その他の障害	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%	1	2.3%	0	0.0%	2	3.6%	0	0.0%	4
アルコール依存	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	5	7.9%	1	2.3%	1	2.3%	0	0.0%	1	2.1%	9
薬物依存	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	7.1%	1	2.1%	5
衝動性	5	12.2%	5	9.6%	8	11.0%	8	12.7%	6	13.6%	6	13.6%	10	17.9%	8	16.7%	56
攻撃性	2	4.9%	5	9.6%	7	9.6%	6	9.5%	6	13.6%	3	6.8%	9	16.1%	7	14.6%	45
怒りのコントロール不全	7	17.1%	4	7.7%	8	11.0%	7	11.1%	6	13.6%	5	11.4%	7	12.5%	6	12.5%	50
うつ状態	6	14.6%	9	17.3%	8	11.0%	3	4.8%	4	9.1%	6	13.6%	7	12.5%	4	8.3%	47
躁状態	1	2.4%	0	0.0%	2	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3
感情の起伏が激しい	4	9.8%	4	7.7%	9	12.3%	5	7.9%	4	9.1%	6	13.6%	8	14.3%	6	12.5%	46
高い依存性	6	14.6%	6	11.5%	3	4.1%	2	3.2%	3	6.8%	2	4.5%	8	14.3%	1	2.1%	31
幻覚	1	2.4%	1	1.9%	2	2.7%	0	0.0%	1	2.3%	2	4.5%	3	5.4%	1	2.1%	11
妄想	2	4.9%	1	1.9%	1	1.4%	1	1.6%	1	2.3%	2	4.5%	2	3.6%	2	4.2%	12
DVを受けている	2	4.9%	4	7.7%	4	5.5%	6	9.5%	6	13.6%	1	2.3%	8	14.3%	6	12.5%	37
DVを行っている	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.3%	0	0.0%	2	4.2%	4
自殺未遂の既往	3	7.3%	1	1.9%	1	1.4%	1	1.6%	3	6.8%	1	2.3%	3	5.4%	0	0.0%	13
養育能力の低さ	9	22.0%	20	38.5%	18	24.7%	10	15.9%	13	29.5%	11	25.0%	23	41.1%	14	29.2%	118
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0	0.0%	2	4.2%	0

表C-38-2 養育者（実母）の心理的・精神的問題等（心中による虐待死）

区分	第3次 (16例)		第4次 (48例)		第5次 (42例)		第6次 (42例)		第7次 (30例)		第8次 (34例)		第9次 (29例)		第10次 (28例)		総数
	例数	構成割合	例数	構成割合													
育児不安	4	25.0%	12	25.0%	8	19.0%	12	28.6%	4	13.3%	7	20.6%	8	27.6%	7	25.0%	62
マタニティーブルー	0	0.0%	0	0.0%	2	4.8%	1	2.4%	1	3.3%	0	0.0%	2	6.9%	2	7.1%	8
産後うつ	0	0.0%	2	4.2%	1	2.4%	1	2.4%	2	6.7%	1	2.9%	2	6.9%	3	10.7%	12
知的障害	1	6.3%	2	4.2%	1	2.4%	1	2.4%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	6
精神疾患 (医師の診断によるもの)	0	0.0%	13	27.1%	5	11.9%	8	19.0%	3	10.0%	14	41.2%	8	27.6%	7	25.0%	58
身体障害	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.4%	1	3.6%	3
その他の障害	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	2	4.8%	1	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4
アルコール依存	0	0.0%	2	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.9%	1	3.4%	0	0.0%	5
薬物依存	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.6%	1
衝動性	0	0.0%	8	16.7%	1	2.4%	2	4.8%	3	10.0%	1	2.9%	3	10.3%	4	14.3%	22
攻撃性	0	0.0%	3	6.3%	0	0.0%	2	4.8%	1	3.3%	0	0.0%	1	3.4%	2	7.1%	9
怒りのコントロール不全	0	0.0%	4	8.3%	0	0.0%	1	2.4%	1	3.3%	0	0.0%	2	6.9%	0	0.0%	8
うつ状態	3	18.8%	9	18.8%	5	11.9%	11	26.2%	1	3.3%	8	23.5%	10	34.5%	9	32.1%	56
躁状態	0	0.0%	2	4.2%	0	0.0%	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.4%	0	0.0%	4
感情の起伏が激しい	0	0.0%	4	8.3%	0	0.0%	1	2.4%	1	3.3%	0	0.0%	5	17.2%	3	10.7%	14
高い依存性	1	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.4%	0	0.0%	1	2.9%	1	3.4%	4	14.3%	8
幻覚	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	1
妄想	0	0.0%	0	0.0%	1	2.4%	1	2.4%	0	0.0%	1	2.9%	1	3.4%	0	0.0%	4
DVを受けている	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.3%	0	0.0%	3	10.3%	1	3.6%	6
DVを行っている	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
自殺未遂の既往	2	12.5%	1	2.1%	3	7.1%	5	11.9%	2	6.7%	6	17.6%	3	10.3%	3	10.7%	25
養育能力の低さ	0	0.0%	3	6.3%	0	0.0%	4	9.5%	1	3.3%	3	8.8%	3	10.3%	3	10.7%	17
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0

② 養育者（実父）の心理的・精神的問題等

養育者（実父）の心理的・精神的問題等について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「養育能力の低さ」が5例（15.2%）と最も多く、次いで「衝動性」と「DVを行っている」がそれぞれ4例（12.1%）であった。第3次から第10次までの推移をみると、「衝動性」や「攻撃性」、「怒りのコントロール不全」、「感情の起伏が激しい」、「養育能力の低さ」などの問題が継続してみられた。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、「育児不安」が1例（5.3%）のみみられた。第3次から第10次報告の推移をみると、例数は少ないものの、「怒りのコントロール不全」、「うつ状態」などの問題が継続してみられた。

表C-39-1 養育者（実父）の心理的・精神的問題等（心中以外の虐待死）

区分	第3次 (21例)		第4次 (52例)		第5次 (73例)		第6次 (34例)		第7次 (31例)		第8次 (32例)		第9次 (39例)		第10次 (33例)		総数
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	
育児不安	2	9.5%	2	3.8%	1	1.4%	2	5.9%	0	0.0%	2	6.3%	2	5.1%	3	9.1%	14
マタニティーブルー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
産後うつ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知的障害	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.0%	1
精神疾患 (医師の診断によるもの)	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.1%	2	6.1%	6
身体障害	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.1%	1	2.6%	0	0.0%	2
その他の障害	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
アルコール依存	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.0%	1
薬物依存	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	1
衝動性	4	19.0%	4	7.7%	3	4.1%	6	17.6%	5	16.1%	1	3.1%	4	10.3%	4	12.1%	31
攻撃性	5	23.8%	4	7.7%	5	6.8%	7	20.6%	6	19.4%	1	3.1%	5	12.8%	2	6.1%	35
怒りのコントロール不全	4	19.0%	4	7.7%	4	5.5%	6	17.6%	6	19.4%	1	3.1%	6	15.4%	2	6.1%	33
うつ状態	1	4.8%	1	1.9%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.0%	4
躁状態	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
感情の起伏が激しい	2	9.5%	3	5.8%	2	2.7%	5	14.7%	5	16.1%	1	3.1%	4	10.3%	2	6.1%	24
高い依存性	1	4.8%	1	1.9%	2	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.1%	1	2.6%	3	9.1%	9
幻覚	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
妄想	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
DVを受けている	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.1%	1	2.6%	1	3.0%	4
DVを行っている	2	9.5%	1	1.9%	1	1.4%	3	8.8%	5	16.1%	1	3.1%	4	10.3%	4	12.1%	21
自殺未遂の既往	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.1%	0	0.0%	1	3.0%	2
養育能力の低さ	2	9.5%	8	15.4%	7	9.6%	5	14.7%	7	22.6%	2	6.3%	6	15.4%	5	15.2%	42
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3.1%	0	0.0%	2	6.1%	3

表C-39-2 養育者（実父）の心理的・精神的問題等（心中による虐待死）

区分	第3次 (14例)		第4次 (48例)		第5次 (42例)		第6次 (34例)		第7次 (26例)		第8次 (31例)		第9次 (23例)		第10次 (19例)		総数
	例数	構成割合	例数	構成割合													
育児不安	0	0.0%	1	2.1%	1	2.4%	2	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.3%	1	5.3%	6
マタニティーブルーズ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
産後うつ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
知的障害	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
精神疾患 (医師の診断によるもの)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	7.7%	1	3.2%	1	4.3%	0	0.0%	4
身体障害	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
その他の障害	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
アルコール依存	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%	1
薬物依存	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
衝動性	0	0.0%	2	4.2%	1	2.4%	0	0.0%	1	3.8%	1	3.2%	3	13.0%	0	0.0%	8
攻撃性	0	0.0%	3	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.8%	1	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	5
怒りのコントロール不全	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.8%	2	6.5%	2	8.7%	0	0.0%	6
うつ状態	0	0.0%	1	2.1%	2	4.8%	1	2.9%	1	3.8%	2	6.5%	0	0.0%	0	0.0%	7
躁状態	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
感情の起伏が激しい	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.2%	1	4.3%	0	0.0%	2
高い依存性	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
幻覚	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
妄想	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	1
DVを受けている	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
DVを行っている	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.8%	1	3.2%	1	4.3%	0	0.0%	3
自殺未遂の既往	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
養育能力の低さ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%	1
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0

### (8) 世帯の家計を支えている主たる者

世帯の家計を支えている主たる者について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「不明」である事例が多いものの、判明している事例の中では、「実父」が18例（有効割合47.4%）と半数近くを占めて最も多く、次いで「実母」が10例（同26.3%）であった。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、「実母」が12例（同44.4%）と最も多く、次いで「実父」が11例（同40.7%）であり、実母と実父で全体の9割を占めていた。

表C-40 家計を支えている主たる者（第10次）

区分	心中以外の虐待死(49例)			心中による虐待死(未遂含む)(29例)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
実母	10	20.4%	26.3%	12	41.4%	44.4%
実父	18	36.7%	47.4%	11	37.9%	40.7%
継母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
継父	0	0.0%	0.0%	1	3.4%	3.7%
養母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
養父	1	2.0%	2.6%	0	0.0%	0.0%
母方祖母	3	6.1%	7.9%	1	3.4%	3.7%
母方祖父	2	4.1%	5.3%	0	0.0%	0.0%
父方祖母	1	2.0%	2.6%	0	0.0%	0.0%
父方祖父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
母の交際相手	0	0.0%	0.0%	1	3.4%	3.7%
父の交際相手	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
その他	3	6.1%	7.9%	1	3.4%	3.7%
小計	38	77.6%	100.0%	27	93.1%	100.0%
不明	11	22.4%		2	6.9%	
計	49	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%

## (9) 子どもの住居の状況

子どもの住居の状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「集合住宅（賃貸）」が20例（有効割合51.3%）で半数以上を占め、次いで「一戸建て住宅（所有）」が11例（同28.2%）であった。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、「集合住宅（賃貸）」が11例（同39.3%）で最も多く、次いで「一戸建て住宅（所有）」が10例（同35.7%）であった。

表C-41 子どもの住居の状況（第10次）

区分	心中以外の虐待死(49例)			心中による虐待死(未遂含む)(29例)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
一戸建て住宅(所有)	11	22.4%	28.2%	10	34.5%	35.7%
一戸建て住宅(賃貸)	1	2.0%	2.6%	3	10.3%	10.7%
集合住宅(所有)	3	6.1%	7.7%	4	13.8%	14.3%
集合住宅(賃貸)	20	40.8%	51.3%	11	37.9%	39.3%
公営住宅	2	4.1%	5.1%	0	0.0%	0.0%
他人の家に同居	1	2.0%	2.6%	0	0.0%	0.0%
母子生活支援施設	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
シェルター	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
定住地なし	1	2.0%	2.6%	0	0.0%	0.0%
小計	39	79.6%	100.0%	28	96.6%	100.0%
不明	10	20.4%		1	3.4%	
計	49	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%

## (10) 家庭の経済状況

家庭の経済状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、経済状況について「不明」である事例が多いものの、判明している事例では「市町村民税課税世帯（年収500万円未満）」が12例（有効割合46.2%）と最も多く、次いで「生活保護世帯」と「年収500万円以上」がそれぞれ5例（同19.2%）であった。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、心中以外的事例と同様、「市町村民税課税世帯（年収500万円未満）」が6例（同30.0%）と最も多く、次いで「生活保護世帯」と「市町村民税非課税世帯（所得割、均等割ともに非課税）」がそれぞれ5例（同25.0%）であった。

表C-42 家庭の経済状況（第10次）

区分	心中以外の虐待死(49例)			心中による虐待死(未遂含む)(29例)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
生活保護世帯	5	10.2%	19.2%	5	17.2%	25.0%
市町村民税非課税世帯 (所得割、均等割ともに非課税)	4	8.2%	15.4%	5	17.2%	25.0%
市町村民税課税世帯 (所得割のみ非課税)	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
市町村民税課税世帯 (年収500万円未満)	12	24.5%	46.2%	6	20.7%	30.0%
年収500万円以上	5	10.2%	19.2%	4	13.8%	20.0%
小計	26	53.1%	100.0%	20	69.0%	100.0%
不明	23	46.9%		9	31.0%	
計	49	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%

## (11) 子どもの死亡時における実父母の就業状況

子どもの死亡時における実父母の就業状況について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、実母は「無職」が 25 例（有効割合 71.4%）、実父は「フルタイム」が 20 例（同 76.9%）で最も多かった。

また、平成 24 年度に把握した心中による虐待死事例では、心中以外の虐待死事例と同様、実母は「無職」が 14 例（同 66.7%）、実父は「フルタイム」が 8 例（同 80.0%）で最も多く、全体の大部分を占めていた。

表 C-43 子どもの死亡時における実父母の就業状況（第 10 次）

区分	心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂含む)					
	実母			実父			実母			実父		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
無職	25	52.1%	71.4%	4	12.1%	15.4%	14	50.0%	66.7%	2	10.5%	20.0%
フルタイム	3	6.3%	8.6%	20	60.6%	76.9%	3	10.7%	14.3%	8	42.1%	80.0%
パート	7	14.6%	20.0%	2	6.1%	7.7%	4	14.3%	19.0%	0	0.0%	0.0%
小計	35	72.9%	100.0%	26	78.8%	100.0%	21	75.0%	100.0%	10	52.6%	100.0%
不明	13	27.1%		7	21.2%		7	25.0%		9	47.4%	
計	48	100.0%	100.0%	33	100.0%	100.0%	28	100.0%	100.0%	19	100.0%	100.0%

## (12) 子どもが出生してからの転居回数

子どもが出生してからの転居回数について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、転居「なし」が 25 例（有効割合 62.5%）、次いで転居「1 回」が 10 例（同 25.0%）であり、2 回以上転居している家庭は 5 例（同 12.5%）で全体の 1 割以上を占めていた。

また、平成 24 年度に把握した心中による虐待死事例では、転居「なし」と「1 回」がそれぞれ 8 例（同 34.8%）で、2 回以上転居している家庭は 7 例（同 30.3%）で 3 割を超える割合を占めていた。

子どもの年齢と出生してからの転居回数についてみると、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「0 歳」の「なし」が 18 人（69.2%）と最も多かった。0 歳児は出生後からの期間が短いため、転居回数も少ないと考えられる。

表C-44 死亡した子どもが出生してからの転居回数（第10次）

区分	心中以外の虐待死(49例)			心中による虐待死(未遂含む)(29例)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし	25	51.0%	62.5%	8	27.6%	34.8%
1回	10	20.4%	25.0%	8	27.6%	34.8%
2回	3	6.1%	7.5%	3	10.3%	13.0%
3回	1	2.0%	2.5%	1	3.4%	4.3%
4回	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
5回以上	1	2.0%	2.5%	3	10.3%	13.0%
小計	40	81.6%	100.0%	23	79.3%	100.0%
不明	9	18.4%		6	20.7%	
計	49	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%

表C-45-1 死亡した子どもが出生してからの転居回数の年齢別内訳（第10次）（心中以外）

年齢	なし		1回		2回		3回		4回		5回以上		不明		総数
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
0歳	18	69.2%	2	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	22.2%	22
1歳	4	15.4%	2	20.0%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7
2歳	2	7.7%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3
3歳	0	0.0%	1	10.0%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
4歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%	1
5歳	1	3.8%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%	3
6歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%	1
7歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
8歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
9歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
10歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
11歳	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
12歳	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
13歳	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
14歳	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	2
15歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%	1
16歳	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
17歳	1	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	33.3%	3
計	26	100.0%	10	100.0%	4	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	9	100.0%	51

表C-45-2 死亡した子どもが出生してからの転居回数の年齢別内訳（第10次）（心中）

年齢	なし		1回		2回		3回		4回		5回以上		不明		総数
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
0歳	4	36.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4
1歳	1	9.1%	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
2歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
3歳	0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
4歳	2	18.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
5歳	1	9.1%	3	23.1%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7
6歳	1	9.1%	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%	3
7歳	0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%	2
8歳	1	9.1%	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%	3
9歳	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%	3	37.5%	5
10歳	0	0.0%	3	23.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	4
11歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%	1
12歳	0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%	1	12.5%	3
13歳	0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
14歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
15歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
16歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
17歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
計	11	100.0%	13	100.0%	3	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	3	100.0%	8	100.0%	39

### (13) 家庭の地域社会との接触状況

子どもの家庭における地域社会との接触状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では「不明」である事例が多数を占めていたが、判明している事例の中では、地域社会との接触が「乏しい」が13例（有効割合46.4%）で最も多く、7例（同25.0%）の「ほとんど無い」と合わせると、有効割合の7割以上を占めていた。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例でも、多くの事例が「不明」であったが、判明している事例では「ふつう」が11例（同64.7%）で最も多く、「ほとんど無い」3例（同17.6%）と「乏しい」2例（同11.8%）を合わせると、有効例数全体の約3割であった。

表C-46 家庭の地域社会との接触状況（第10次）

区分	心中以外の虐待死(49例)			心中による虐待死(未遂含む)(29例)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
ほとんど無い	7	14.3%	25.0%	3	10.3%	17.6%
乏しい	13	26.5%	46.4%	2	6.9%	11.8%
ふつう	8	16.3%	28.6%	11	37.9%	64.7%
活発	0	0.0%	0.0%	1	3.4%	5.9%
小計	28	57.1%	100.0%	17	58.6%	100.0%
不明	21	42.9%		12	41.4%	
計	49	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%

### (14) 養育の支援の状況

子どもの養育の支援の状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、実母の場合は支援「あり」が27例（56.3%）で、「なし」の6例（12.5%）と比較して多く、支援者については、自分の「親」が19例（39.6%）と最も多く、次いで「配偶者」が18例（37.5%）、「行政の相談担当課」が12例（25.0%）であった。実父の場合には、支援が「あり」が14例（42.4%）で、その支援者の内訳は、「配偶者の親」が12例（36.4%）、「配偶者」が9例（27.3%）、「親」が6例（18.2%）であった。

一方、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、実母の場合は、「不明」を除いて、すべての事例で支援が「あり」で、支援者は、「親」と「行政の相談担当課」がそれぞれ9例（32.1%）、次いで「保育所などの職員」が6例（21.4%）であった。また、実父についても、「不明」を除き、すべての事例で支援者が「あり」であり、支援者は「親」が5例（26.3%）で最も多く、次いで「配偶者」が3例（15.8%）であった。

表C-47 養育の支援の状況（複数回答）（第10次）

区分	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)				
	実母(48例)		実父(33例)		実母(28例)		実父(19例)		
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	
なし	6	12.5%	3	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	
あり	27	56.3%	14	42.4%	16	57.1%	8	42.1%	
内訳 (複数回答)	配偶者	18	37.5%	9	27.3%	2	7.1%	3	15.8%
	親	19	39.6%	6	18.2%	9	32.1%	5	26.3%
	配偶者の親	6	12.5%	12	36.4%	2	7.1%	2	10.5%
	虐待者のきょうだい	4	8.3%	2	6.1%	5	17.9%	1	5.3%
	配偶者のきょうだい	1	2.1%	5	15.2%	1	3.6%	1	5.3%
	近所の人	1	2.1%	0	0.0%	3	10.7%	1	5.3%
	職場の友人・知人	1	2.1%	0	0.0%	1	3.6%	0	0.0%
	保育所などの職員	8	16.7%	2	6.1%	6	21.4%	2	10.5%
	ベビーシッター	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	行政の相談担当課	12	25.0%	5	15.2%	9	32.1%	1	5.3%
	職場以外の友人	3	6.3%	1	3.0%	1	3.6%	0	0.0%
	子育てサークル	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	親類	5	10.4%	2	6.1%	2	7.1%	1	5.3%
	その他	2	4.2%	2	6.1%	3	10.7%	2	10.5%
小計	33	68.8%	17	51.5%	16	57.1%	8	42.1%	
不明	15	31.3%	16	48.5%	12	42.9%	11	57.9%	
計	48	100.0%	33	100.0%	28	100.0%	19	100.0%	

#### (15) 行政機関等による子育て支援事業の利用状況

行政機関等による子育て支援事業の利用状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、利用「なし」が27例(55.1%)、「あり」が18例(36.7%)であり、子育て支援事業の利用率は低いことが分かった。なお、利用されていた事業の中で、最も利用されている事業は「乳児家庭全戸訪問事業」で12例(24.5%)だった。また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、利用「なし」が8例(27.6%)、「あり」が16例(55.2%)であり、最も利用されている事業は「保育所入所」で8例(27.6%)であった。

表C-48 行政機関等による子育て支援事業の利用状況（複数回答）（第10次）

区分	心中以外の虐待死(49例)		心中による虐待死(未遂含む)(29例)		
	例数	構成割合	例数	構成割合	
なし	27	55.1%	8	27.6%	
あり	18	36.7%	16	55.2%	
内訳	地域子育て支援拠点事業	5	10.2%	2	6.9%
	養育支援訪問事業	2	4.1%	0	0.0%
	一時預かり事業	1	2.0%	1	3.4%
	ファミリー・サポートセンター事業	0	0.0%	1	3.4%
	病児・病後児保育事業	0	0.0%	0	0.0%
	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	1	2.0%	0	0.0%
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	0	0.0%	0	0.0%
	放課後児童健全育成事業	0	0.0%	2	6.9%
	保育所入所	6	12.2%	8	27.6%
	乳児家庭全戸訪問事業	12	24.5%	6	20.7%
小計	45	91.8%	24	82.8%	
不明	4	8.2%	5	17.2%	
計	49	100.0%	29	100.0%	

## 6 きょうだい

### (1) きょうだいの状況

死亡した子どものきょうだいの状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、きょうだいが「なし（ひとりっ子）」と「1人（2人きょうだい）」がそれぞれ18例（有効割合41.9%）、次いで「2人（3人きょうだい）」が4例（同9.3%）であった。また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、きょうだいが「1人（2人きょうだい）」が13例（同46.4%）、次いで「なし（ひとりっ子）」が11例（同39.3%）であった。

表C-49 きょうだいの状況（第10次）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死（未遂含む）		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし（ひとりっ子）	18	36.7%	41.9%	11	37.9%	39.3%
1人（2人きょうだい）	18	36.7%	41.9%	13	44.8%	46.4%
2人（3人きょうだい）	4	8.2%	9.3%	3	10.3%	10.7%
3人（4人きょうだい）	3	6.1%	7.0%	1	3.4%	3.6%
4人（5人きょうだい）	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
5人（6人きょうだい）	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
小計	43	87.8%	100.0%	28	96.6%	100.0%
不明	6	12.2%		1	3.4%	
計	49	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%

## (2) きょうだいの特性

### ① きょうだいの性別

きょうだいの性別について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「男」が 23 人 (69.7%)、「女」が 10 人 (30.3%) であった。また、平成 24 年度に把握した心中による虐待死事例では、「男」が 5 人 (41.7%)、「女」が 7 人 (58.3%) であった。

表C-50 きょうだいの性別 (第10次)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
男	23	69.7%	5	41.7%
女	10	30.3%	7	58.3%
不明	0	0%	0	0%
計	33	100.0%	12	100.0%

### ② きょうだいの年齢

きょうだいの年齢について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「2歳」と「3歳」がそれぞれ 6 人 (18.2%)、次いで「6歳」が 4 人 (12.1%) であり、死亡した子どもが低年齢の傾向にあることに伴い、そのきょうだいについても幼児期の年齢が多かった。また、平成 24 年度に把握した心中による虐待死事例では、「13歳」と「15歳」がそれぞれ 2 人 (16.7%) であった。

表C-51 きょうだいの年齢（第10次）

区分	心中以外の虐待死(33人)		心中による虐待死(未遂含む)(12人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
0歳	1	3.0%	0	0.0%
1歳	0	0.0%	0	0.0%
2歳	6	18.2%	1	8.3%
3歳	6	18.2%	1	8.3%
4歳	3	9.1%	1	8.3%
5歳	2	6.1%	0	0.0%
6歳	4	12.1%	0	0.0%
7歳	1	3.0%	1	8.3%
8歳	0	0.0%	0	0.0%
9歳	2	6.1%	0	0.0%
10歳	0	0.0%	0	0.0%
11歳	1	3.0%	0	0.0%
12歳	1	3.0%	0	0.0%
13歳	1	3.0%	2	16.7%
14歳	2	6.1%	0	0.0%
15歳	1	3.0%	2	16.7%
16歳	0	0.0%	1	8.3%
17歳	0	0.0%	0	0.0%
18歳	0	0.0%	1	8.3%
19歳	1	3.0%	1	8.3%
20歳以上	1	3.0%	1	8.3%
小計	33	100.0%	12	100.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%
計	33	100.0%	12	100.0%

### (3) 子どもの死亡時におけるきょうだいの同居の状況

子どもの死亡時におけるきょうだいの同居の状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、同居「あり」が28人(84.8%)、「なし」が5人(15.2%)であった。また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、同居「あり」が6人(50.0%)、「なし」が6人(50.0%)であり、それぞれ半数ずつであった。

表C-52 子どもの死亡時におけるきょうだいの同居の状況（第10次）

区分	心中以外の虐待死(33人)			心中による虐待死(未遂含む)(12人)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
あり	28	84.8%	84.8%	6	50.0%	50.0%
なし	5	15.2%	15.2%	6	50.0%	50.0%
小計	33	100.0%	100.0%	12	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%		0	0.0%	
計	33	100.0%	100.0%	12	100.0%	100.0%

#### (4) きょうだいの養育機関・教育機関の所属

きょうだいの養育機関・教育機関の所属について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、所属「なし」が9人(27.3%)、所属機関がある場合には、「幼稚園」が7人(21.2%)、次いで「保育所」が6人(18.2%)であった。また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、所属「なし」が2人(16.7%)、所属機関がある場合には、「保育所」と「中学校」、「高等学校」がそれぞれ3人(25.0%)であった。

表C-53 きょうだいの養育機関・教育機関の所属（第10次）

区分	心中以外の虐待死(33人)			心中による虐待死(未遂含む)(12人)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし	9	27.3%	27.3%	2	16.7%	16.7%
保育所	6	18.2%	18.2%	3	25.0%	25.0%
幼稚園	7	21.2%	21.2%	0	0.0%	0.0%
小学校	4	12.1%	12.1%	1	8.3%	8.3%
中学校	4	12.1%	12.1%	3	25.0%	25.0%
高等学校	0	0.0%	0.0%	3	25.0%	25.0%
大学	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
その他	3	9.1%	9.1%	0	0.0%	0.0%
小計	33	100.0%	100.0%	12	100.0%	100.0%
不明	0	0.0%		0	0.0%	
計	33	100.0%	100.0%	12	100.0%	100.0%

### (5) きょうだいが虐待を受けた経験

きょうだいが虐待を受けた経験について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、経験「なし」は18人（有効割合69.2%）であったが、「あり」は8人（同30.8%）であり、その中でも「ネグレクト」が5人（同19.2%）と最も多く、次いで「身体的虐待」が3人（同11.5%）であった。また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、経験「なし」は6人（同66.7%）であったが、「あり」が3人（同33.3%）で、その中でも「身体的虐待」が2人（同22.2%）、「心理的虐待」が1人（同11.1%）であった。

表C-54 きょうだいが虐待を受けた経験（第10次）

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
あり		8	24.2%	30.8%	3	25.0%	33.3%
内訳	身体的虐待	3	9.1%	11.5%	2	16.7%	22.2%
	ネグレクト	5	15.2%	19.2%	0	0.0%	0.0%
	心理的虐待	0	0.0%	0.0%	1	8.3%	11.1%
	性的虐待	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
なし		18	54.5%	69.2%	6	50.0%	66.7%
小計		26	78.8%	100.0%	9	75.0%	100.0%
不明		7	21.2%		3	25.0%	
計		33	100.0%	100.0%	12	100.0%	100.0%

## (6) きょうだいに対する児童相談所の関与

子どもの死亡時以前のきょうだいに対する児童相談所の関与について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、関与「あり」が 12 人 (36.4%)、「なし」が 21 人 (63.6%) であった。また、平成 24 年度に把握した心中による虐待死事例では、関与「あり」が 4 人 (33.3%)、「なし」が 8 人 (66.7%) であった。心中以外の虐待死及び心中による虐待死事例を合わせても、きょうだいに対する児童相談所の関与があったのは 16 人 (35.6%) であった。

表 C-5 5 きょうだいに対する児童相談所の関与 (第 10 次)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)		計	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
あり	12	36.4%	4	33.3%	16	35.6%
なし	21	63.6%	8	66.7%	29	64.4%
小計	33	100.0%	12	100.0%	45	100.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	33	100.0%	12	100.0%	45	100.0%

## (7) きょうだいに対する市町村の関与

子どもの死亡時以前のきょうだいに対する市町村の関与について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、関与「あり」が 15 人 (45.5%)、「なし」が 16 人 (48.5%) であった。また、平成 24 年度に把握した心中による虐待死事例では、関与「あり」が 3 人 (25.0%)、「なし」が 9 人 (75.0%) であった。心中以外の虐待死事例では、約半数で市町村の関与があったが、心中による虐待死事例で市町村の関与があった事例は少なかった。

表 C-5 6 きょうだいに対する市町村の関与 (第 10 次)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
あり	15	45.5%	3	25.0%
なし	16	48.5%	9	75.0%
小計	31	93.9%	12	100.0%
不明	2	6.1%	0	0.0%
計	33	100.0%	12	100.0%

## (8) 子どもの死亡時における児童相談所のきょうだいに対する対応

子どもの死亡時におけるきょうだいに対する児童相談所の対応について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、対応「なし」が29人(59.2%)、「あり」が20人(40.8%)であり、行った対応内容は、「安全確認」が14人(28.6%)、「面接」が10人(20.4%)、「親からの分離」が8人(16.3%)、「心理的ケア」が7人(14.3%)であった。また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、対応「なし」が25人(86.2%)、「あり」が4人(13.8%)であり、行った対応の内容は、「心理的ケア」が3人(10.3%)、次いで「面接」と「親からの分離」がそれぞれ2人(6.9%)、「安全確認」が1人(3.4%)であった。心中による虐待死事例では、子どもの死亡時におけるきょうだいに対する児童相談所の関与がある事例は少なかった。

表C-57 子どもの死亡時における児童相談所のきょうだいに対する対応（第10次）

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		例数	構成割合／49例	例数	構成割合／29例
なし		29	59.2%	25	86.2%
あり		20	40.8%	4	13.8%
内訳 (複数回答)	安全確認	14	28.6%	1	3.4%
	面接	10	20.4%	2	6.9%
	親からの分離	8	16.3%	2	6.9%
	心理的ケア	7	14.3%	3	10.3%
	その他	6	12.2%	1	3.4%
小計		49	100.0%	29	100.0%
不明		0	0.0%	0	0.0%
計		49	100.0%	29	100.0%

### (9) 子どもの死亡後のきょうだいの居所

子どもの死亡後におけるきょうだいの居所について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「自宅」が14人（有効割合43.8%）で最も多く、次いで「祖父母宅」が8人（同25.0%）、「児童養護施設」と「その他」がそれぞれ5人（同15.6%）であった。「その他」には、親族宅に居住している事例がみられた。また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、「祖父母宅」が5人（同45.5%）で最も多く、次いで「その他」が4人（同36.4%）、「自宅」と「児童養護施設」がそれぞれ1人（同9.1%）であった。「その他」には、親族宅での居住のほか、独立して一人暮らしをしている事例があった。

表C-58 子どもの死亡後のきょうだいの居所（第10次）

区分	心中以外の虐待死(33人)			心中による虐待死(未遂含む)(12人)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
自宅	14	42.4%	43.8%	1	8.3%	9.1%
祖父母宅	8	24.2%	25.0%	5	41.7%	45.5%
児童養護施設	5	15.2%	15.6%	1	8.3%	9.1%
母子生活支援施設	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
シェルター	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
すでに死亡	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
その他	5	15.2%	15.6%	4	33.3%	36.4%
小計	32	97.0%	100.0%	11	91.7%	100.0%
不明	1	3.0%		1	8.3%	
計	33	100.0%	100.0%	12	100.0%	100.0%

## 7 関係機関の関与・対応状況

### (1) 虐待通告の状況

死亡に至った事件の発生以前になされた虐待通告について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、通告「なし」が38例(77.6%)、「あり」が10例(20.4%)であり、通告先としては、「児童相談所」が8例(16.3%)で最も多く、「市町村」が1例(2.0%)であった。3歳未満と3歳以上で分けてみると、3歳未満では、「なし」が26例(83.9%)、「あり」が5例(16.1%)で、通告先としては、「児童相談所」に4例(12.9%)、次いで「市町村」が1例(3.2%)であった。3歳以上では、「なし」が10例(66.7%)、「あり」が5例(33.3%)であり、通告先は「児童相談所」が4例(同26.7%)であった。7割近くの事例では通告がなく、他方で3割を超える事例で通告を受けながら死亡に至っているという状況がみられている。また、第3次から第10次報告までの推移をみると、「なし」が概ね7割を超えていた。

他方、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、通告「なし」が24例(82.8%)、「あり」が5例(17.2%)であり、通告先としては、「市町村」に4例(13.8%)、次いで「福祉事務所」に1例(3.4%)であった。

表C-59-1 虐待通告の有無と通告先(心中以外の虐待死)

区分	第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		総数	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合		
なし	37	72.5%	39	75.0%	58	79.5%	56	87.5%	37	78.7%	34	75.6%	38	67.9%	38	77.6%	337	
あり	8	15.7%	10	19.2%	15	20.5%	7	10.9%	9	19.1%	7	15.6%	18	32.1%	10	20.4%	84	
内訳	児童相談所	6	11.8%	7	13.5%	7	9.6%	5	7.8%	7	14.9%	4	8.9%	14	25.0%	8	16.3%	58
	市町村	2	3.9%	2	3.8%	7	9.6%	1	1.6%	2	4.3%	3	6.7%	3	5.4%	1	2.0%	21
	福祉事務所	0	0.0%	1	1.9%	1	1.4%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	0	0.0%	4
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	1
不明	6	11.8%	3	5.8%	0	0.0%	1	1.6%	1	2.1%	4	8.9%	0	0.0%	1	2.0%	16	
計	51	100%	52	100%	73	100%	64	100%	47	100%	45	100%	56	100%	49	100%	437	

表C-59-2 虐待通告の有無と通告先（心中による虐待死）

区分	第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		総数	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合		
なし	14	73.7%	40	83.3%	40	95.2%	39	90.7%	26	86.7%	32	86.5%	25	86.2%	24	82.8%	240	
あり	0	0.0%	3	6.3%	0	0.0%	2	4.7%	4	13.3%	4	10.8%	4	13.8%	5	17.2%	22	
内訳	児童相談所	0	0.0%	2	4.2%	0	0.0%	1	2.3%	3	10.0%	2	5.4%	4	13.8%	0	0.0%	12
	市町村	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	1	2.3%	1	3.3%	2	5.4%	0	0.0%	4	13.8%	9
	福祉事務所	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.4%	1
不明	5	26.3%	5	10.4%	2	4.8%	2	4.7%	0	0.0%	1	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	15	
計	19	100%	48	100%	42	100%	43	100%	30	100%	37	100%	29	100%	29	100%	277	

表C-60 虐待通告の有無と通告先（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）（第10次）

区分	3歳未満			3歳以上			不明			
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	
なし	26	83.9%	83.9%	10	66.7%	66.7%	2	66.7%	100.0%	
あり	5	16.1%	16.1%	5	33.3%	33.3%	0	0.0%	0.0%	
内訳	児童相談所	4	12.9%	12.9%	4	26.7%	26.7%	0	0.0%	0.0%
	市町村	1	3.2%	3.2%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	福祉事務所	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	その他	0	0.0%	0.0%	1	6.7%	6.7%	0	0.0%	0.0%
	不明	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
小計	31	100.0%	100.0%	15	100.0%	100.0%	2	66.7%	100.0%	
不明	0	0.0%		0	0.0%		1	33.3%		
計	31	100.0%	100.0%	15	100.0%	100.0%	3	100.0%	100.0%	

## (2) 児童相談所の関与

### ① 児童相談所の関与の状況

児童相談所の関与の状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、関与「あり」が15例（30.6%）、「なし」が33例（67.3%）で、関与がない事例が全体の7割近くを占めていた。3歳未満と3歳以上に分けてみると、3歳未満では、関与「あり」が7例（22.6%）、「なし」が24例（77.4%）で、3歳以上では「あり」が8例（53.3%）、「なし」が7例（46.7%）であり、3歳未満では児童相談所の関与がない事例が全体の7割を超え、3歳以上では関与の有無はほぼ同じ程度であり、どちらも第9次と同様の傾向がみられた。

他方、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、関与「あり」が10例（34.5%）、「なし」が19例（65.5%）で、関与がない事例が全体の7割近くを占めた。

表C-61-1 児童相談所の関与の有無（心中以外の虐待死）

区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		総数
	例数	構成割合	例数	構成割合																	
あり	12	50.0%	14	29.2%	10	19.6%	12	23.1%	15	20.5%	7	10.9%	12	25.5%	7	15.6%	17	30.4%	15	30.6%	121
なし	12	50.0%	29	60.4%	37	72.5%	40	76.9%	58	79.5%	56	87.5%	35	74.5%	38	84.4%	39	69.6%	33	67.3%	377
不明	0	0.0%	5	10.4%	4	7.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	11
計	24	100%	48	100%	51	100%	52	100%	73	100%	64	100%	47	100%	45	100%	56	100%	49	100%	509

表C-61-2 児童相談所の関与の有無（心中による虐待死）

区分	第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		総数
	例数	構成割合	例数	構成割合															
あり	2	40.0%	1	5.3%	8	16.7%	2	4.8%	2	4.7%	6	20.0%	5	13.5%	5	17.2%	10	34.5%	41
なし	3	60.0%	14	73.7%	40	83.3%	40	95.2%	37	86.0%	24	80.0%	32	86.5%	24	82.8%	19	65.5%	233
不明	0	0.0%	4	21.1%	0	0.0%	0	0.0%	4	9.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8
計	5	100%	19	100%	48	100%	42	100%	43	100%	30	100%	37	100%	29	100%	29	100%	282

表C-62 児童相談所の関与の有無（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）（第10次）

区分	平成23年4月から平成24年3月まで						平成24年4月から平成25年3月まで								
	3歳未満			3歳以上			3歳未満			3歳以上			不明		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
あり	8	21.1%	21.1%	9	50.0%	50.0%	7	22.6%	22.6%	8	53.3%	53.3%	0	0.0%	0.0%
なし	30	78.9%	78.9%	9	50.0%	50.0%	24	77.4%	77.4%	7	46.7%	46.7%	2	66.7%	100.0%
小計	38	100.0%	100.0%	18	100.0%	100.0%	31	100.0%	100.0%	15	100.0%	100.0%	2	66.7%	100.0%
不明	0	0.0%	/	0	0.0%	/	0	0.0%	/	0	0.0%	/	1	33.3%	/
計	38	100.0%	100.0%	18	100.0%	100.0%	31	100.0%	100.0%	15	100.0%	100.0%	3	100.0%	100.0%

② 児童相談所が関与していた事例における関係機関の関与の状況

児童相談所が関与していた事例における関係機関の関与の状況について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「児童相談所の関与あり」15 例のうち、「市町村(児童福祉担当部署)の関与あり」が 10 例(66.7%)、「その他の機関の関与あり」は 15 例すべての事例であった。「その他の機関」には、市町村の母子保健担当部署のほか、養育機関・教育機関や医療機関などがあった。

また、平成 24 年度に把握した心中による虐待死事例では、「児童相談所の関与あり」10 例のうち、「市町村の関与あり」4 例(40.0%)、「その他の機関の関与あり」は 10 例すべての事例であった。心中以外の虐待死事例と同様、「その他の機関」には、市町村の母子保健担当部署のほか、養育機関・教育機関や医療機関などがあった。

表 C-6 3 児童相談所が関与していた事例における関係機関の関与状況(第 10 次)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所の関与あり	15		10	
市町村(児童福祉担当部署)の関与あり	10	66.7%	4	40.0%
その他の機関の関与あり	15	100.0%	10	100.0%

③ 児童相談所における相談種別

児童相談所で関与した事例における相談種別について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「虐待相談」が 9 例(60.0%)で最も多く、次いで「虐待以外の養護相談」が 5 例(33.3%)であった。

また、平成 24 年度に把握した心中による虐待死事例では、「虐待以外の養護相談」と「障害相談」がそれぞれ 4 例(40.0%)、次いで「虐待相談」が 3 例(30.0%)であった。

心中以外の虐待死事例、心中による虐待死事例ともに、「虐待相談」と「虐待以外の養護相談」、「障害相談」が占めており、第 9 次と同様の傾向がみられた。

表C-64 児童相談所における相談種別（複数回答）

区分	平成23年4月から平成24年3月まで				平成24年4月から平成25年3月まで			
	心中以外の虐待死(17例)		心中による虐待死(未遂を含む)(5例)		心中以外の虐待死(15例)		心中による虐待死(未遂を含む)10例	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
虐待相談	14	82.4%	2	40.0%	9	60.0%	3	30.0%
虐待以外の養護相談	3	17.6%	2	40.0%	5	33.3%	4	40.0%
障害相談	2	11.8%	1	20.0%	2	13.3%	4	40.0%
非行相談	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
育成相談	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	10.0%
保健相談	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	4	26.7%	0	0.0%

## ④ 児童相談所における虐待についての認識

児童相談所が関与した事例における児童相談所の虐待についての認識について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「虐待の認識があり、対応していた」が5例（33.3%）、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」が3例（20.0%）、「虐待の認識はなかった」が7例（46.7%）であった。つまり、虐待の認識を有し対応していた事例は全体の3分の1にとどまっていた。第3次から第10次報告までの推移をみても、虐待の認識を有して対応をしていた事例は、全体の半分に満たないという傾向がみられた。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、「虐待の認識があり、対応していた」が2例（20.0%）、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」が1例（10.0%）、「虐待の認識はなかった」が7例（70.0%）であり、虐待の認識がなかった事例が全体の7割であった。第3次から第10次報告までの推移をみると、虐待の認識がなかった事例は、継続して全体の半分以上を占める傾向がみられた。

表C-65-1 児童相談所における虐待についての認識（心中以外の虐待死）

区分	第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次	
	例数	構成割合	例数	構成割合												
虐待の認識があり、対応していた	4	40.0%	5	41.7%	4	26.7%	2	28.6%	2	16.7%	3	42.9%	8	47.1%	5	33.3%
虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	2	20.0%	1	8.3%	5	33.3%	4	57.1%	5	41.7%	3	42.9%	7	41.2%	3	20.0%
虐待の認識はなかった	4	40.0%	6	50.0%	6	40.0%	1	14.3%	5	41.7%	1	14.3%	2	11.8%	7	46.7%
計	10	100%	12	100%	15	100%	7	100%	12	100%	7	100%	17	100%	15	100%

表C-65-2 児童相談所における虐待についての認識（心中による虐待死）

区分	第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
虐待の認識があり、対応していた	0	0.0%	2	25.0%	0	0%	0	0%	2	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	20.0%
虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	0	0.0%	0	0.0%	0	0%	0	0%	1	16.7%	1	20.0%	2	40.0%	1	10.0%
虐待の認識はなかった	1	100.0%	6	75.0%	2	100%	2	100%	3	50.0%	4	80.0%	3	60.0%	7	70.0%
計	1	100%	8	100%	2	100%	2	100%	6	100%	5	100%	5	100%	10	100%

⑤ 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況

児童相談所が関与した事例におけるリスク判定の見直し状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、定期的な見直しを「行った」が5例（33.3%）、「行わなかった」が10例（66.7%）であり、また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、定期的な見直しを「行った」が2例（20.0%）、「行わなかった」が8例（80.0%）であった。心中以外の虐待死事例、心中による虐待死事例ともに、定期的な見直しを行わなかった事例が全体の半分以上を占めていた。

表C-66 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し状況（第10次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
行った	5	33.3%	2	20.0%
行わなかった	10	66.7%	8	80.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%
計	15	100.0%	10	100.0%

⑥ 児童相談所による子どもとの接触状況

児童相談所が関与した事例における児童相談所による子どもとの接触状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、接触が「なし」が5例（33.3%）、「あり」が10例（66.7%）であり、接触があった事例の接触回数は、「2週間に1回程度」と「2か月に1回程度」、「3か月に1回程度」がそれぞれ2例（13.3%）であった。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、接触が「なし」が3例（30.0%）、「あり」が7例（70.0%）であり、接触があった事例の接触状況は、「その他」が5例（50.0%）、次いで「初回面接（訪問）時のみ」が2例（20.0%）であった。「その他」には、療育手帳の更新時や不定期に訪問した際の接触などがあった。

表C-67 児童相談所の子どもの接触状況（第10次）

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし		5	33.3%	33.3%	3	30.0%	30.0%
あり		10	66.7%	66.7%	7	70.0%	70.0%
内訳	初回面接(訪問)時のみ	1	6.7%	6.7%	2	20.0%	20.0%
	週1回程度	1	6.7%	6.7%	0	0.0%	0.0%
	2週間に1回程度	2	13.3%	13.3%	0	0.0%	0.0%
	3週間に1回程度	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	1か月に1回程度	1	6.7%	6.7%	0	0.0%	0.0%
	2か月に1回程度	2	13.3%	13.3%	0	0.0%	0.0%
	3か月に1回程度	2	13.3%	13.3%	0	0.0%	0.0%
	その他	1	6.7%	6.7%	5	50.0%	50.0%
小計		15	100.0%	100.0%	10	100.0%	100.0%
不明		0	0.0%		0	0.0%	
計		15	100.0%	100.0%	10	100.0%	100.0%

## ⑦ 児童相談所による最終安全確認の時期

児童相談所が関与した事例における児童相談所による最終安全確認を行っていた時期について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、安全確認を行った時期が「死亡前の1週間～1か月未満」であった事例が5例（33.3%）で最も多く、次いで「死亡前の1週間未満」が4例（26.7%）であった。全体の半数以上が、死亡する1か月未満以内に安全確認していたことが分かった。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、安全確認を行った時期が「死亡前の半年以上」であった事例が6例（60.0%）、次いで「死亡前の1週間未満」が2例（20.0%）であった。心中以外の虐待死事例と比較すると、心中による虐待死事例では、安全確認を死亡する直前に行っていた事例は少なく、半年以上前に行われたのが最後となった事例が6割を占めていた。

表C-68 児童相談所による最終安全確認の時期（第10次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
死亡前の1週間未満	4	26.7%	2	20.0%
死亡前の1週間～1か月未満	5	33.3%	1	10.0%
死亡前の1か月～3か月未満	2	13.3%	1	10.0%
死亡前の3か月～半年未満	1	6.7%	0	0.0%
死亡前の半年以上	3	20.0%	6	60.0%
小計	15	100.0%	10	100.0%
不明・未記入	0	0.0%	0	0.0%
計	15	100.0%	10	100.0%

### (3) 市町村（児童福祉担当部署）の関与

#### ① 市町村（児童福祉担当部署）の関与状況

市町村の児童福祉担当部署の関与状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、関与「あり」が13例（26.5%）、「なし」が35例（71.4%）であった。3歳未満と3歳以上に分けてみると、3歳未満では市町村の関与「あり」が8例（25.8%）、「なし」が23例（74.2%）、3歳以上では「あり」が5例（33.3%）、「なし」が10例（66.7%）であり、どちらも関与がない事例が多かった。第1次から第10次報告までの推移をみると、第1次を除き、関与がない事例が多い傾向がみられた。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、関与「あり」が8例（27.6%）、「なし」が21例（72.4%）で、心中以外による虐待死事例と同様、全体の7割を超える事例で、市町村（児童福祉担当部署）の関与がない事例であった。第2次から第10次報告までの推移をみると、市町村の関与がある事例は非常に少なかった。

表C-69-1 市町村（児童福祉担当部署）の関与の有無（心中以外の虐待死）

区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		総数
	例数	構成割合	例数	構成割合																	
あり	19	79.2%	12	25.0%	11	21.6%	9	17.3%	15	20.5%	3	4.7%	12	25.5%	10	22.2%	16	28.6%	13	26.5%	120
なし	5	20.8%	29	60.4%	35	68.6%	38	73.1%	54	74.0%	60	93.8%	35	74.5%	35	77.8%	40	71.4%	35	71.4%	366
不明	0	0.0%	7	14.6%	5	9.8%	5	9.6%	4	5.5%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	23
計	24	100%	48	100%	51	100%	52	100%	73	100%	64	100%	47	100%	45	100%	56	100%	49	100%	509

表C-69-2 市町村（児童福祉担当部署）の関与の有無（心中による虐待死）

区分	第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		総数
	例数	構成割合	例数	構成割合															
あり	2	40.0%	3	15.8%	4	8.3%	1	2.4%	1	2.3%	4	13.3%	5	13.5%	4	13.8%	8	27.6%	32
なし	3	60.0%	11	57.9%	38	79.2%	37	88.1%	39	90.7%	26	86.7%	32	86.5%	25	86.2%	21	72.4%	232
不明	0	0.0%	5	26.3%	6	12.5%	4	9.5%	3	7.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	18
計	5	100%	19	100%	48	100%	42	100%	43	100%	30	100%	37	100%	29	100%	29	100%	282

表C-70 市町村（児童福祉担当部署）の関与の有無（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	平成23年4月から平成24年3月まで						平成24年4月から平成25年3月まで						不明		
	3歳未満			3歳以上			3歳未満			3歳以上			例数	構成割合	有効割合
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合			
あり	7	18.4%	18.4%	9	50.0%	50.0%	8	25.8%	25.8%	5	33.3%	33.3%	0	0.0%	0.0%
なし	31	81.6%	81.6%	9	50.0%	50.0%	23	74.2%	74.2%	10	66.7%	66.7%	2	66.7%	100.0%
小計	38	100.0%	100.0%	18	100.0%	100.0%	31	100.0%	100.0%	15	100.0%	100.0%	2	66.7%	100.0%
不明	0	0.0%	/	0	0.0%	/	0	0.0%	/	0	0.0%	/	1	33.3%	/
計	38	100.0%	100.0%	18	100.0%	100.0%	31	100.0%	100.0%	15	100.0%	100.0%	3	100.0%	100.0%

② 市町村（児童福祉担当部署）における相談種別

市町村の児童福祉担当部署が関与した事例における相談種別について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「虐待相談」が10例（76.9%）、次いで「虐待以外の養護相談」が8例（61.5%）であった。また、平成24年度に把握した心中による虐待死では、「虐待相談」が4例（50.0%）、次いで「虐待以外の養護相談」が3例（37.5%）であった。

心中以外の虐待死事例、心中による虐待死事例ともに、「虐待相談」と「虐待以外の養護相談」が占めており、第9次の傾向と同様の傾向がみられた。

表C-71 市町村（児童福祉担当部署）での相談種別（複数回答）

区分	平成23年4月から平成24年3月まで				平成24年4月から平成25年3月まで			
	心中以外の虐待死(16例)		心中による虐待死(未遂を含む)(4例)		心中以外の虐待死(13例)		心中による虐待死(未遂を含む)(8例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
虐待相談	11	68.8%	1	25.0%	10	76.9%	4	50.0%
虐待以外の養護相談	4	25.0%	3	75.0%	8	61.5%	3	37.5%
障害相談	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%
非行相談	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
育成相談	3	18.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
保健相談	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	2	15.4%	1	12.5%

#### (4) 児童相談所と市町村（児童福祉担当部署）の関与の状況

児童相談所と市町村の児童福祉担当部署の関与の状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「児童相談所と市町村（児童福祉担当部署）の両方」の関与があった事例が10例（55.6%）、次いで「児童相談所のみ」での関与があった事例が5例（27.8%）、「市町村（児童福祉担当部署）のみ」が3例（16.7%）で、児童相談所と市町村の両方の関与があった事例が全体の半数以上を占めた。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、「児童相談所のみ」で関与があった事例が6例（42.9%）、「市町村（児童福祉担当部署）のみ」と「児童相談所と市町村（児童福祉担当部署）の両方」の関与があった事例がそれぞれ4例（28.6%）であった。

表C-72 児童相談所と市町村（児童福祉担当部署）の関与

区分	平成23年4月から平成24年3月まで				平成24年4月から平成25年3月まで			
	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂を含む)		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂を含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所のみ	5	23.8%	1	20.0%	5	27.8%	6	42.9%
市町村(児童福祉担当部署)のみ	4	19.0%	0	0.0%	3	16.7%	4	28.6%
児童相談所と市町村(児童福祉担当部署)の両方	12	57.1%	4	80.0%	10	55.6%	4	28.6%
計	21	100.0%	5	100.0%	18	100.0%	14	100.0%

## (5) その他の関係機関の関与の状況

児童相談所と市町村を除いた、その他の関係機関の関与の状況について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「市町村の母子保健担当部署」は、関与があったものの虐待の認識を持たずに対応していた「関与あり／虐待の認識なし」の事例が 19 例（38.8%）で、他の機関と比較して最も多く、また、虐待の認識がありながら関与していた「関与あり／虐待の認識あり」の事例についても 8 例（16.3%）で他の機関と比較して最も多かった。3 歳未満と 3 歳以上に分けてみると、3 歳未満では、「いずれかの関与あり」の事例は 18 例（有効割合 69.2%）、「全く関与なし」が 8 例（同 30.8%）であり、3 歳以上では、すべての事例で「いずれかの関与あり」であった。

また、平成 24 年度に把握した心中による虐待死事例では、関与があったものの虐待の認識がなかった「関与あり／虐待の認識なし」の事例が、「市町村の母子保健担当部署」で 19 例（65.5%）と他の機関と比較して最も多く、次いで「医療機関」は 17 例（58.6%）、「養育機関・教育機関」は 16 例（55.2%）であり、虐待の認識がありながら関与していた「関与あり／虐待の認識あり」の事例については、「福祉事務所」と「養育機関・教育機関」それぞれ 3 例（10.3%）で、他の機関と比較して最も多かった。

表C-73-1 その他の関係機関の関与状況（心中以外の虐待死）（複数機関）

区分	第4次			第5次			第6次			第7次			第8次			第9次			第10次					
	関 与 な し	関 与 有 り 虐 待 の 認 識 な し	関 与 有 り 虐 待 の 認 識 有 り																					
	上段:例数 下段:構成割合 /52例			上段:例数 下段:構成割合 /73例			上段:例数 下段:構成割合 /64例			上段:例数 下段:構成割合 /47例			上段:例数 下段:構成割合 /45例			上段:例数 下段:構成割合 /56例			上段:例数 下段:構成割合 /49例					
福祉事務所	30	8	6	48	9	4	54	4	3	38	5	3	37	6	0	40	10	5	37	7	3			
	57.7%	15.4%	11.5%	65.8%	12.3%	5.5%	84.4%	6.3%	4.7%	80.9%	10.6%	6.4%	82.2%	13.3%	0.0%	71.4%	17.9%	8.9%	75.5%	14.3%	6.1%			
家庭児童相談室	37	3	5	52	8	4	60	0	1	38	4	4	36	1	2	49	2	4	43	1	4			
	71.2%	5.8%	9.6%	71.2%	11.0%	5.5%	93.8%	0.0%	1.6%	80.9%	8.5%	8.5%	80.0%	2.2%	4.4%	87.5%	3.6%	7.1%	87.8%	2.0%	8.2%			
児童委員	36	1	3	50	0	4	57	0	0	41	2	3	33	1	1	42	8	3	40	1	2			
	69.2%	1.9%	5.8%	68.5%	0.0%	5.5%	89.1%	0.0%	0.0%	87.2%	4.3%	6.4%	73.3%	2.2%	2.2%	75.0%	14.3%	5.4%	81.6%	2.0%	4.1%			
保健所	36	3	2	52	5	3	54	3	3	37	7	2	36	4	1	49	6	1	40	5	2			
	69.2%	5.8%	3.8%	71.2%	6.8%	4.1%	84.4%	4.7%	4.7%	78.7%	14.9%	4.3%	80.0%	8.9%	2.2%	87.5%	10.7%	1.8%	81.6%	10.2%	4.1%			
市町村の 母子保健担当部署	22	18	5	28	25	7	43	13	2	22	17	7	22	18	2	25	24	7	20	19	8			
	42.3%	34.6%	9.6%	38.4%	34.2%	9.6%	67.2%	20.3%	3.1%	46.8%	36.2%	14.9%	48.9%	40.0%	4.4%	44.6%	42.9%	12.5%	40.8%	38.8%	16.3%			
養育機関 ・教育機関	-	-	-	52	9	4	49	7	4	34	7	5	32	5	4	37	7	11	29	13	4			
	-	-	-	71.2%	12.3%	5.5%	76.6%	10.9%	6.3%	72.3%	14.9%	10.6%	71.1%	11.1%	8.9%	66.1%	12.5%	19.6%	59.2%	26.5%	8.2%			
医療機関	23	13	3	32	14	6	25	17	6	28	11	2	14	15	3	31	15	7	23	10	6			
	44.2%	25.0%	5.8%	43.8%	19.2%	8.2%	39.1%	26.6%	9.4%	59.6%	23.4%	4.3%	31.1%	33.3%	6.7%	55.4%	26.8%	12.5%	46.9%	20.4%	12.2%			
助産師	38	1	1	50	1	0	47	1	0	36	3	0	29	1	0	48	2	0	41	2	1			
	73.1%	1.9%	1.9%	68.5%	1.4%	0.0%	73.4%	1.6%	0.0%	76.6%	6.4%	0.0%	64.4%	2.2%	0.0%	85.7%	3.6%	0.0%	83.7%	4.1%	2.0%			
警察	38	2	1	50	4	3	52	2	0	43	0	2	39	2	1	46	3	6	39	3	5			
	73.1%	3.8%	1.9%	68.5%	5.5%	4.1%	81.3%	3.1%	0.0%	91.5%	0.0%	4.3%	86.7%	4.4%	2.2%	82.1%	5.4%	10.7%	79.6%	6.1%	10.2%			
婦人相談所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	0	0	49	1	1	45	1	0			
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71.1%	0.0%	0.0%	87.5%	1.8%	1.8%	91.8%	2.0%	0.0%			

表C-73-2 その他の関係機関の関与状況（心中による虐待死）（複数回答）

区分	第4次			第5次			第6次			第7次			第8次			第9次			第10次					
	関 与 な し	関 与 有 り 虐 待 の 認 識 な し	関 与 有 り 虐 待 の 認 識 有 り																					
	上段:例数 下段:構成割合 /48例			上段:例数 下段:構成割合 /42例			上段:例数 下段:構成割合 /43例			上段:例数 下段:構成割合 /30例			上段:例数 下段:構成割合 /37例			上段:例数 下段:構成割合 /29例			上段:例数 下段:構成割合 /29例					
福祉事務所	35	5	0	28	1	0	32	7	0	22	6	0	24	9	0	25	4	0	18	8	3			
	72.9%	10.4%	0.0%	66.7%	2.4%	0.0%	74.4%	16.3%	0.0%	73.3%	20.0%	0.0%	64.9%	24.3%	0.0%	86.2%	13.8%	0.0%	62.1%	27.6%	10.3%			
家庭児童相談室	36	2	0	31	1	0	37	2	0	25	3	1	27	4	1	26	3	1	24	4	1			
	75.0%	4.2%	0.0%	73.8%	2.4%	0.0%	86.0%	4.7%	0.0%	83.3%	10.0%	3.3%	73.0%	10.8%	2.7%	89.7%	10.3%	3.4%	82.8%	13.8%	3.4%			
児童委員	33	0	0	23	0	0	32	2	0	23	0	1	28	0	0	24	1	0	25	1	0			
	68.8%	0.0%	0.0%	54.8%	0.0%	0.0%	74.4%	4.7%	0.0%	76.7%	0.0%	3.3%	75.7%	0.0%	0.0%	82.8%	3.4%	0.0%	86.2%	3.4%	0.0%			
保健所	31	5	0	15	13	0	37	2	0	25	2	0	28	5	1	26	3	0	22	6	0			
	64.6%	10.4%	0.0%	35.7%	31.0%	0.0%	86.0%	4.7%	0.0%	83.3%	6.7%	0.0%	75.7%	13.5%	2.7%	89.7%	10.3%	0.0%	75.9%	20.7%	0.0%			
市町村の 母子保健担当部署	27	7	2	15	13	0	28	11	0	11	16	0	18	17	0	15	16	2	8	19	1			
	56.3%	14.6%	4.2%	35.7%	31.0%	0.0%	65.1%	25.6%	0.0%	36.7%	53.3%	0.0%	48.6%	45.9%	0.0%	51.7%	55.2%	6.9%	27.6%	65.5%	3.4%			
養育機関 ・教育機関	-	-	-	18	14	0	20	16	0	16	9	1	15	17	0	6	17	0	10	16	3			
	-	-	-	42.9%	33.3%	0.0%	46.5%	37.2%	0.0%	53.3%	30.0%	3.3%	40.5%	45.9%	0.0%	20.7%	58.6%	0.0%	34.5%	55.2%	10.3%			
医療機関	16	8	2	12	7	0	20	6	0	9	9	1	16	8	1	9	10	1	6	17	0			
	33.3%	16.7%	4.2%	28.6%	16.7%	0.0%	46.5%	14.0%	0.0%	30.0%	30.0%	3.3%	43.2%	21.6%	2.7%	31.0%	34.5%	3.4%	20.7%	58.6%	0.0%			
助産師	28	1	0	19	1	0	28	1	0	21	1	0	24	2	0	19	3	0	24	0	0			
	58.3%	2.1%	0.0%	45.2%	2.4%	0.0%	65.1%	2.3%	0.0%	70.0%	3.3%	0.0%	64.9%	5.4%	0.0%	65.5%	10.3%	0.0%	82.8%	0.0%	0.0%			
警察	26	3	0	22	0	0	35	0	0	21	0	1	33	1	0	24	4	1	28	0	1			
	54.2%	6.3%	0.0%	52.4%	0.0%	0.0%	81.4%	0.0%	0.0%	70.0%	0.0%	3.3%	89.2%	2.7%	0.0%	82.8%	13.8%	3.4%	96.6%	0.0%	3.4%			
婦人相談所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	0	0	24	1	0	29	0	0			
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75.7%	0.0%	0.0%	82.8%	3.4%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%			

表C-74 児童相談所を含む関係機関の関与（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）（第10次）

区分	3歳未満			3歳以上			不明		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
いずれかの関与あり	18	58.1%	69.2%	15	100.0%	100.0%	1	33.3%	50.0%
全く関与なし	8	25.8%	30.8%	0	0.0%	0.0%	1	33.3%	50.0%
不明	5	16.1%		0	0.0%		1	33.3%	
計	31	100.0%	100.0%	15	100.0%	100.0%	3	100.0%	100.0%

## (6) 児童相談所及び関係機関の関与状況

児童相談所及び関係機関の関与状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例で、特に多くみられた事例は「関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が17例（34.7%）、「児童相談所が関わっていた事例（虐待以外の養護相談などで関わっていた事例を含む）」が15例（30.6%）であった。第1次から第10次報告までの推移でみると、継続して「児童相談所が関わっていた事例」と「関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が多い傾向がみられた。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例についても、特に多くみられた事例は「関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が14例（48.3%）、「児童相談所が関わっていた事例」が10例（34.5%）であり、第4次から第10次報告までの推移でみると、心中以外の虐待死事例と同様、継続して「児童相談所が関わっていた事例」と「関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が多い傾向がみられた。

表C-75-1 児童相談所及び関係機関の関与状況（心中以外の虐待死）

区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次	
	例数	構成割合	例数	構成割合																
児童相談所が関わっていた事例 (虐待以外の養護相談などで関わっていた事例を含む)	12	50.0%	14	29.2%	10	19.6%	12	23.1%	15	20.5%	7	10.9%	12	25.5%	7	15.6%	17	30.4%	15	30.6%
関係機関が虐待や虐待の可能性を認識していたが、児童相談所が関わっていなかった事例	3	12.5%	3	6.3%	1	2.0%	4	7.7%	6	8.2%	6	9.4%	4	8.5%	2	4.4%	2	3.6%	2	4.1%
関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例	6	25.0%	13	27.1%	23	45.2%	24	46.2%	22	30.1%	22	34.4%	16	34.0%	17	37.8%	22	39.3%	17	34.7%
関係機関と全く接点を持ちえなかった事例	3	12.5%	18	37.5%	12	23.5%	6	11.5%	13	17.8%	14	21.9%	11	23.4%	6	13.3%	11	19.6%	9	18.4%
関係機関の関与不明	0	0.0%	0	0.0%	5	9.8%	6	11.5%	17	23.3%	15	23.4%	4	8.5%	13	28.9%	4	7.1%	6	12.2%
計	24	100%	48	100%	51	100%	52	100%	73	100%	64	100%	47	100%	45	100%	56	100%	49	100%

表C-75-2 児童相談所及び関係機関の関与状況（心中による虐待死）

区分	第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次	
	例数	構成割合	例数	構成割合										
児童相談所が関わっていた事例 (虐待以外の養護相談などで関わっていた事例を含む)	8	16.7%	2	4.8%	2	4.7%	6	20.0%	5	13.5%	5	17.2%	10	34.5%
関係機関が虐待やその疑いを認識していたが、児童相談所 が関わっていなかった事例	1	2.1%	0	0.0%	1	2.3%	0	0.0%	2	5.4%	0	0.0%	3	10.3%
関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識 していなかった事例	34	70.8%	21	50.0%	21	48.8%	16	53.3%	23	62.2%	20	69.0%	14	48.3%
関係機関と全く接点を持ちえなかった事例	3	6.3%	4	9.5%	8	18.6%	3	10.0%	3	8.1%	1	3.4%	2	6.9%
関係機関の関与不明	2	4.2%	15	35.7%	11	25.6%	5	16.7%	4	10.8%	3	10.3%	0	0.0%
計	48	100%	42	100%	43	100%	30	100%	37	100%	29	100%	29	100%

## (7) 関係機関間の連携状況

関係機関間の連携状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例で、関係機関間の連携が「なし」が33例（有効割合68.8%）、「あり」が15例（同31.3%）であり、連携があった事例における連携の状況については、「まあまあ取れていた」が8例（同16.7%）と最も多く、次いで「よく取れていた」が4例（8.3%）であった。関係機関間における連携があった事例が全体の3割程度と少なかった。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、関係機関間の連携が「なし」が19例（65.5%）、「あり」が10例（34.5%）で、連携があった事例における連携の状況については、「よく取れていた」が4例（13.8%）、次いで「まあまあ取れていた」と「あまり取れていなかった」が3例（10.3%）であった。心中以外の虐待死事例と同様、関係機関間の連携があった事例が全体の3割程度と少なかった。

表C-76 関係機関間の連携状況（第10次）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死（未遂含む）			
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	
なし	33	67.3%	68.8%	19	65.5%	65.5%	
あり	15	30.6%	31.3%	10	34.5%	34.5%	
内訳	よく取れていた	4	8.2%	8.3%	4	13.8%	13.8%
	まあまあ取れていた	8	16.3%	16.7%	3	10.3%	10.3%
	あまり取れていなかった	3	6.1%	6.3%	3	10.3%	10.3%
	ほとんど取れていなかった	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
小計	48	98.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%	
不明	1	2.0%		0	0.0%		
計	49	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%	

## 8 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

### (1) 死亡事例の発生した地域における要保護児童対策地域協議会の設置状況

死亡事例の発生した地域における要保護児童対策地域協議会の設置状況について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例、心中による虐待死事例ともに、すべての地域で要保護児童対策地域協議会が設置されていた。

表 C-77 死亡事例の発生した地域における要保護児童対策地域協議会の設置状況（第 10 次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
あり	49	100.0%	29	100.0%
なし	0	0.0%	0	0.0%
計	49	100.0%	29	100.0%

### (2) 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の構成機関

死亡事例の発生した地域に設置された要保護児童対策地域協議会の構成機関について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、すべての地域で「児童相談所」が含まれており、「市町村担当課」、「福祉事務所」のほか、「児童委員」や「警察」、「教育委員会」は、9 割以上でそれぞれの要保護児童対策地域協議会の構成機関となっていた。

また、平成 24 年度に把握した心中による虐待死事例では、「保健所」と「児童委員」は 9 割以上で構成機関となっていたが、特に「児童相談所」、「警察」はすべての事例発生地での要保護児童対策地域協議会の構成機関となっていた。

表C-78 死亡事例発生地における要保護児童対策地域協議会の構成機関（複数回答）（第10次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合／49例	例数	構成割合／29例
児童相談所	49	100.0%	29	100.0%
市町村担当課	48	98.0%	26	89.7%
福祉事務所	46	93.9%	25	86.2%
児童家庭支援センター	11	22.4%	6	20.7%
保健所	37	75.5%	27	93.1%
保健センター	37	75.5%	19	65.5%
医療機関	42	85.7%	26	89.7%
保育所	44	89.8%	26	89.7%
認可外保育施設	7	14.3%	6	20.7%
幼稚園	40	81.6%	23	79.3%
小学校	44	89.8%	25	86.2%
中学校	44	89.8%	25	86.2%
高等学校	7	14.3%	1	3.4%
児童委員	47	95.9%	28	96.6%
警察	48	98.0%	29	100.0%
裁判所	7	14.3%	4	13.8%
弁護士	18	36.7%	12	41.4%
民間団体	15	30.6%	8	27.6%
教育委員会	46	93.9%	23	79.3%
児童館	7	14.3%	8	27.6%
児童養護施設などの児童福祉施設	24	49.0%	13	44.8%
社会福祉協議会	29	59.2%	15	51.7%
婦人相談所	4	8.2%	4	13.8%
配偶者暴力支援センター	4	8.2%	4	13.8%
婦人保護施設	1	2.0%	2	6.9%
その他	13	26.5%	13	44.8%

### (3) 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況

死亡事例の発生した地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「よく活用している」が 25 例 (51.0%)、「ある程度活用している」が 20 例 (40.8%) であり、「よく活用している」と「ある程度活用している」を合わせると、9 割以上の事例発生地域で要保護児童対策地域協議会が活用されていた。しかし、1 割近くで「あまり活用していない」との回答もみられた。

また、平成 24 年度に把握した心中による虐待死事例では、「よく活用している」が 15 例 (51.7%)、「ある程度活用している」が 13 例 (44.8%) であり、心中以外の虐待死事例と同様、「よく活用している」と「ある程度活用している」を合わせると、9 割以上の事例発生地で要保護児童対策地域協議会が活用されていた。

関係機関の連携状況と要保護児童対策地域協議会の活用状況について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、検証対象となった事例については、「関係機関の連携なし」であるが通常は要保護児童対策地域協議会を「よく活用している」が 19 例、「ある程度活用している」が 12 例であった。「関係機関の連携あり」で要保護児童対策地域協議会を「よく活用している」は 3 例であった。

また、平成 24 年度に把握した心中による虐待死事例では、「関係機関の連携なし」であるが要保護児童対策地域協議会を「よく活用している」が 10 例、「ある程度活用している」が 8 例であった。「関係機関の連携あり」で要保護児童対策地域協議会を「よく活用している」が 4 例であった。

関係機関の連携状況と援助方針の一致状況について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、関係機関の連携が、「よく取れていた」のうち「関係者は当時の援助方針で一致していた」が 3 例であった。関係機関の連携が「まあまあ取れていた」では、「援助方針は一致していた」が 4 例であった。また、平成 24 年度に把握した心中による虐待死事例では、「関係機関の連携あり」の 5 例のすべてにおいて「関係者は当時の援助方針で一致していた」との回答が得られている。

表C-79 死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況（第10次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
よく活用している	25	51.0%	15	51.7%
ある程度活用している	20	40.8%	13	44.8%
あまり活用していない	4	8.2%	1	3.4%
ほとんど活用していない	0	0.0%	0	0.0%
計	49	100.0%	29	100.0%

表C-80-1 要保護児童対策地域協議会の活用状況と関係機関の連携状況（心中以外）（第10次）

区分	連携なし	連携あり					不明	計
		よく取れていた	まあまあ取れていた	あまり取れていなかった	ほとんど取れていなかった	小計		
よく活用している	19	3	2	1	0	6	0	25
ある程度活用している	12	1	5	1	0	7	1	20
あまり活用していない	2	0	1	1	0	2	0	4
ほとんど活用していない	0	0	0	0	0	0	0	0
計	33					15	1	49

表C-80-2 要保護児童対策地域協議会の活用状況と関係機関の連携状況（心中）（第10次）

区分	連携なし	連携あり					不明	計
		よく取れていた	まあまあ取れていた	あまり取れていなかった	ほとんど取れていなかった	小計		
よく活用している	10	4	1	0	0	5	0	15
ある程度活用している	8	0	2	3	0	5	0	13
あまり活用していない	1	0	0	0	0	0	0	1
ほとんど活用していない	0	0	0	0	0	0	0	0
計	19					10	1	29

表C-81-1 関係機関の連携状況と援助方針の一致状況（心中以外）（第10次）

区分	関係機関同士の連携					計
	よく取れていた	まあまあ取れていた	あまり取れていなかった	ほとんど取れていなかった		
本事例について検討なし	1	3	3	0		7
本事例について検討あり	3	5	0	0		8
内訳	関係者は当時の援助方針で一致していた	3	4	0	0	
	関係者は当時の援助方針で一致していなかった	0	1	0	0	
計	4	8	3	0		15

表C-81-2 関係機関の連携状況と援助方針の一致状況（心中）（第10次）

区分	関係機関同士の連携				計
	よく取れていた	まあまあ取れていた	あまり取れていなかった	ほとんど取れていなかった	
本事例について検討なし	1	2	2	0	5
本事例について検討あり	3	1	1	0	5
内訳	関係者は当時の援助方針で一致していた	3	1	1	0
	関係者は当時の援助方針で一致していなかった	0	0	0	0
計	4	3	3	0	10

#### (4) 要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況

死亡事例発生地域の要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況については、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、検討「あり」が8例（16.3%）、「なし」が41例（83.7%）で、8割以上の事例で検討がなされていなかった。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、検討「あり」が5例（17.2%）、「なし」が24例（82.8%）で、心中以外の虐待死事例と同様、8割以上の事例で検討がなされていなかった。

いずれの事例においても、上記協議会の中で検討されている割合が少なく、これらの状況は、通告のなかった事例数が全体の7割以上を占めていたことから、行政機関が当該事例を把握していなかったことが要因として考えられる。また、通告があった場合においても、通告受理後に短期間で死亡事例が発生した場合は、協議会を活用した関係機関連携という体制によって支援するまでには至らなかったことも示唆される。

表C-82 要保護児童対策地域協議会における本事例についての検討状況（第10次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
あり	8	16.3%	5	17.2%
なし	41	83.7%	24	82.8%
計	49	100.0%	29	100.0%

## 9 子どもの死亡後の対応状況

### (1) 本事例に関する死亡情報の入手先

各事例に関する死亡情報の入手先について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「報道」が27例（55.1%）、次いで「警察」が24例（49.0%）であり、全体の半数以上が「報道」と「警察」から情報を入手していた。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例について、「報道」が22例（75.9%）、「警察」が11例（37.9%）であり、全体の半数以上が「報道」から情報を入手していた。

表C-83 本事例に関する死亡情報の入手先（複数回答）（第10次）

区分	心中以外の虐待死(49例)		心中による虐待死(未遂含む)(29例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
医療機関	16	32.7%	3	10.3%
警察	24	49.0%	11	37.9%
報道	27	55.1%	22	75.9%
家族	5	10.2%	1	3.4%
その他	11	22.4%	5	17.2%

### (2) 本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況

各事例に関する行政機関内部における検証の実施状況について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、検証を「実施した」が13例（26.5%）、「実施していない」が34例（69.4%）、調査時点「実施中」が2例（4.1%）であり、検証を実施している事例は全体の約3割程度にとどまっていた。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例については、検証を「実施した」が6例（20.7%）、「実施していない」が23例（79.3%）で、心中以外の虐待死事例と比較して、検証の実施率は低かった。

表C-84 本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況（第10次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
実施した	13	26.5%	6	20.7%
実施していない	34	69.4%	23	79.3%
実施中	2	4.1%	0	0.0%
計	49	100.0%	29	100.0%

### (3) 行政機関内部における検証組織の構成

各事例に対する行政機関内部における検証組織の構成について、平成24年度に把握した心中以外の虐待死事例では、「児童相談所と市町村と都道府県・指定都市・児童相談所設置市（本庁）」が7例（46.7%）、次いで「市町村のみ」と「市町村と都道府県・指定都市・児童相談所設置市（本庁）」がそれぞれ2例（13.3%）であった。

また、平成24年度に把握した心中による虐待死事例では、「市町村のみ」が2例（33.3%）、次いで「児童相談所のみ」、「都道府県・指定都市・児童相談所設置市（本庁）のみ」、「児童相談所と市町村」、「児童相談所と市町村と都道府県・指定都市・児童相談所設置市（本庁）」と「その他機関」がそれぞれ1例（16.7%）であった。「その他の機関」には、医療機関や幼稚園、保育園、公的な相談センターなどがみられた。

表C-85 行政機関内部における検証組織の構成（第10次）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所のみ	1	6.7%	1	16.7%
市町村のみ	2	13.3%	2	33.3%
都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)のみ	0	0.0%	1	16.7%
児童相談所と市町村	0	0.0%	1	16.7%
児童相談所と市町村と都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)	7	46.7%	0	0.0%
児童相談所と市町村とその他機関	1	6.7%	0	0.0%
児童相談所と市町村と都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)とその他機関	1	6.7%	1	16.7%
市町村と都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)	2	13.3%	0	0.0%
児童相談所と都道府県・指定都市・児童相談所設置市(本庁)	1	6.7%	0	0.0%
計	15	100.0%	6	100.0%

#### (4) 第三者による本事例についての検証の実施状況

第三者による本事例についての検証の実施状況について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、検証を「実施した」が 12 例 (24.5%)、「実施していない」が 29 例 (59.2%)、調査時点「実施中」が 8 例 (16.3%) であり、検証を実施している事例が全体の 4 割を超えていた。

また、平成 24 年度に把握した心中による虐待死事例では、検証を「実施した」が 5 例 (17.2%)、「実施していない」が 22 例 (75.9%)、調査時点「実施中」が 2 例 (6.9%) であり、検証を実施している事例が全体の 2 割を超えていたが、心中以外の虐待死事例と比較すると、検証の実施率は低かった。

表 C-86 第三者による本事例についての検証の実施状況 (第 10 次)

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
実施した	12	24.5%	5	17.2%
実施していない	29	59.2%	22	75.9%
実施中	8	16.3%	2	6.9%
計	49	100.0%	29	100.0%

#### (5) 本事例において危機感を持つべきだったと思われる時期

事件発生後、各関係地方公共団体職員が各事例において危機感を持つべきだったと思われる時期について、平成 24 年度に把握した心中以外の虐待死事例では、事件発生の「半年以上」前が 18 例 (有効割合 37.5%) と最も多く、次いで「1 週間未満」と「1 週間～1 か月未満」がそれぞれ 8 例 (同 16.7%)、「1 か月～3 か月未満」と「3 か月～半年未満」がそれぞれ 7 例 (同 14.6%) であった。

また、平成 24 年度に把握した心中による虐待死事例では、事件発生の「半年以上」が 9 例 (31.0%)、次いで「1 週間未満」が 7 例 (24.1%)、「1 週間～1 か月未満」が 6 例 (20.7%) であった。

表C-87 本事例において危機感を持つべきだったと思われる時期（第10次）

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
1週間未満	8	16.3%	16.7%	7	24.1%	24.1%
1週間～1か月未満	8	16.3%	16.7%	6	20.7%	20.7%
1か月～3か月未満	7	14.3%	14.6%	3	10.3%	10.3%
3か月～半年未満	7	14.3%	14.6%	4	13.8%	13.8%
半年以上	18	36.7%	37.5%	9	31.0%	31.0%
小計	48	98.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%
不明・未記入	1	2.0%		0	0.0%	
計	49	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%

## V 地方公共団体における検証等に関する調査結果

国及び地方公共団体は、重大な子ども虐待事例についての調査研究及び検証を行うことが責務とされており、地方公共団体が行う検証については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成 20 年 3 月 14 日付雇児総発第 0314002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により詳細を示している。

今回、平成 25 年 9 月 1 日現在の「地方公共団体における検証組織の設置状況」、「地方公共団体が行う検証の実施状況」及び「国の検証報告の活用状況」について調査した結果は以下のとおりである。（調査対象：地方公共団体数 69 か所）

### 1 地方公共団体における検証組織の設置状況

#### (1) 検証組織の設置状況

地方公共団体における検証組織の設置状況については、検証組織を設置している地方公共団体が 69 か所（100.0%）であり、すべての地方公共団体に検証組織が設置された。そのうち、設置されている検証組織が常設である地方公共団体は 48 か所、事例ごとに随時設置される地方公共団体は 21 か所であった。（表 d-1-1）

表 d-1-1 検証組織の設置状況

区分		地方公共団体数	設置／未設置率
設置		69	100.0%
内訳	常設	48	
	事例毎に随時設置	21	
未設置		0	0.0%
内訳	今年度内に設置予定	0	
	次年度に設置予定	0	
	時期未定だが設置予定	0	
	設置予定なし	0	
合計		69	100%

#### (2) 検証組織の設置形態

検証組織の設置形態については、児童福祉審議会の下部組織として設置している地方公共団体が 23 か所（33.3%）、地方社会福祉審議会の下部組織として設置している地方公共団体が 35 か所（50.7%）、単独設置をしている地方公共団体が 7 か所（10.1%）であった。（表 d-1-2）

表 d-1-2 検証組織の設置形態

区分	地方公共団体数	構成割合
児童福祉審議会の下部組織として設置	23	33.3%
地方社会福祉審議会の下部組織として設置	35	50.7%
単独設置	7	10.1%
その他	4	5.8%
合計	69	100.0%

### (3) 検証組織の設置要綱の有無

検証組織の設置要綱がある地方公共団体は、地方公共団体 69 か所中、58 か所 (84.1%) であり、昨年と比較して 3 か所増加していた。  
(表 d-1-3)

表 d-1-3 検証組織の設置要綱の有無

設置要綱等の有無	地方公共団体数	構成割合
あり	58	84.1%
なし	11	15.9%
合計	69	100%

### (4) 検証対象の範囲

検証対象の範囲について、検証組織が検証する対象の範囲を定めている地方公共団体は 31 か所 (44.9%) であり、昨年と比較して 2 か所増加していた。(表 d-1-4)

また、検証組織が定めている検証対象の範囲については、「通知に示された『検証対象の範囲』を対象としている」が 13 か所 (41.9%)、「その他の範囲を定めている」18 か所 (58.1%) であり、内訳をみると、「関係機関の関与があった状況により判断」としている地方公共団体が 8 か所 (25.8%) と最も多かった。(表 d-1-5)

表 d-1-4 検証対象の範囲の定め

検証対象の範囲の定め	地方公共団体数	構成割合
定めている	31	44.9%
定めていない	38	55.1%
合計	69	100%

表 d-1-5 検証対象の範囲の内容<sup>注5)</sup> <sup>注6)</sup>

区分	地方公共団体数	構成割合
通知に示された「検証対象の範囲」を対象としている <sup>注6)</sup>	13	41.9%
その他の範囲を定めている	18	58.1%
内訳		
①死亡事例のみを対象	2	6.5%
②重大事例(死亡事例を含む。)を対象	6	19.4%
①又は②のうち、関係機関の関与の状況により判断	8	25.8%
その他	2	6.5%
計	31	100.0%

## (5) 検証組織の構成員

調査時点、有識者等を検証組織の構成員に委嘱をしている地方公共団体 58 か所における各検証組織の構成員の数は、「5人」が 22 か所(37.9%)と最も多く、次いで「6人」が 14 か所(24.1%)で多かった。なお、構成員の人数の平均は 6.6 人であった。(表 d-1-6)

検証組織の構成員の職種、所属等について、「医師<sup>注7)</sup>」はすべての地方公共団体で委嘱されており、「大学等の教育研究機関の教員・研究者<sup>注8)</sup>」、「弁護士」が 9 割以上の地方公共団体で委嘱されていた。次いで「児童福祉施設関係(協議会等を含む。)(55.2%)」、「民生委員・児童委員(同上)」(34.5%)となっていた。「その他」については、臨床心理士や児童相談所OB等が含まれていた。(表 d-1-7)

また、委嘱されている「医師」の専門については、「小児科医」が 41 か所(70.7%)と最も多く、次いで「精神科医」が 20 か所(34.5%)、「児

注5) 自治体に対して聴取した回答結果に基づき分類。

注6) 通知「『地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について』の一部改正について」(平成 23 年 7 月 27 日付雇児総発 0727 代 7 号)中の第 1 の「5 検証対象の範囲」に示された「検証の対象は、虐待による死亡事例(心中を含む。))全てを検証の対象とすることが望ましい。また、死亡に至らない事例であっても検証が必要と認められる事例については、併せて対象とする。」

注7) 大学等の研究教育機関の医師を含み、保健・公衆衛生の医師を除く。

注8) 医師、保健・公衆衛生関係の教員、研究者を除く。

童精神科医」が18か所(31.0%)であった。(表d-1-8)

一方、「大学の教育研究機関の教員・研究者」の専門については、「児童福祉分野」が26か所(48.1%)と最も多く、次いで「心理部門(児童心理、臨床心理を含む)」が25か所(46.3%)、「社会福祉分野」18か所(33.3%)であった。(表d-1-9)

表d-1-6 検証組織の構成員の人数

人数	地方公共団体数	構成割合
4人	1	1.7%
5人	22	37.9%
6人	14	24.1%
7人	10	17.2%
8人	4	6.9%
9人	1	1.7%
10人以上	6	10.3%
その他	0	0.0%
合計	58	100.0%

表d-1-7 検証組織の構成員の職種・所属等(複数回答)

職種、所属等(OB等を含む)	地方公共団体数	構成割合
大学等の教育研究機関の教員・研究者 <sup>注8)</sup>	54	93.1%
医師 <sup>注7)</sup>	58	100.0%
弁護士	57	98.3%
児童福祉施設関係(協議会等を含む。)	32	55.2%
民生委員・児童委員(協議会等を含む。)	20	34.5%
保健・公衆衛生関係	9	15.5%
児童相談所関係	3	5.2%
保育所関係(保育協議会等を含む。)	10	17.2%
社会福祉協議会	2	3.4%
小学校・中学校の校長会	7	12.1%
家庭裁判所関係(調査官等)	3	5.2%
里親会	6	10.3%
警察	4	6.9%
母子寡婦福祉連合会	3	5.2%
その他	18	31.0%

表 d-1-8 「医師<sup>注7)</sup>」の専門（複数回答）

医師の専門	地方公共団体数	構成割合
小児科医	41	70.7%
児童精神科医	18	31.0%
産婦人科医	1	1.7%
精神科医	20	34.5%
法医学(監察医、解剖医含む)	1	1.7%
保健・公衆衛生関係	2	3.4%
その他	1	1.7%

表 d-1-9 「大学等の教育研究機関の教員・研究者<sup>注8)</sup>」の専門（複数回答）

大学等の教育研究機関の教員等の専門	地方公共団体数	構成割合
児童福祉分野	26	48.1%
社会福祉分野	18	33.3%
心理部門(児童心理、臨床心理を含む)	25	46.3%
教育部門	8	14.8%
保育部門	4	7.4%
看護・保健分野	8	14.8%
その他	3	5.6%

## 2 地方公共団体が行う検証の実施状況

### (1) 平成 23 年度に地方公共団体が把握した児童虐待による死亡事例

平成 23 年度に児童虐待による死亡事例を把握した地方公共団体は 39 か所 (56.5%) であり、そのうち、「5 例以上」の死亡事例を把握した地方公共団体は 3 か所 (7.7%) であり、「1 例」のみの把握となった地方公共団体は 19 か所 (48.7%) であった。把握した事例数が最も多かった地方公共団体では 11 事例を把握していた。(表 d-2-1、表 d-2-2)

表 d-2-1 平成 23 年度の児童虐待による死亡事例の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
事例があった	39	56.5%
事例はない	30	43.5%
合計	69	100.0%

表 d-2-2 地方公共団体あたりの事例数

区分	地方公共団体数	構成割合
1例	19	48.7%
2例	8	20.5%
3例	6	15.4%
4例	3	7.7%
5例以上	3	7.7%
合計	39	100.0%

## (2) 地方公共団体による検証の実施状況

平成23年度に把握した児童虐待による死亡事例の検証の実施状況について、「検証していない」事例がある地方公共団体は17か所(43.6%)であり、次いで「複数事例のうち一部検証した」事例がある地方公共団体は11か所(28.2%)、「検証した」事例がある地方公共団体は9か所(23.1%)、調査時点「検証中」の事例がある地方公共団体は2か所(5.1%)であった。(表d-2-3)

「検証していない」理由としては、「行政機関が関わった事例ではないため」が25か所(78.1%)と全体の約8割を占めており、「その他」の中には、「警察において捜査中であるため」や「市町村にて内部検証が行われたため」などがあつた。(表d-2-4)

また、心中以外の虐待死の事例のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市町村(児童福祉担当部署)の関与事例」は2事例であり、一方、「心中による虐待死(未遂含む)」のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市町村(児童福祉担当部署)の関与事例」は4事例であった。(表d-2-5)

表 d-2-3 地方公共団体による検証状況

区分	地方公共団体数	構成割合
検証していない	17	43.6%
複数事例のうち一部検証した	11	28.2%
検証した	9	23.1%
検証中である	2	5.1%
合計	39	100.0%

表 d-2-4 検証していない理由（複数回答）

区分	地方公共団体数	構成割合
行政機関が関わった事例ではないため	25	78.1%
裁判中のため	0	0.0%
その他	7	21.9%
合計	32	100.0%

表 d-2-5 地方公共団体による検証状況と児童相談所等の関与状況

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂含む)	計
検証していない事例	30	22	52
うち、児童相談所又は市町村(児童福祉担当部署)の関与事例	2	4	6
検証した事例	24	6	30
うち、児童相談所又は市町村(児童福祉担当部署)の関与事例	18	4	22
検証中の事例	2	2	4
うち、児童相談所又は市町村(児童福祉担当部署)の関与事例	1	0	1
計	56	30	86

### (3) 地方公共団体における検証報告書数

平成23年度に把握した児童虐待による死亡事例について、20か所の地方公共団体が検証を行い、作成した検証報告書数は計30報告であった。第9次報告における15地方公共団体、18報告書と比較すると、地方公共団体数、報告書数ともに増加している。(表d-2-6)

表 d-2-6 地方公共団体による検証報告書数

地方公共団体の 検証報告書数	地方公共団体数	計
1	11	11
2	8	16
3	1	3
4	0	0
5	0	0
合計	20	30

#### (4) 地方公共団体による検証にかかった期間

平成 23 年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証にかかった期間は、「5 か月」が 6 か所（20.0%）と最も多く、最短では 1 か月、最長では 35 か月であり、平均では 7.9 か月であった。第 9 次報告の平均 9.3 か月と比較すると、検証にかかった平均期間は短くなっていた。（表 d-2-7）

表 d-2-7 検証にかかった期間

区分	地方公共団体数	構成割合
3か月未満	3	10.0%
3か月	3	10.0%
4か月	4	13.3%
5か月	6	20.0%
6か月	1	3.3%
7か月	2	6.7%
8か月	1	3.3%
9か月	2	6.7%
10か月	3	10.0%
11か月	1	3.3%
12か月以上	4	13.3%
合計	30	100.0%

#### (5) 地方公共団体による検証における支障の有無

平成 23 年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証において、検証における支障は「ない」とした地方公共団体は 19 か所（63.3%）であり、支障が「あり」と回答した地方公共団体は 11 か所（36.7%）であった。

また、支障が「あり」としたその内容は、「関係機関の関与がなく情報がない」が 7 か所（63.6%）と最も多く、次いで「警察から情報が得られない」と「その他」がそれぞれ 2 か所（18.2%）などがあつた。「その他」としては、「虐待者が勾留中のため聴取できない」や「虐待者が死亡している」との回答があつた。（表 d-2-8）

表 d-2-8 検証における支障の有無

区分	地方公共団体数	構成割合	
ない	19	63.3%	
あり	11	36.7%	
内訳 (複数回答)	医療機関から情報が得られない	0	0.0%
	警察から情報が得られない	2	18.2%
	家庭裁判所から情報が得られない	0	0.0%
	保育所・幼稚園から情報が得られない	0	0.0%
	学校から情報が得られない	0	0.0%
	時間が経っており関係資料がない	1	9.1%
	関係機関の関与がなく情報がない	7	63.6%
	支障はない	0	0.0%
	その他	2	18.2%

#### (6) 地方公共団体の検証報告書の周知方法

平成 23 年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体による検証報告書の周知方法は、関係部署や関係機関、要保護児童対策地域協議会といった関係者への配布のほか、ホームページへの掲載や記者発表など、広く一般向けに周知を行うものがあった。(表 d-2-9)

表 d-2-9 検証報告書の周知方法 (複数回答)

区分	地方公共団体数	構成割合
関係部署へ配布	28	93.3%
関係機関へ配布	26	86.7%
要保護児童対策地域協議会にて配布	12	40.0%
記者発表	18	60.0%
ホームページへ掲載	21	70.0%
広報誌へ掲載	0	0.0%
フォーラム・住民向け会議を開催	0	0.0%
その他	7	23.3%

#### (7) 地方公共団体の検証報告の提言に対する対応状況

平成 23 年度に把握した児童虐待による死亡事例における地方公共団体が行った検証においてなされた提言については、検証を行った地方公共団体のうち、「全て対応している」が 8 か所 (26.7%)、「一部対応している」19 か所 (63.3%) であり、合わせて 9 割の地方公共団体において対

応をしていた。なお、「対応していない」とした3か所の地方公共団体については、今年度、または、次年度に「対応予定」としている。

(表 d-2-10)

表 d-2-10 検証報告の提言に対する対応状況

区分	地方公共団体数	構成割合
対応していない	3	10.0%
一部対応している	19	63.3%
全て対応している	8	26.7%
合計	30	100.0%

### (8) 地方公共団体の検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

平成23年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証においてなされた提言の取組状況を公表している地方公共団体は4か所(14.8%)、「公表していない」が23か所(85.2%)であった。(表 d-2-11)

表 d-2-11 検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
公表していない	23	85.2%
公表した	4	14.8%
合計	27	100.0%

## 3 国の検証報告の活用状況

国の検証報告、第8次報告について、公表から1年を経過した後の活用状況について調査を行った。

### (1) 第8次報告の周知

第8次報告の周知状況について、都道府県・市町村の関係部署や関係機関に対する周知は9割以上の地方公共団体が行っていたが、「関係者への研修で使用」が7か所(10.1%)と研修での利用が少なかった。

(表 d-3-1)

表 d-3-1 第8次報告の周知先（複数回答）

区分	地方公共団体数	構成割合
関係部署へ配布	64	92.8%
関係機関へ配布	64	92.8%
要保護児童対策地域協議会にて配布	21	30.4%
ホームページへ掲載	1	1.4%
広報誌へ掲載	0	0.0%
関係者への研修で使用	7	10.1%
その他	7	10.1%

## (2) 第8次報告の提言を踏まえての取組状況

第8次報告の提言を踏まえての取組状況については、ほぼすべての提言について、ほとんどの地方公共団体が「取り組んだ」又は「既に対応済み」との状況であった。特に、提言「I. 通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実」についてはすべての地方公共団体で取組がなされ、また、提言「G. 児童相談所と市町村における専門性の確保」については地方公共団体 69 か所中、68 か所で取組がなされていた。

一方、未だ「取り組んでいない」と回答した地方公共団体が多かった提言「O. 地方公共団体が行う転居事例等の検証における地方公共団体間の協力」については、「既に対応済み」のほか、そもそも「該当事例がなかった」などの回答が多くみられたが、中には「該当事例はあったが、関係機関が遠方にあり、検証の協力は難しかった」との回答もあった。また、提言「J. 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施」についても、提言Oと同様、「既に対応済み」のほか、そもそも「該当事例がなかった」などの回答が大半を占めたが、取り組んでいない理由の一つとして、個人情報保護の観点から民間団体・機関等からの協力が得られないという事例があり、居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の実施が難しいとの回答がみられた。

表 d-3-2 第8次報告の提言に対する取組

区分	取り組んだ		取り組んでいない					
	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)			
					既に対応済み	予算がない	組織の合意が得られない	その他
A. 望まない妊娠について相談できる体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知、各機関の連携の強化	42	60.9%	27	39.1%	25	0	0	2
B. 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実	39	56.5%	30	43.5%	27	1	1	3
C. 児童虐待や母子保健、精神保健など幅広い知識・技術を基に養育支援を必要とする家庭を把握し、必要に応じ、児童福祉担当部署等の関係部署につなぎ、連携して支援する体制整備	39	56.5%	30	43.5%	27	1	0	2
D. 乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応	33	47.8%	36	52.2%	34	0	0	2
E. 近い将来に親になりうる10~20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発	37	53.6%	32	46.4%	25	2	0	7
F. 児童相談所と市町村における体制整備	42	60.9%	27	39.1%	25	1	0	2
G. 児童相談所と市町村における専門性の確保	39	56.5%	30	43.5%	29	1	0	0
H. 民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用	41	59.4%	28	40.6%	25	1	0	3
I. 通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実	45	65.2%	24	34.8%	24	0	0	0
J. 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施	28	40.6%	41	59.4%	30	1	0	10
K. 地域の実情に合わせた市町村と児童相談所との役割分担と連携・協働の強化	31	44.9%	38	55.1%	35	1	0	5
L. 要保護児童対策地域協議会の活用のための調整機関の機能強化	41	59.4%	28	40.6%	25	1	0	3
M. 養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎ	28	40.6%	41	59.4%	36	1	0	6
N. 要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との積極的な連携・協働	39	56.5%	30	43.5%	28	1	1	1
O. 地方公共団体が行う転居事例等の検証における地方公共団体間の協力	15	21.7%	54	78.3%	19	0	2	34

## VI 課題と提言

### 1 地方公共団体への提言

#### (1) 虐待の発生及び深刻化の予防

##### ① 養育支援に関する妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の充実

###### ア 望まない妊娠に係る相談体制の充実、相談窓口の周知

虐待による死亡事例において、0日・0か月児事例が0歳児の死亡事例の約半数を占めている。その背景には、若年妊娠や望まない妊娠など、妊婦が1人で悩みを抱えながら出産に至る事例が数多く含まれている。また、妊娠の事実を親族や他人に知られたくない者も少なからずいたり、妊婦自身が子ども時代に虐待を受けるなどして人に対する基本的信頼感を持てずに、他者へ相談することに極めて強い抵抗感を持つ者もいるなど、妊婦自身が内包する難しい問題もある。

これらを踏まえると、まず、このような妊婦と行政を含めた支援者が接点を持つことが重要であり、その上で、支援者が虐待も含めた今後起こりうるリスクを認識（予測）し、関係者間で情報を共有しながら、必要な支援に結びつけていかなければならない。

そのためには、妊婦自身が相談窓口の存在について、容易に知ることができ、かつ相談しやすい窓口とするよう周知方法を工夫したり、相談に対して、ワンストップで対応ができるような体制を整備することが重要である。さらに、実際の相談に際しては、妊婦の心情に十分留意し、信頼関係の構築に向けた慎重かつきめ細かな対応を図る必要がある。

妊娠・出産・子育て等に係る相談体制の整備については、「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（平成23年7月27日付雇児総発0727第1号、雇児福発0727第1号、雇児母発0727第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長連名通知）に示されており、これらの通知を踏まえながら体制整備に努めるべきである。

なお、出産後、実父母やその親族によって子どもを養育することが困難な場合は、児童相談所が行う相談援助における選択肢の一つとして、里親や養子縁組等の制度を活用することも考えられる。また、第2種社会福祉事業として養子縁組あっせんを民間事業者等が実施しているところであるが、地方公共団体においては、「養子縁組あっせん事業の指導について」（平成26年5月1日付雇児発0501第

3号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、養子縁組あっせん事業者の事業運営の透明性の確保や支援の質の向上を図り、専ら児童の福祉の観点に立った養子縁組が行われるよう努めることが重要である。

## イ 妊婦健康診査の受診に係る啓発の強化

平成24年度に把握した0日・0か月児事例における実母の妊娠期の問題については、「母子健康手帳の未発行」と「妊婦健康診査の未受診」がそれぞれ11人中10人(90.0%)であった。妊娠初期から分娩に至るまでに14回程度の受診が望ましいとされる妊婦健康診査は、妊婦や胎児の健康管理のためには不可欠であり、さらに、妊婦がさまざまな支援とつながる端緒としても重要な機会と捉えることができる。

また、これまでの検証結果からは、医療機関等における適切な妊娠・出産の管理や、他の支援機関につなぐことができているならば、子どもの命が救われていたと思われる虐待死事例が含まれている。

このため、地方公共団体においては、妊婦健康診査を受診することの意義について、様々な機会を通じて広報啓発することが重要である。また、平成25年度から妊婦健康診査にかかる費用(14回分)は地方財政措置が講じられていることを踏まえて、経済的な理由を背景にした未受診を防ぐために、妊婦健康診査の公費助成制度等に関しても、広く情報提供していくことが必要である。

## ウ 妊娠期からの保健、医療、福祉分野の役割におけるそれぞれの確実な対応と連携の強化

市町村の母子保健担当部署や医療機関等が接点を持っていたにも関わらず、虐待のリスクや支援の必要性を把握することができず、その結果、関係機関の連携による支援が行われずに、虐待による死亡事例が少なからず発生している。

市町村の母子保健担当部署は、母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などの妊産婦や乳幼児を対象とした事業を数多く行っており、保健師等は、これらの機会を通じて、妊産婦や乳幼児に直接会い、健康面、生活面、養育環境など実際の生活の場を通じた様々な情報を得ることができ、虐待対応担当部署や児童相談所とは異なる角度から、情報を把握することが可能である。

また、産科医療機関や、精神疾患のある妊婦に関わる精神科医療機関などは、養育支援が必要な家庭を早期に把握する機会が多い。

他方、児童福祉担当部署は、児童手当、助産制度、保育所の入所など、各種制度や手続きの申請窓口のため、児童福祉に関する多くの情報が集積する。

このため、児童虐待の発生予防、早期発見、早期の適切な支援を行うためには、保健、医療、福祉分野におけるそれぞれの機関が、虐待リスクを把握しうるということを認識し、虐待リスクを認識もしくは虐待の疑いを持った時には、速やかに虐待対応担当部署へ情報提供する必要がある。特に、要保護児童を養育している妊婦や経済的困窮を抱える妊婦等の支援が必要な妊婦（特定妊婦）や、乳幼児健康診査未受診等の養育支援が必要な児童（要支援児童）に対し、必要な支援を行えるように、要保護児童対策地域協議会の活用を含めて、より一層の連携強化が重要である。

なお、医療機関との連携体制の整備については、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付雇児総発0727第4号、雇児母発0727第3号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）に示されており、引き続き、地方公共団体においては、医療機関から円滑な情報提供が行われるよう、市町村における情報の受理窓口を医療機関等の関係機関に周知するとともに、医療機関からの情報を積極的に活用し、的確な支援ができるよう体制の整備を図るべきである。

また、児童虐待防止における医療機関との連携強化において留意すべき事項については、「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成24年11月30日付雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）に示されているので、あわせて参照されたい。

## ② 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化

本報告における特集Ⅱでも示したように、虐待死事例の中には、加害者となった養育者に精神疾患のある事例が例年一定数含まれている。これらの事例においては、養育者自身の病状の安定はもとより、パートナーや親族等の協力、また、各種サービスを利用しながら、子どもへの養育が安定的に行われることが重要である。このためには、産科医療機関、精神科医療機関と母子保健担当部署や虐待対応担当部署、精神保健福祉

担当部署等、保健・医療・福祉分野の多職種が連携した上で、妊娠期からの切れ目のない支援を行う必要がある。

適切な支援を行うためには、地方公共団体が養育者の病状等について主治医から客観的な情報を得るとともに、主治医に対して家庭における実際の養育状況等を地方公共団体側から伝える等、双方向で情報共有しながら対応することが重要である。この情報共有にあたっては、個人情報保護の観点から要保護児童対策地域協議会の場を有効に活用することが望ましい。

### ③ 虐待の発生予防のための広報・啓発

#### ア 虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等に関する広報・情報提供の着実な実施

市町村では多くの子育て支援施策を行っているが、これらは養育者の育児負担感や孤立感を軽減させるなど、虐待の発生予防に結びついている。一方、虐待に至った養育者の中には、地域社会との接触が乏しいことも多く、子育て支援サービス等に関する必要な情報が届いていない場合もあると考えられる。

このため、今後も地域の実情や利用者のニーズに応じた多様な子育て支援策をさらに充実させ、量的な整備を進めると同時に、サービスや相談の場を必要としている養育者に対して、適時に必要な情報を確実に届けられるような仕組みを検討することが重要である。

特に、市町村の母子保健担当部署においては、妊娠届の受理や母子健康手帳の交付時、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査等、原則として全ての親子に接触できるこれらの機会を有効に活用し、虐待の発生予防につながるよう、身近な地域で親子が交流できる場や育児相談の場等、子育て支援サービス等に関する広報や情報提供を行う必要がある。

#### イ 児童虐待に係る通告義務・通告先・相談窓口等に関する広報及び啓発のより一層の強化

虐待の早期発見のためには、子どもへの虐待を見逃さない、許さないという地域社会の意識を醸成し、広く通告が行われることが望ましい。

したがって、地方公共団体においては、引き続き広く一般住民に対して、通告義務・通告先・相談窓口について周知することが必要である。

周知を行う際には、虐待を受けた児童のみならず、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合でも通告しなければならないこと、通告者の秘密は守られること、通告は子どもを守るだけでなく、子どもを虐待

している養育者を助けることにもつながるという視点も含めて、周知していくことが重要である。

また、このような児童虐待に係る広報及び啓発については、民間団体や教育機関などと協働することで、さらなる強化が図られることから、積極的な協力要請を行うことも必要となる。

## **(2) 虐待の早期発見・早期の適切な対応と支援の充実**

### **① 乳幼児健康診査及び就学時の健康診断未受診等の家庭の把握と対応**

市町村は、過去に発生した虐待死事例を踏まえて、合理的な理由がなく乳幼児健康診査や就学時の健康診断を子どもに受けさせていない家庭は、虐待のリスクが高い場合もあり得ることを認識し、当該家庭に関する情報収集や支援に努めなければならない。

このため、市町村の母子保健担当部署や学校及び教育委員会は、電話、文書、家庭訪問等、様々な勧奨方法を通じて各健診の受診に結びつけるとともに、勧奨に応じず家庭訪問等でも子どもに会えない場合には、市町村の虐待対応担当部署に情報提供をする必要がある。

情報提供を受けた虐待対応担当部署は、児童相談所などを始めとする他の関係部署に対して、当該家庭に関する情報収集を行うことにより実態を把握するとともに、支援の必要性をアセスメントした上で、それぞれの状況に応じた適切な対応に結びつける必要がある。

### **② 居住実態が把握できない児童・家庭に対する要保護児童対策地域協議会を活用したフォロー体制の整備**

居住実態が把握できない児童や家庭への対応については、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成 25 年 6 月 11 日付雇児総発 0611 第 1 号、雇児母発 0611 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）に示されているところである。

地方公共団体は、家庭の居住実態が把握できず、子どもの安否確認がとれないままに、最悪の結果につながった事例があることを重く受け止め、「子どもの存在が確認できないという状況」は、「虐待のリスクが高い可能性を含む」という認識をあらためて持つことが肝要となる。したがって、単独の機関が有する情報のみで虐待リスクを判断するのではなく、要保護児童対策地域協議会などを活用しながら、関係機関による情報共有を図り、所在の確認や子どもの安全確認に努めなければならない。

なお、この際の情報共有にあたり、同協議会は、同協議会に属しない関係機関等に対して、児童福祉法第 25 条の 3 に基づいて情報提供を求めることが可能であることに留意されたい。

加えて、地方公共団体において所在確認に努めてもなお、実態把握が難しい場合には、児童相談所に対応を求め、引き続き情報収集に努めるとともに、得られた情報を総合的に判断した上で、必要に応じて警察に相談するなど、さらに一歩踏み込んだ対応も必要と考える。

### (3) 職員の専門性の確保と資質の向上

#### ① 市町村職員の児童虐待に対する専門的な知識や相談援助技術の向上

児童虐待防止法には、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めるべき旨が規定されていることについて、子どもや家庭に関わる関係機関の職員へ強く周知していく必要がある。

特に、市町村は、子どもと家庭に最も身近な行政機関であり、各種の所管事業を通じて、虐待の発生予防、早期発見、早期の適切な対応、さらには施設を退所した後の在宅支援などに亘る一連の役割を担っている。

そのため、これらの業務を担う市町村職員においては、虐待のリスク要因や虐待に至る養育者の背景、養育者に精神疾患が認められる場合には、このことが子どもの養育に及ぼす影響やそれに対する支援のあり方、家族全体を捉えるアセスメントの手法など、基礎的な知識の習得とともに、面接場面のロールプレイ等、実践的な内容も織り交ぜながら、相談援助技術の獲得や向上を図ることが求められる。

したがって、市町村は、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する職員の採用や、職員がこれらの資格を取得することについて推進するよう努めるとともに、職員を対象とした虐待に関する体系的な研修の機会を継続的に確保することが必要であり、市町村単独での定期的な研修の開催が困難な場合には、都道府県単位における研修会を開催するよう努めなければならない。

なお、市町村における児童家庭相談援助については、「市町村児童家庭相談援助指針について」(平成 22 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 6 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に示されているので、参照されたい。

## ② 市町村における虐待対応担当部署のコーディネート機能の強化

本報告においても、市町村の関係部署がそれぞれの所管業務を通じて、当該家庭に関する情報を把握していながらも、情報の共有がなされず虐待のリスクについて、十分に評価することができなかったという事例が含まれている。

住民にとって最も身近な行政機関である市町村は、虐待を防止する上で非常に重要な役割を担い、中でも、虐待対応担当部署においては、母子保健担当部署をはじめ、生活保護の担当課や児童手当、保育所入所などの担当課のみならず、戸籍担当課や教育委員会などとも連携を強化し、情報の収集と共有に積極的に努めるべきである。

このように、複数の関係課が持つ情報を集約・整理し、要保護児童対策地域協議会などの場を活用して援助方針を検討するためには、虐待対応担当部署におけるコーディネート機能のより一層の強化が求められる。

## ③ 児童相談所における虐待対応の専門性及び中核的機関としての役割機能の強化

児童相談所は、児童福祉法において様々な法的権限を与えられており、立ち入り調査や一時保護などの権限を有する唯一の機関として、他の機関では代替できない権限を有する機関であると同時に、必要な場合はこの権限を適切に行使する社会的使命を担っている。

したがって、職員は組織の責務を十分に理解した上で、虐待事例へ対応しなくてはならない。また、面接時に得られた情報の中から、リスクをアセスメントする能力を向上させることが一層重要となる。その上で、当該事例の抱えるリスクについて、職員個人のみで判断するのではなく、常に、児童相談所としての組織的な判断に基づき援助方針を定めなければならない。このことは、一般相談や電話相談を受けた際に、主訴の背後に虐待が存在するか否かを判断する時も同様であることから、児童相談所内部における報告や情報共有の仕組みを整えるとともに、組織としてのチェック機能を引き続き強化する必要がある。

加えて、児童相談所は市町村を技術的に支援する役割も担っているため、児童福祉や児童虐待に関するより高度な専門的知識と相談援助技術が求められる。

さらに、児童相談所単独の情報や判断のみで援助方針や子どもの処

遇を決定するのではなく、市町村をはじめとした関係機関と情報共有を行い、多角的な視点から事例の状態を捉え、丁寧に対応していくことが求められており、関係機関をつなぐコーディネート力も必要である。

#### ④ 丁寧かつ迅速な相談体制の強化に向けた児童相談所及び市町村（虐待対応担当部署、母子保健担当部署）における人員体制の充実

児童相談所における児童虐待相談受理事件の増加や、平成16年の児童福祉法改正に伴い、市町村においても虐待の通告を受理し対応することとなったため、児童相談所や市町村の虐待対応担当部署及びこれらの部署と関連が深い母子保健担当部署の業務は増加の一途にある。

また、虐待をしている養育者は、行政などとの関わりが乏しい場合も多い。このような家庭への支援においては、頻繁な接触や長期間にわたる支援が必要となることから、担当職員へ精神的負荷がかかることが想定される。

さらに、原則として複数の職員による迅速な対応が必要となるため、今後、より一層の人員確保が必要になる。

児童虐待への対応業務については、今後も人員体制の充実と高度な専門性の確保が求められることから、地方公共団体においては、地域で活動する民間団体との連携、専門職の積極的な採用や外部の専門家の活用、児童相談所と市町村職員との間における人事交流や研修の充実など、組織において専門性が確保・蓄積される体制の構築と、業務の質及び量に応じた適正な人員配置に努めることが必要である。

### (4) 虐待対応における関係機関の効果的な連携

#### ① 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の活用の徹底

##### ア 要保護児童対策地域協議会の特性を活かした関係機関における連携の強化

要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護や支援を図るため、関係機関がその子どもや保護者に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的に設置・運営されている。

現在では、全国ほぼ全ての市町村において、同協議会の設置は進んでいるが、死亡事例の中には、同協議会に要保護児童として登録されていないか、登録していても同協議会を効果的に活用でき

ていなかったりする場合も見受けられる。

虐待の背景には複合的な要因が絡んでいることも多く、単独の機関による対応には限界もあることから、同協議会を通じた関係機関の連携強化がより一層重要となる。

## イ 要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議の積極的な活用と効果的な実務者会議のあり方

個別ケース検討会議の構成員は、原則として、要保護児童対策地域協議会の構成員であることから、守秘義務が課せられている。このため、関係機関等の中で積極的な情報共有を図り、要保護児童等に対する具体的な支援の内容を検討することが必要である。

また、ケースの状況に即して関係機関がそれぞれ果たすべき役割を明確にしながら、各機関が主体的に支援に取り組めるようにしなければならない。そのためにも、地方公共団体においては、個別ケース検討会議を積極的に活用していくことが重要である。

個別ケース検討会議では、個々のケースの進行管理に責任を持つ「主担当機関」をケース毎に明確にし、その主担当機関に情報が集約されるようにする必要がある。その上で、それぞれの機関の関わりによって把握された親子の状況や各機関が行っている支援の状況が報告され、かつすり合わされるとともに、当該親子についての再アセスメントが行われ、今必要とする支援について、特に危機介入の要否・その具体的な内容、そのための役割分担等を明らかにし、関係機関の間で共有し、実際の支援を行う必要がある。

また、同会議は、関係機関からの情報をもとに、状況に応じて臨機応変に開催されなければならない。特に、親子と直接関わりのある機関等が何らかの危惧や変化を把握し、会議の開催を要請した場合、あるいは親子の状況が把握できないといった事態が生じて開催の必要性が認められた場合には、速やかに開催できるようにしておくことが必要である。

さらに、具体的な支援を行うにあたっては、「主担当機関」にのみ対応を委ねるのではなく、「主担当機関」以外の機関も支援について積極的に意見を述べるのが当然であり、「主担当機関」は、他の機関の意見を考慮した上で適切に判断することが必要である。

また、市町村によっては、要保護児童対策地域協議会の実務者会議において進行管理をする事例数が年々増加し、個々の事例について十分な検討を行うことができない状況にあることも明らかになってい

る。このため、適切な事例数を丁寧に検討できるように、同会議を市町村の規模に応じて、一定の区域毎に設置することや、あるいは同会議とは別に対象事例の進行管理のみを行う部会（例えば、児童相談所と市町村の児童福祉主管部署の担当者を必須メンバーとし、必要により、これに母子保健や教育委員会の担当者を加える）を設けた上で、十分な時間をとり、同会議と交互に開催することなどの工夫が求められる。

いずれの場合でも、個々の事例の内容が十分に把握されないままに対象事例のランク付けだけがなされて、実質的な内容の伴わない「見守り」を方針とし、これに断片的な情報が追加されるに過ぎないということでは、会議開催の意義そのものが失われる。また、この会議によって行われる支援状況の進行管理は、それぞれの機関が自ら行う支援の進行管理と、当該事例に関わる複数の機関（支援チーム）が主担当機関（マネージャー）を責任者として行う進行管理があって初めて、その機能を発揮するものであることを留意しなければならない。さらに、実務者会議の中で、個別ケース検討会議の開催について、その必要性を検討することも求められる。

#### ウ 要保護児童対策地域協議会における入所措置解除時の支援体制整備

第9次報告に引き続き、今回も入所措置解除時に養育者や養育環境などについて、十分なアセスメントがなされぬまま家庭復帰した後、虐待が発生した事例がみられている。

入所措置解除の決定に際しては、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議を必ず開催し、児童相談所をはじめ、市町村の虐待対応担当部署や母子保健担当部署、子どもが入所している施設、医療機関や学校及び保育所等、支援に携わる複数の機関の役割と対応方法などについて明確にしながら、相互の連携強化に努め、適切な支援を継続できる体制を整備することが必要である。

#### ② 児童相談所と市町村における専門性を活かした役割分担と連携・協働の徹底

市町村は、養育者が相談や援助に応じない、あるいは支援を継続しても改善が見られない場合、また虐待の確証が得られず、より専門的な調査やアセスメントを要する場合、さらには子どもの安全のために一時保護を行うことが必要と判断される場合など、市町村のみで対応

することが困難と判断した場合は、必要に応じて児童相談所へ送致するなど、児童相談所に積極的に関与を求めることが大切である。

この際、児童相談所と市町村との間で役割と責任に関するルールを定めた上で、相互に連携、協働することが必要である。すなわち、市町村と児童相談所が共通認識のもとで、それぞれ対応すべき事例を重症度や事例の特性によって分類したり、市町村と児童相談所の間で事例を引き継ぐ場合のタイミングや方法をルールとして定めることにより、重層的な対応を実現していくことが必要である。なお、このルールは、その作成過程において、共通理解の醸成が期待できることから、児童相談所と市町村の協働によって作られることが望ましい。

加えて、児童相談所と市町村の両方で、適宜、ルールの運用や役割の見直しについても協議していくことが重要である。

### ③ 地域をまたがる転居事例に関する地方公共団体間での情報共有の徹底と支援を要する家庭への切れ目のない継続支援の実施

虐待死事例の中には、当該家庭が転居を繰り返しているうちに、当該家庭に関する情報の共有が地方公共団体間で十分になされず、適切な支援が行われないうちに死亡に至る事例が散見されている。このため、転居前後の居住地における関係機関同士の協力は、切れ目のない支援のためにも不可欠である。

市町村においては、虐待のリスクが高い家庭が転居するという情報を得た場合は、転居先の市町村に情報提供し、一方、虐待のリスクが高い家庭が転入してきた場合には、転入時点で速やかに虐待のリスクアセスメントを行う仕組みを整備することや、転居前の市町村に対して、当該家庭の背景や、どのような支援・サービスを受けていたのか等、転居するまでの家庭や子どもの状況について情報提供を求めることが重要である。その上で、転居先の市町村においては、十分なアセスメントを行うとともに、転居前の市町村での支援方針を踏まえて、継続支援の方向性を検討することが必要となる。

## (5) 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

### ① 地方公共団体による検証の確実な実施

地方公共団体における検証の実施にあたり、関係機関が関与していなかった事例については、当該家庭に関する情報が少ないために、検証が難しい場合もあるが、当該家庭が関係機関に相談することなく子どもが死亡するに至った状況を含めて、地域の保健・福祉等の体制を

検証することは非常に重要である。また、たとえ心中事例であっても、虐待による死亡であり、検証を行うべき対象である。

さらに、刑事裁判において不起訴になったことにより、虐待とは認識されず検証がなされない事例もあったが、子どもが死亡しているという事実を重く受け止め、刑事裁判において起訴されなかった事例についても検証を行うべき対象である。

## ② 検証を実施するための効果的な手法

地方公共団体において、効果的な検証を行うためには、当該地方公共団体の職員のみならず、弁護士や民間団体等、外部の専門家や機関の協力を得ることが考えられる。

この検証は、責任追及を目的とするものではないことに留意しつつ、今後、類似の事例の発生防止に向けて、個別具体的なケースにおける問題点を詳らかにするものでなければならない。また、福祉や保健、医療、司法の観点から養育者が虐待に至った背景や、その複合的な要因等を深く分析・検証し、さらに再発防止のための方針まで明らかにしていくものである。そのため、検証にあたっては可能な限り、実際に事例に関与した複数の機関（関係者等）から、当時の状況を直接聴取することが望ましい。加えて、積極的に裁判を傍聴する等して、検証に必要な新たな情報を得ることも重要である。

## ③ 地域をまたがる転居事例における検証の地方公共団体間における協力

転居を繰り返し、複数の地域の児童相談所や市町村が関与していた事例では、死亡に至る全ての期間における発生原因の解明や予防策について検証するためにも、死亡時の居住地であった地方公共団体のみが行うのではなく、転居前後の地方公共団体間で協力し合い、検証を行う必要がある。したがって、各地方公共団体は、他の地方公共団体が検証を実施する場合にも、個人情報の取扱いに十分留意した上で、積極的に情報提供を行うことが求められる。

## ④ 検証報告の積極的な活用による虐待死事例の再発防止

第8次報告の周知状況について、都道府県・市町村の関係機関や関係者に対する周知は、前年と同様9割以上の地方公共団体が行っていたが、「関係者への研修で使用」は約1割に留まっていた。

これまでに同様の事例が繰り返し発生している状況を踏まえると、各

地方公共団体において検証報告が十分に活用されていないことも、その一因として考えられる。虐待により命を落とすということは、あってはならないことであり、死亡事例を通じて得られる学びを大切にし、虐待を防ぐためには何が必要なのか、どのような支援が必要であったのかということを、あらためて、検証しなければならない。

そのためには、地方公共団体及び国の検証報告を研修などの場で活用しながら、現場で虐待の対応をしている児童相談所及び市町村の職員に対して周知徹底することにより、検証結果からの学びが引き継がれることが重要である。

また、再発防止の観点からは、虐待死事例が発生していない地方公共団体においても、自らにも起こりうる問題として捉え、各地方公共団体が行った検証結果を職員研修等において積極的に活用することが肝要である。

各地方公共団体による検証報告は、子どもの虹情報研修センターのウェブサイト (<http://www.crc-japan.net/index.php>) に掲載されているため、参照されたい。

加えて、地方公共団体における検証結果を踏まえ、現在の児童虐待対策における課題と考えられる事柄については、地方公共団体と国が共有していくことも必要である。

## 2 国への提言

### (1) 虐待の発生及び深刻化の予防

#### ① 養育支援に関する妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の充実

虐待による死亡事例においては、0日・0か月児死亡事例が0歳児の死亡事例の半数を占めており、その背景には、若年出産や望まない妊娠など、周囲のサポートを必要とする事例が多く含まれている。

そのため、国は、引き続き地方公共団体に対して、女性健康支援センター事業の推進など、妊娠、出産などについて悩みを抱える者が相談しやすい相談窓口の設置や周知を促すべきである。

また、妊婦健康診査の受診勧奨に係る普及啓発を更に強化するなど、未受診者に受診を促すような取り組みを引き続き実施していく必要がある。

加えて、妊産婦や子どもの健康状態等を把握できる医療機関との連携は非常に重要である。このため、支援を必要とする妊産婦や子どもへの早期からの支援を目指した保健、医療、福祉の連携について、個人情報 の円滑な共有化が図られるよう積極的に取り組んでいる自治体の実践例を周知するなど、地方公共団体等において、保健、医療、福祉の連携が促進されるよう努めるべきである。

さらに、妊娠、出産などについて悩みを抱える者の相談を行う養子縁組あっせん事業に関して、児童相談所や民間の養子縁組あっせん事業者における支援の実態を調査し、あっせん技法や児童、実親および養親に対する支援方法等について、専門的観点から効果的な手法を検討する等、適切な事業が実施されるよう努めるべきである。

#### ② 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化

虐待死事例の中には、養育者に精神疾患のある事例が例年一定数含まれていることを踏まえ、国は、地方公共団体に対して、精神疾患のある養育者への相談支援体制の強化を促すべきである。

養育者の病状を踏まえた相談支援を行うためには、精神科医療機関との連携が重要であるが、個人情報保護の観点から、現状では必ずしも円滑な連携が図られているとはいえない。したがって、国は、地方公共団体に対して、守秘義務が課されている要保護児童対策地域協議会に精神科医療機関の積極的な参加を促すとともに、子どもの最善の利益を保障するという観点に立った上で、精神疾患のある養育者に対して適切な支

援が行われるよう、保健・医療・福祉の連携をより一層強化していくことを、あらためて周知することが必要である。

### ③ 虐待の発生予防のための広報・啓発

虐待を防ぐためには、発生予防が不可欠であることを踏まえ、国は、引き続き地方公共団体に対して、虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等の充実強化やその周知を促進するよう働きかける必要がある。

また、児童虐待に係る通告義務・通告先・相談窓口等に関して、あらゆる機会を通じて広報・啓発を充実させていくべきである。

なお、虐待発生のリスクが高い家庭への支援はもとより、子どもの健やかな育ちを支援することは、虐待の発生予防にも資するという観点からも、国においては切れ目のない子育て支援施策をより一層充実・強化させるとともに、広く一般に対して広報・周知していく必要がある。

## (2) 虐待の早期発見・早期対応と支援の充実

### ① 虐待発生のリスクが高い家庭の早期発見・早期対応

市町村の母子保健担当部署や教育委員会において、特別な理由がなく乳幼児健康診査や就学時の健康診断を受けさせていない家庭、あるいは子どもが未就学の家庭などを把握した場合、虐待のリスクが高い可能性があり得ることを認識し、危機意識を持ちながら迅速に当該家庭の実態把握に努めなければならないということを、国は、引き続き地方公共団体に対して周知徹底すべきである。

### ② 居住実態が把握できない児童・家庭に対するフォロー体制の整備

これまでの検証報告でも指摘してきたが、家庭の居住実態が把握できず、子どもの安否確認がとれない事例の中には、子どもが死亡するという極めて深刻な結果につながった事例が複数認められている。

また、住民票を異動せず他の都道府県・市町村へ転居した家庭については、転居の事実を把握すること自体が難しいことや、地方公共団体間における情報共有に困難を伴う場合があるため、支援が途切れたり、遅れたりしがちである。

したがって、国は、このような地方公共団体間の取り組みだけでは限界があることを踏まえ、居住実態が把握できない児童や家庭に対して、地方公共団体における円滑な実態把握と適切な支援が可能となるよう、都道府県を超えて情報共有ができる統一的なルールづくりを行うべき

である。

### (3) 職員の専門性の確保と資質・能力の向上

児童虐待への対応には、高度な専門性が求められることから、国は、引き続き地方公共団体に対して、児童相談所や市町村における専門職の積極的な採用や外部の専門家の活用、効果的な研修の充実など、専門性が確保、蓄積される仕組みの整備と体制強化の取組を促すべきである。

なお、「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長主宰）における報告書（平成18年4月28日）では、「現場においては、児童福祉司に必要な専門性を確保するためには、5年から10年程度の経験が必要であり、さらに、指導的立場に立てる職員を育成するためには、より多くの経験が必要との声も多くある。」と述べられており、国は、地方公共団体に対して、このような知見を広く周知すべきである。

### (4) 虐待対応における関係機関の効果的な連携

#### ① 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の活用 の徹底と調整機関の機能強化

平成16年の児童福祉法改正に伴い、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置が法定化されてから10年が経過し、全国ほぼ全ての市町村に同協議会が設置されているところである。

しかし、各市町村においては、同協議会で取り扱う事例が増加し、個々の事例について、十分な検討を行うことが困難な状況になっている場合や同協議会自体が形式化している場合もみられる等の点が、新たな課題として指摘されている。

このため、国は、同協議会をより実行性のある仕組みとなるよう、先進的な取り組みを行っている市町村の好事例や、例えばケースの重症度による細分化や開催地域の細分化等の効果的な運用方法について示し、その活用を促進し、運用上の工夫が図られるよう、地方公共団体に対して周知すべきである。

また、同協議会の調整機関には必ずしも児童福祉等に関する専門職が配置されていないことから、引き続き専門職等の配置を促すとともに、調整機能をさらに強化するためには、外部有識者によるスーパーバイザーの配置等についても、市町村の取り組みを促すべきである。

## ② 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関と各関係機関における連携体制の強化

児童虐待の対応にあたっては、保育所・学校等の関係機関と市町村の虐待対応担当部署との連携が不可欠である。このため、国は、市町村に対して、虐待の発生予防や早期発見、迅速な通告等が行われるように、同協議会調整機関の職員が、各関係機関へアウトリーチによる相談対応を行う等の取り組みについて、積極的に促すべきである。このことにより、同協議会の調整機関と保育所・学校等の各関係機関との協働が促進され、虐待防止に対する意識を高めることができる。

## (5) 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

### ① 地方公共団体による検証の確実な実施に向けた方策の検討

現在の児童福祉法には、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図ることを目的とした個人情報の共有を定める規定はあるが、死亡事例の検証を目的とした個人情報の共有を定める規定がないことから、検証を行うにあたって必要な情報を十分に得られない場合がある。

十分な検証を実施するためには、要保護児童等の保護を目的とした個人情報の共有と同程度の情報が必要であり、国は、検証を目的とした照会に対しても、個人情報の取扱いに十分留意した上で関係機関や他の地方自治体が協力するよう促すとともに、死亡事例に関する検証のための情報の収集が可能となるよう、具体的な方策を検討するべきである。

さらに、検証の方法については、「『地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について』の一部改正について」（平成23年7月27日付雇児総発0727第7号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）が発出されているところであるが、これまでの国や地方公共団体による検証結果を踏まえ、地方公共団体が効果的な検証を確実に行えるよう、より具体的な検証方法等について、あらためて周知徹底を図る必要がある。

### ② 検証報告書の積極的な活用に向けた検討と周知

過去の検証において明らかになったポイントを活かし、類似の事例の再発防止を図るために、国は、検証報告書が地方公共団体の実施する研修などの場で一層活用され、現場で虐待の対応を行っている児童相談所及び市町村の職員に対して、周知徹底されるよう努めるべきで

ある。

本委員会では、虐待死事例への検証から抽出された対応上の留意点等について、再三にわたり提言を行ってきた。しかしながら、依然として対応に課題のある事例がみられていることも事実である。本委員会の検証のあり方、検証報告書の活用実態、類似の事案が繰り返し発生する要因等について、国は総合的な検証を行うべきである。

## おわりに

本委員会においては、これまで平成 15 年 7 月から平成 25 年 3 月までに確認された 791 例（940 人）の死亡事例について、10 次にわたって検証を行い、報告書として取りまとめ公表してきた。

この間には、児童虐待防止法や児童福祉法の改正により、児童虐待定義の見直しと通告義務の範囲の拡大、市町村の役割の明確化や要保護児童対策地域協議会の法定化、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の法定化、さらには民法等の一部を改正する法律の施行によって、親権の停止制度が創設され、児童相談所長の親権代行規定や児童福祉施設の長による入所中の児童等に対する監護措置の規定の整備等が行われてきた。

これらはすべて、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から整備されてきたものであるが、依然として子ども虐待による死亡事例が後を絶たないことは極めて残念なことである。

その一方、実際の現場では、多くの関係者が虐待を受けた子どもたちを助けるとともに、虐待に至らないように養育者を支援するために日々懸命な努力をされていることも事実である。

第 10 次報告においては、そのような中でもなぜ死亡事例が発生するのか、その背景も含めて分析し、改善策を提言している。特に、本報告では、0 歳児死亡の約半数を占める 0 日・0 か月児死亡事例（心中による虐待死を除く）及び虐待死事例において、少なからぬ割合を占める精神疾患のある養育者における事例について、詳細な分析と方策の検討を行い、特集としてまとめている。

虐待対応に関係する方々には、本報告の内容と日常の対応を照らし合わせ、不足している視点はないか、他の機関や関係者と更に連携すべき点はないか等、今一度、自らの対応を振り返っていただきたい。

また、今後の虐待対応においては、保健機関（母子保健担当部署）と医療機関の連携による虐待のリスクが高いと思われる家庭の妊娠期・出産後早期からの把握及び継続的な支援によって、虐待の発生や深刻化を予防することも一層重要である。

最後に、日々、児童虐待防止対策に当たる現場の関係者の方々に心から敬意を表するとともに、本報告が一人でも多くの子どもを児童虐待から守ることに資することを望んでやまない。

## 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

### ○委員名簿（第10次報告）

磯谷 文明	くれたけ法律事務所弁護士
水主川 純	聖マリアンナ医科大学産婦人科講師
笠原 麻里	医療法人財団青溪会駒木野病院児童精神科診療部長
加藤 曜子	流通科学大学サービス産業学部教授
川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター研究部長
◎ 才村 純	関西学院大学人間福祉学部教授
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授
宮本 信也	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
山田 和子	和歌山県立医科大学保健看護学部教授

### ◎ 委員長

(50音順)

(平成25年11月11日時点)

### ○委員会開催経過

- ・第52回 平成25年11月11日
- ・第53回 平成26年1月21日
- ・第54回 平成26年3月10日
- ・第55回 平成26年4月14日
- ・第56回 平成26年5月19日
- ・第57回 平成26年6月23日

### ○現地調査経過

- ・平成26年1月8日
- ・平成26年1月17日
- ・平成26年1月24日
- ・平成26年1月29日